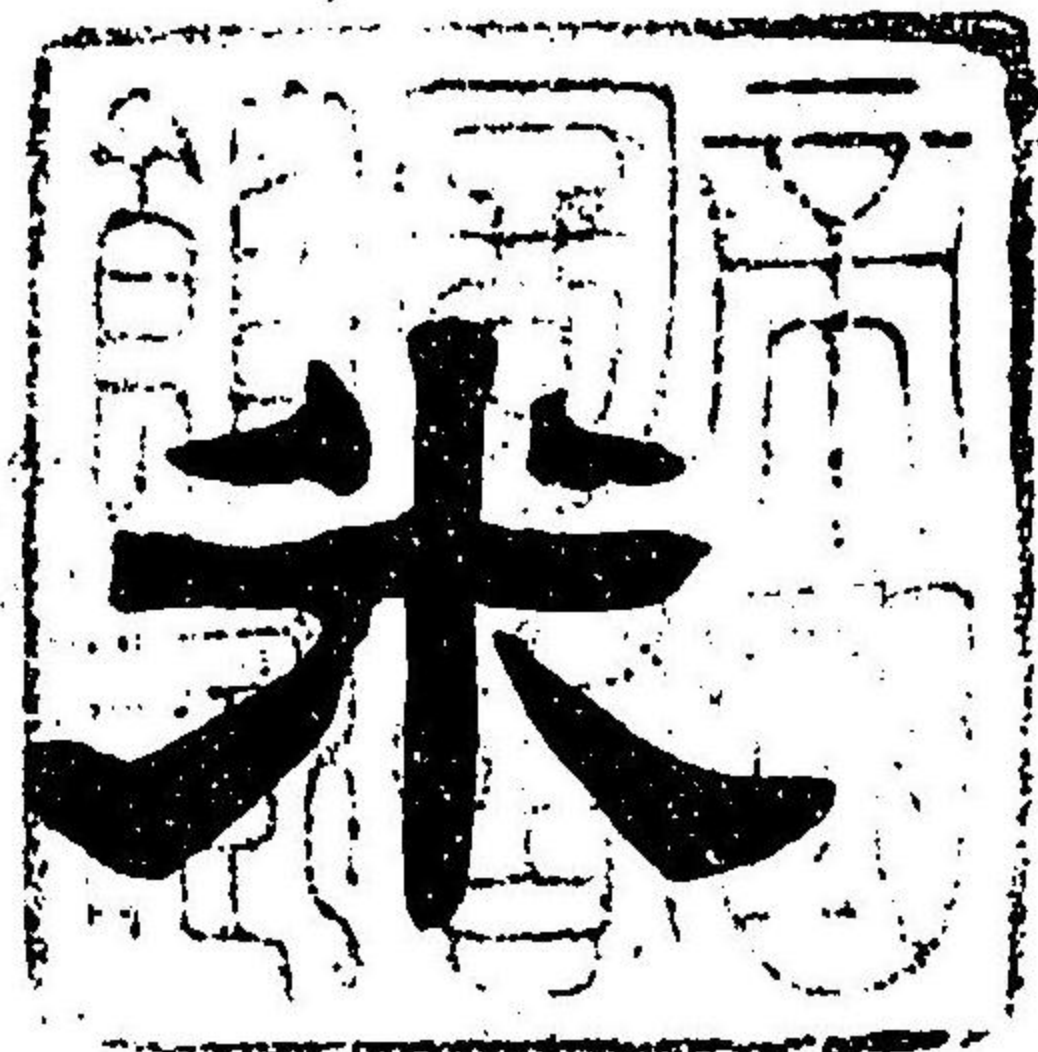


38-98

才38編



國民

明治
44.8.8
購求

例言

米國民の外的生活即ち其制度文物等を論じたるものは、かのジエームス・ブライース氏の「アメリカン・コンモン・ウエルス」を初めとし、已に幾多の著書あるを見ると、雖其内的生活即ち性格氣質等の上よりして、米國民を研究したるものは、恐らくは本書を措いて他に之を求むべからず。而して其研究の立場よりすれば、遂に本會が紹介したる佛國ブーミー氏の「大英國民」と大に其趣を齊うするものあり。此二書は心理的國民研究に關する一對の好著なりと云ふべし。

本書の著者フーゴ・ミンステルベル博士(Hugo Münsterberg)は獨逸人にして、米國ハーヴァート大學の心理學教授たり。元來氏が此書を著はしたる所以は、其原序に詳なるを以て、敢て此に之を贅せずと雖、其専門の心理學的見地よりして、米國民を研究し、其性格氣質に關する公平なる觀察を、其本國獨逸の讀者に紹介し、以て其誤解謬見を正さんとするに在りき。而して氏が如何に深く米國の事情に精通せるやは、今回獨逸が其文部省に獨米二國の學術上の連鎖たるべき「アメリカ」

(2)

インスチットを新設するに當り、氏を以て其最初の幹事に擧げたるを以ても察知せらるべし、事實は昨年十二月三日のアウト・ルック新聞の報道に據る。されば本書は單に獨逸人の米國觀として大に興味あるのみならず、吾人をして吾人に最も關係厚き隣邦米國民の真相を會得せしむる爲め、好個の材料を與ふるものと云ふべし。これ本會が他の書に先んじて本書を選択したる所以なり。而して博士は本會が其翻譯の承認を請ふに對し直ちに快諾を與へられたるは、本會の深く感謝して措かざる所なるが、氏が本會に寄せられたる書中に左の文辭あり。

I hope that the book may contribute its little share towards a sympathetic view of the Americans in your country and may in this way strengthen the cordial feeling between Japan and the United States and contribute to the peace of the world.

著者の意も亦蓋し此に在るを見るべし。終に臨み本會は此に本書の翻譯に當られたる文學士岡村喜代志氏に對つて感謝の辭なかるべからず。

明治四十四年二月

大日本文明協會編輯局 識

例

言

序

歐米重要な書籍、殊に佛國の名著が言語の相異なる爲め、我國讀書界の賞玩する所となる能はず、常に我識者をして世界進歩の大勢に後れしめんとするを慨するもの、茲に年あり、偶、明治四十一年の賜暇歸朝に際し、當大日本文明協會が大隈伯爵主宰の下に設立せられ、各國の名著を翻譯せんとするの舉あるを聞くや、大に我意を得たるものあるを喜び、當時加入を請はるゝに當りて、余は曾に之を歡諾したるのみならず、特に畏友ギヌスター・ヴル・ボン博士の數著を編輯長浮田博士に紹介して、其翻譯を勸誘したりき。今や即ち其二大著「民族發展の心理」(Trois psychologies de l'évolution des Peuples)及び「群衆の心理」(La psychologie des foules)の譯成るの報に接す。余の本懐亦之に過ぐるものなし。

序

(1)

世人動もすれば、佛國思想界の現狀に就き誤想を抱き、今尙ルーソー一派が主唱せる十八世紀哲學の感化の下に生活し、國民は依然革命思想の羈絆を脱するに至らざるやの感をなす者なきにわらず。如何にも言論の絶對的自由を以て自ら

(2)

序

誇る所の佛國に於て、其唱道せらるゝ學說の千種萬様なるは當然の事にして、時として白晝公然危激なる論議の主張せらるゝことを聞かざるにあらず。然りと雖斯くの如きは幸に社會一部の現象に過ぎずして、他の一方に於ては博識なる幾多の學者が近世學術の研鑽の結果に基き、十八世紀哲學の誤謬を駁撃破碎しつゝあるを見るなり。ギヌター・ヴル・ボン博士の如きは即ち其一人なりとす。余が著者と初めて相見たるは巴里の一旗亭にて、毎月最終の金曜日催さるゝ二十人會(Diner des XX)の會食に於てなりき。此會合は當今佛國の文學界に於ける第一流の名士を網羅せるものにして、實に十五年前に著者及び有名なるリポル氏の創設に係れり。余は即ち前本邦駐在佛國公使アルマン氏の紹介に依り、初めて著者を識ることを得たるなり。

余初めル・ボン博士を識りて一驚を喫したるは、其才鋒銳利にして識見凡俗を抜くに在りき。殊に其淡泊にして忌憚なき言論は最も得意とする所にして、奇矯常に人を驚かすものありき。余は一時氏の此性癖を見て、或は一種の好奇心に出づることなきやを疑へり。然るに時日を経ると共に、氏を熟知するに従ひ、定にこれ

一個の質實眞摯なる學者にして、眞理の探究の外更に餘念なきを確認することを得たり。

氏は巴里の西南エヨール・エ・ロアール縣ノイジャン・ル・ルイに生る。其祖先は十七世紀に知られし貴族にして、爾來幾多の軍人官吏を出せる舊家なり。氏は幼にしてツール市の中學校に學び、不可思議にも其成績に於ては甚だ平凡なりき。唯奇とすべきは、校則に盲從して定規の科目を學習するを厭ひ、自己の嗜好せる科目のみを學修せし一事なりき。これ既に氏の奪ふべからざる獨立性の發露を示せるものなり。次で氏は醫科大學に入り、遂に醫學博士の稱號を得たり。

彼の獨立的性格と其奇抜なる識見とは、彼をして甘んじて醫業に従事せしむる能はざりき。彼の趣味は彼を驅りて幾多の遠征を試みしめたり。即ち彼は英、伊、西、露、波蘭諸國を遊歴し、次でマロック、埃及、パレスチナをも踏破し、竟に官命を帯びて印度の視察を遂ぐるに至れり。彼が漸く社會の注目を惹くに至りたるは、其視察談に依りてなりき。これ彼國の現狀に就てなせる報告にして、彼の東洋文明に關する數著は實に此際に成りたるなり。即ち一八八四年の「亞刺比亞の文明」(The

(3)

序

civilisation des Arabes) 一八八七年の「印度の文明」(Les civilisations des Indes) 一八八九年の「東洋の原始的文明」(Les Premières civilisations de l'Orient) 一八九三年の「印度の古蹟」(Les Monuments de l'Inde) 等はなり。

氏に於て特に驚くべきは、其學識の多方面なると其思想の深遠なるとに在り、彼の論著一度出れば必ず卓抜を以て稱せられ、其探究發表せらるれば必ず嶄新にして人の意表に出でざるはなし。余は今此に氏の學術的事業を詳記するの餘白を有せず、唯其著書の題目を列擧するに止めんとす。曰く、一八八〇年の「煙草の烟」(La fumée du tabac) 曰く、一八八九年の「寫眞的測量法」(Les levés photographiques) 曰く、現今の乘馬術及び其原則」(Montation actuelle et ses principes) (本書は現時乘馬術の常用書となれるもの等是なり。されど彼をして眞に其名を成さしめたるは、其社會學及び宇宙起原學に關する著述なりとす。

彼の社會學に關する第一著は、一八八一年に出でたる「人類及び社會」(L'homme et les sociétés) と題する一書なり。一八九四年には「民族發展の心理」(Lois psychologiques de l'évolution des peuples) 出で、忽ちにして七外國語に翻譯せられたり。續いて一八九五

年に至りて、かの「群衆の心理」(La psychologie des foules) 出づ。これ此種の研究に於て實に世界に先鞭を着けたるものにして、爾來斯學界の常用書とはなれり。其後又彼は一九〇七年に「社會主義の心理」(La psychologie du socialisme) 及び之に次で「教育の心理」(La psychologie de l'éducation) を著はし、遂に今一九一〇年に於て「政治的心理と社會の防禦」(La psychologie politique et la défense sociale) なる書を出版するに至れり。彼の宇宙起原學に關する二大著「物質の進化」(L'évolution de la matière) は一九〇五年に、「力の進化」(L'évolution des forces) は一九〇七年に出でたり。

從來斯學界の定説に依れば、宇宙は不可分恒久なる無數最小分子の集合に依りて形成せられ、其上に特種の力の活動するものとなせり。これ全世界の學者に依り、動かすべからざる眞理として一般に信せられたる學說なり。然るに彼は一八九六年以來物質に關する諸種の現象を研究しつゝありしが、遂に物質の不滅説に向つて開戦を宣告し、數年にして之を破碎し盡せり。各國の學者にして此研究の結果を精査したる者は、或は氏を以てダーウインに比し、或は之をラマルクに對照せり。一九〇九年一月十一日の佛國思想雜誌に於て、シャルヌ・ポーン教授は曰く、

世人はル・ボン博士を以てダーウインに比せんとするも、若し強ひて其匹儔を求めんとすれば、寧ろ之をラマルクに比するを適當とす。何となれば初めて生物進化の明白なる觀念を抱きたるはラマルクにして、初めて物質の進化及び其「ラヂオ・アクティビティー」(Radio-activity)に依り、物質の消滅を説きたる者は、ギュスターヴ・ル・ボンなればなりと。一九〇七年二月十五日の英國文學世界は、物質の進化の翻譯を評して曰く、ダーウインの「種の起原」の出版以來未だ斯くの如き學界革新の出來事なく、而も此書は其結果の重大なることに於てダーウインの發見を凌ぐこと數等なりと。一九〇七年出版の「力の進化」は、物質の進化の所論に對する補充にして、前者に包含せる科學的研究の結論と見るべきものとす。

以上簡單なる敘述に依り、讀者は略、著者の人物の如何を了解せられたるべし。今や進んで彼の二大著たる「民族發展の心理」(外務省翻譯官前田長太氏譯)及び「群衆の心理」(早稻田大學教授大山郁夫氏英譯より轉譯)の概要を紹介せん。

かの十八世紀の哲學に依りて唱道せられたる人種及び個人平等の思想は、歐洲の國民に依り、既に確定不動の眞理と認められ、而して其影響の大なる爲めに、歐

洲の舊社會は根柢より其組織に動搖を來し、爾來一世紀半にして全く之を變革し了れり。かの今日益々歐洲國民の間に傳播せんとしつゝある社會主義の如きも、其基く所を尋ねれば、即ち此平等思想に外ならざるなり。

然るに近世科學の研究漸く歩を進むるに従ひ、其結果は明かに此平等思想の誤謬を示し來れり。然りと雖勇敢に此思想を正面より攻撃する者は、未だ之をあらざりき。ギュスターヴ・ル・ボン博士は即ち之を敢てしたる勇者の一人なり。此點に關しては著者の之を論辯せしこと既に一再に止まらず、而も彼が根本的に其所見を詳述したるものは、其著「民族發展の心理」是なり。

若し夫れ注意して民族文化の歴史を研究するときは、其民族及び之を組織する個人が文明の進歩すると共に、益々不平等となるの現象を發見すべし。これ即ち人類の進化が常に平等に向つて進まざるのみならず、却つて益々不平等の結果を來しつゝあるを證するものなり。此起點より出發して彼は世界の人種を分類し、原始的人種、劣等人種、中等人種、及び優等人種の四等となせり。

(7) 其所謂原始的人種とは毫も文化の迹なきもの、即ち「フーギアン人、オーストロ

(8)

アン人の如きものを指し、劣等人種とは黒人を指し、中等人種とは支那人、蒙古人、セミチック人種の如きを指すものとす。而してかの優等人種に至りては、智力よりも寧ろ性格上に於て卓絶せるものを謂ふ。即ち精力、自制力、道徳性等を具有する人種たらざるべからず。例へば古代の羅馬人、現代のアングロ・サクソン人の如きは、此優等人種の筆頭に置くべきものとなせり。

余は茲にギヌター・ヴル・ボン博士の所説を詳叙する能はず。唯之に對して二個の所見を述べんと欲す。

(一) 斯くの如き世界諸民族の間に於て、我日本國民の占むる地位又將來に於て占むべき地位は、抑、如何ぞや。これ余が多年抱懐する所の疑問にして、其解決を見ざることを、今尙昨の如し、此戰慄すべき大疑問に對しては、何人と雖未だ確信を以て答辯すること能はざるべし。然りと雖日本民族の過去の歴史と現在の進歩とを合せ考ふるときは、其占むる所の地位の如何を問はず、吾人は我國民が人類史上に於て實現すべき一大使命を有することを確信せざるを得ず。日本國民は一の理想を有する國民なり。其歴史は實に之を證して餘あるものとす。

序

序

(9)

既往二十五世紀を一貫して始終渝らず、時世と共に發達せる一大思想は、常に此民族を統御し、鼓吹し來れり。かの君主の一身に權化せられたる愛國の觀念なるもの即ち是なり。二千五百年間唯一系の皇統が此國を統治せし如きは、世界無比の事實なり。其人種の一なること、其性情の特殊なること、其精神の全國民に共通なること、何れも皆此事實より來りし結果にあらざるはなし。

斯くの如くにして我民族は其精力及び忍耐力に於ても、其自制力に於ても、又其理想に殉ずるの特質に於ても、優に優等人種の資格を有することを證して餘あり。若し其例證を得んと欲せば、之を過去二千五百年の歴史に於てするも、又近くは世界を驚かしたる日露戰爭に於てするも、決して之を求むるに困難ならざるべし。

若し夫れ日本人に缺點ありとせば、それは寧ろ智力上の方面に在り。蓋し我國愛國者の輩出に於ては、世界無比なりとするも、人類全體を利する大哲學者、大發明家の現出に於ては、猶他國に一步を輸せざるを得ず。然れども我國として此種の偉人物を産出する能はざる絶對的理由は、毫も之なきなり。否寧ろギヌター・ヴル・ボン

博士の所説に従へば、智力上の能力は教育を以て之を變化し得るものとなすなり。吾人豈に意を強うせざることを得んや。

(二)次に余の評論せんと欲する所は、此教育の點に在り。ギュスター・ヴル・ボン博士は人種の性情上に及ぼす教育及び制度の影響を輕視するに過ぎたり。吾人は此點に於て互に意見を異にし、議論を闘はしたること一再に止まらず。而も遂に相譲らざりき。余は熱心に畏友の著書を我同胞に紹介するものなりと雖、此點に就きては聊か留保をなすの已むを得ざるものあり。

余と雖、外國より輸入したる教育制度及び政治組織が、直ちに一國民の性情を變じ得べしと信する者にはあらず。殊に兩民族の文明の程度が全く相異なる場合に於て然りとす。例へば文明國の教育、政治に關する制度を亞弗利加、黒人間に輸入するも、何等の効果なきこと言を俟たず。何となれば國民はその文明の程度に従ひ、特種の教育制度及び政治組織を要すればなり。之に反して兩民族が殆ど同等の文明程度に在る場合に於ては、其一民族の制度を他民族に輸入することが、毫も國民の性情上に影響なしと斷言するは甚だ誤れり。否、余は寧ろ其影響の頗る

著大なるものあるを信じて疑はざるなり。此故に其輸入すべき外國制度の選擇に就ては、至大の注意を要すること勿論なりとす。

試に之を我國に於ける歐洲文物制度の輸入の效果に就き考ふれば、蓋し思半に過ぐるものあらん。余は此に其最も著しき三個の點に就き、單見の誤らざることを論證せんとす。

(一)今を距ること僅に四十餘年前、吾人は尙封建制度の下に在りき。其時代に在りては國民間に儼然たる階級存在し、各藩の首領は其配下に對して生殺與奪の權を有し、かの個人自由の觀念の如きは、殆ど其何物たることをも解する者なかりき。武士と平民との關係も亦之に同じく、武士は或る場合に於て平民に對して同様の特權を行ふことを得たるも、一人として之を怪む者なかりき。然るに一度泰西思想の影響を被るや、是等の特權は悉く廢止せられ、國法の前に於ける庶民平等の主義は、司法制度の建設と共に、其實現を見るに至れり。之が爲めに國民性の大變化を來したることは著明なる事實にして、今日農工商一般の人民は、決して甘んじて士族が自己の權利を侵害することを許さざるなり。四十年前の階級思

想が如何に消滅したるか、維新前に見ること能はざりし異階級間の結婚が今日盛に行はれ、何人も之を怪まざる一事を以ても知るべきなり。これ教育制度及び政治組織に對する維新改革の賜にあらざりして何ぞや。

(二) 若し夫れ新教育制度が如何に我國民性を變化せしめたるかを知らんと欲せば、試に之を權利思想の發達に見よ。維新前、世人の殆ど夢想せざりし個人權利の觀念は、今日如何なる程度にまで進歩したるか。其變遷の著しきこと實に驚くべきにあらざるや。素より此思想は歐洲人殊にフランク・サクソン人の夫れの如く強固なるにはあらざるべし。然れども四十年前に在りては未だ權利なる語だになく、之を輸入するに當りて、新熟語を作るの已むことを得ざりしに想到せば、恰も別天地の觀なきことを得ざるなり。

(三) 我國現行の軍事制度も亦歐洲よりの輸入物なり。此制度は其士官兵卒に對する教育に依りて、國民多數の性情に一大變化を來せり。蓋し往時に在りては、武藝は士族の專有物にして、かの武勇愛國の精神なるものも亦此少數者の特有物なりき。此故に徴兵制度の施行せられたる當初に在りては、農民は其子弟の出兵す

るに際して悲嘆措く能はざるものありき。今日に於ては則ち然らず。國民は何れも兵士たるを以て其名譽となすに至れり。吾人は此變化に就き素より古代武士道の感化多きことを否認するものにあらずと雖、亦決して新軍事制度の著大なる影響を無視すること能はざるなり。

斯くの如くにして泰西文物の輸入より來る日本國民の性情の變化を詳述し盡さんと欲せば、善惡共に、蓋し篇を易ふるも尙足らざるべし。吾人は唯其著明なる數例を擧げたるのみ。而して此變化たるや、政治及び社會的法制の變更より來るものなるが故に、畢竟國民教育の問題が、其根柢をなすものなることを俟たず。即ち日本民族をして世界に卓絶せる國民たらしむるには、如何なる方針に従ひて其性格の養成をなすべきか。これ愛國の士の最も注目すべき所にして、かの國民教育問題の焦點は即ち此に在りとす。

次にギュスター・ヴルボン博士は其著、群衆の心理に於て群衆の精神状態を究明せり。彼は先づ群衆の一般的性格を分析したる後、心理的群衆の何物たるやを研究し、如何に此群衆が其構成分子たる個人と、其感情、思想、理性、及び行動に於て相異

るものあるかを論述せり。蓋し個人としては理性に従ひて行動することを得る者と雖、群衆の一部としては尙狂暴の行動をなす事ある如く、平凡なる個人より成る群衆も、亦時には個人として不可能なる大美事を行ふことなきにあらず。彼は是等の現象を研究するに其獨得の靈腕を以てしたり、其詳細に至りては讀者寧ろ之を本文に就て了知せらるゝの勝れるに如かず。唯余は左記の一點に就き讀者の考察を乞はんと欲するなり。

凡そ近世史を一見する者は、何人も下級民が漸次政治的舞臺に顯出し來るの現象を發見すべし。此事實が果して正當なるや否やは此に之を論ずるを要せず。唯吾人は之を以て人力の如何ともすべからざる必然的事實として認定せんのみ。即ち吾人は今やル・ボン氏の所謂群衆の時代に入りたるものと謂ふべし。

日本は鎖國時代に在つては、此世界的趨勢に與る所なかりしも、一旦國を開き他國と交通するや、新思潮は湧然として全國に氾濫し、維新改革後二十三年にして、政府は立憲政體を創設するの已むを得ざるに至れり。これ決して當時に於ける爲政者の好事的政策にあらずして、實に國民的群衆の一般思潮の所産なり。若し

當時の國會開設運動者の背後に輿論の後援なかりしならば、爲政者は何ぞ斯くの如き自ら進んで其手足を縛するの愚をなさんや。かの維新の大業すらも、其原動力より言へば、尙群衆の合同的事業に外ならず。吾人は素より維新元勳の大器を認むるに吝ならずと雖、實は彼等も亦國民當時の輿論の實現者に過ぎざるなり。如何に其手腕の非凡なるものありしにもせよ、若し彼等にして國民の後援なかりせば、斯くの如き成功は到底之を期待し得べからざりしこと言を俟たず。此事理は日露戦争に於ても亦同一なりとす。若し其大勝利の來れる所以を求むれば、其主働者たる政府の背後に國民の後援ありしに困るものなり。此點より觀察すれば、此戦争も亦國民的事業たりしことを失はず。山來一度大事業の成功するや、當時の當路者は動もすれば獨力を以て其全部をなしたることを自信するの傾向あり。吾人は素より日露戦争當時の當路者の智力及び性格の優秀なりしことを知ると雖、亦之と同時に彼等が國民的希望の無意識的實行者なりしことを信じて疑はざるなり。

此故に爲政者たるものは、社會に於ける事業が善惡共に群衆の力に依りてなき

るゝものなるの眞理を忘るべからず。此に於てか最も重要なる問題は、如何にせば此群衆をして成るべく多くの善をなさしめ、又成るべく多くの惡をなさしらしむることを得べきかの一點に歸着すべし。即ち吾人は此に於て再び國民教育の大問題に逢着したるを見るなり。

ギブスター・ザ・ボン氏が論ずる如く、群衆は善惡共に時として少數なる首腦者の指揮に従ひて行動するものなるが故に、苟くも國民の先覺者たる者は、常に其指導に注意し、決して彼等をして下民の運動に見ること多き雷同附加をなし以て狂暴に流るゝの弊なからしむべし。即ち少數の先覺者は、私情を棄て、公共に殉じ、勇氣と確信とを以て日夜群衆教育の爲めに計る所なかるべからず。これ吾人が國家の興隆に貢献する最大の任務たることを信ずる所以なり。

讀者若し此點に關して吾人の國家に對する赤心を諒解することを得ば、余の望は即ち足ると爾云。

明治四十三年十二月三日

露都に於て

本野 一 郎 識

原 序

余曩に「米國人の特色」(American Traits)なる一書を著はし、獨逸人の理想を辯護し、米國人の或る傾向を批評論難したるが、其序文に於て余は下の如く述べたり。余が單に獨逸人の立脚地よりして米國人の缺點を攻撃し、以て米國人の偏見を打破せんとするは正當なりや否や、抑、合衆國に對して獨逸人が懐ける偏見は決して鮮少にあらざるのみならず、獨逸が米國の文化より學ぶべきもの亦甚だ多きが故に、寧ろ獨逸人の爲めに米國の長所を述べ、以て米國に對する獨逸人の偏見を打破するは、余の義務にあらずやと。これ屢、余の胸中に起りたる疑問にして、正當なる疑問なりと謂はざるべからず。されば余は直ちに米國文化の政治、經濟、智識及び社會の諸方面を詳論せる一書を著はし、主として米國の民主主義的理想を系統的に説明し、以て獨逸人民に米國の眞相を知らしむべしと。

(1) 然るに今や本書(The Americans)即ち成り、以て其目的を遂ぐることを得たり。されば本書に就て今茲に喋々するの要あらざるが如しと雖、唯余が本書を英語に翻

譯することを諾せる點に就ては、一言辯ずる所なきを得ざるなり、海外の讀者諸子の爲めに、米國文化の梗概を叙述するは固より不可なしと雖、米國人民の前に立つて、米國には共和黨及び民主黨なるものあり、又資本勞働間の紛争ありと云ふが如きことを仰々しく米國人民に説明するは全く無用にして、甚だ意味なき事の如く見ゆべし。余が郷國の獨逸國民に米國の實況を知らしむるは、獨逸國民多年の渴望を充すべきも、獨逸人たる余が米國人民の既に業に熟知せる事柄を米國人民に述ぶるに至つては、實に贅語と言はむよりは寧ろ言語同斷のことと見ゆべし。

されば本書を英語に翻譯して米國人民に讀ましむべしとて、諸方より勸誘せられたるも、余は如何なることありとも、自ら之を翻譯すべきにあらずと初めより決心し居たり。若し余が自ら本書を翻譯せば、それは單に著者が英語にて書きたる英語の書物たるに過ぎざるべければなり、而も尙本書が翻譯せらるゝ價値ありとせば、それは元來獨逸人の爲めに書かれたる本書が、歐洲より再び米國に歸り來れる點に存するものと言はざるべからず、而してハーヴァード大學心理學實驗室

に於て多年余の助手たる親友ホルト博士は、獨逸原書より本書を翻譯せられたり。

本書の翻譯せらるゝに就て、尙更に余が感じたる處のものあり、本書をして若し主として事實其物の記述に止まらしめば、之を翻譯して米國人民に讀ましめんとするが如きは、外國人たる余に取つては誠に愚の極と云はざるべからず、然れども本書の目的とする處は、決して單に事實の陳述のみにあらざるなり、尤も事實の眞の科學的研究を完うせんことは、敢て余の能くする所にあらずして、獨り余のみならず、如何なる人にも、社會の各方面に涉りて遺憾なく通曉せんことは到底不可能なるべく、必ず分業の必要あるべし、されば米國の狀態に就て科學的研究をなさんと欲せば、歴史家、政治家、經濟學者、法理學者、工學者、其他の専門家の協力に待たざるべからざるべし、然るに余は斯かる専門家の孰れにも敢て當らず、唯一介の心理學者たるのみ、故に余は何等新事實を發見せんとせるにあらずして、本書の唯一の目的とする所は、米國人及び米國人の心理的傾向を研究するにあり、されば本書の題目は「米國主義の哲學」(The Philosophy of Americanism)とな

すを以て一層適切なりとせん。而して斯かる研究は余の如き局外者に取りては必ずしも不適當にあらざるべし。何となれば小兒の時より新大陸の空気を呼吸して成長せる人々よりは、却つて余の如き外國人が一層深く米國の特質を感ずべければなり。故に余は本書の主眼が「自主の精神」(Spirit of Self-Direction)「自發の精神」(Spirit of Self-Initiative)「自全の精神」(Spirit of Self-Perfection)「自張の精神」(Spirit of Self-Assertion)の四章に存することを主張せんと欲するものなり。且つ經濟問題及び政治問題に關する諸章の如きは、單に事實の説明に過ぎざるが故に、本書中特に重要ならざるものなり。加之余の旨とする處は、米國人民の有する恒久的勢力及び思潮の傾向を述ぶるにありて、決して時事問題を論ずるにあらざるなり。されば此理由により本書は六個月前獨逸にて出版せられたる原書を其儘翻譯したるものにして、過去五六個月間に於ける事件及び統計表は全く之に増補せざりき。これ米國主義の哲學は昨今偶發せるが如き時事問題とは全く關係なければなり。尤も翻譯書が原書と異なる所は唯省略せる部分あるのみにして、例へば産業に關する統計表の如きは、米國人は政府の報告書に就て容易に見ることを得べ

きが故に之を略し、又獨逸血統の米國人に關する數章は主として獨逸人の爲めに論ぜるものなるが故に亦之を省けり。米國人民の眞の深遠なる動機を發見するを以て目的とする時は、其時事に關する錯誤缺點の如きは多少看過すべきは當然の事なりとす。吾人若し世界に於ける米國の使命の眞髓を闡明せんと欲せば、特に一時的の錯誤瑕瑾を重視するが如き改革論者の態度を採るべきにあらざるなり。時事の缺點は吾人に取つては寧ろ附屬的の事項にして、餘に重要ならざる副産物たるに過ぎず。改革を絶叫し社會に對して不平のみを鳴らすが如き人は、單に想像的人物の空想畫のみを見て各肖像畫に玄妙なる理想を含めることを知らざるものと云ふべく、斯かる人は米國主義の研究が他人の爾かあらんを欲する最も純良なる米國人を研究するにあることを曉らざるものなり。

斯く余が本書に於て、米國人の一時的の缺點を看過し、樂觀主義を採れるに就ては尙他の一の理由あり。本書の目的とする處は米國人民に對する獨逸國民の誤解を解き、獨逸國民を覺醒して、米國人民の眞相を知らしめんとするにあり。抑、偏

見を反駁せんとする人は、看過せられたる特徴美點を特に賞揚し、且つ過張の偏見を多少矯正して、初めて眞を描くに忠實なるものと云ふを得べし。而も此點に於て余の最も遺憾とする所のものあり。獨逸人に本書を提供せる場合には、余の樂觀主義及び辯護者としての態度は信實にして、且つ必要なりき。然れども本書を翻譯して斯かる米國主義の頌辭を米國人民に呈するは、果して必要なりや、又信實なりや、米國には自主、自發、自全、自張の四つの精神の外に、尙一層活如たる、自足の精神(Spirit of Self-Satisfaction)なるものあることは、余が夙に熟知せる處にして、而も之に就ては、余は本書に記入することを忘れたり。余は此精神に投合して、益之を助長せしむるの權利ありや否や。

然れども批評的態度と樂觀的態度とを互に相交ふるは、最良の方法にあらずや。時事の缺點を攻撃する改革論者の批評的熱心は、最も必要なりと雖、斯かる批評的態度は、他の一方に於て恒久的根本主義と深遠なる思潮とを認めざる時は、直ちに悲觀主義に陥るべし。按ふに批評家として余は、外國人としての權利以上に、屢、激烈なる論駁を試みたり。拙著「米國人の特色」は、其最も過激なる批評的陳述を

なせるものなり。されば、今や眞の米國主義の高尙なる目的を讚美して、前日の警告的批評を補ふは、余に道德的權利を與ふる所以にあらずや。余が曩には餘り一方に偏したることを自ら悟れると共に、本書が決して「米國人の特色」に記述せる余の激烈なる批評を取消さんとするものにあらざることを、茲に言明するは、余の義務なりと信ず。而して此兩著は、恰も實體鏡の一對の繪と等しく、米國の實體を明かに了知せんと欲せば、必ず兩著を併せ讀まざるべからず。政治上の腐敗及び教育上の缺點あることを、米國人民に反省せしむるは、勿論必要なれども、亦一方に於て米國主義が局外者に取りてすらも、尙高尙にして感嘆すべきものなることを述ぶるは、又決して無用のことにあらず。而して米國主義が堅實なる思想系統を有することを明かにするは、畢竟他の方面より改革論者の目的を達すべき唯一の方法なりと言はざるべからず。

終に臨みて一言謝辭を述べざるべからず。曩に述べたるが如く、本書の目的は、概括的一般原理の立脚地より米國の狀態の事實を論ずるにありて、敢て米國の歴史及び制度の創見的研究をなすものにあらざるなり。故に余は米國名士の著書

に記述せられたる事實を其儘借り來りて本書の材料となせるもの少からず。且つ本書は文體甚だ通俗的なるが故に、余は一も脚註又は引用書符を加へず。されば余が材料を取れる米國の數千の著書を茲に一々枚舉する能はざるなり。而も是等本書の材料は管に有名なる模範書又は専門家の著述のみならず、日刊或は週刊新聞、特に著名なる月刊雜誌に負ふ處少からず。余は総て是等の材料を余に供給せる贊助者に對して深く感謝の意を表し、且つ本書の獨逸原書が到る處に受けたる喝采を是等の贊助者と共に分たんことを欲するものなり。

一九〇四年十月二十五日

マサチューセツ州ケムブリヂ市に於て

フリーゴ・ミンスターベルヒ識

目次

第一篇 政治

第一章	自主の精神	一—五
第二章	政黨	五—一三
第三章	大統領	一三—二四
第四章	國會	二四—三三
第五章	司法制度	三三—四〇
第六章	市及び州	四〇—四九
第七章	輿論	四九—五三
第八章	人口問題	五三—五九
第九章	内政問題	五九—六三
第十章	外政問題	六三—七三

第二篇 經濟

第一章 自發の精神……………三〇一—三〇六

第二章 經濟的勃興……………三〇七—三二六

第三章 經濟問題……………三二七—三三九

 第一節 銀貨問題……………三二七—三三三

 第二節 關稅問題……………三三三—三三六

 第三節 トラスト問題……………三三六—三四一

 第四節 勞働問題……………三四一—三四四

第三篇 學藝宗教

第一章 自全の精神……………三四五—三四九

第二章 學校及び通俗教育……………三四九—三五九

第三章 大學……………三五九—三六九

第四章 科學……………三六九—三九四

第四篇 社會

第五章 文學……………三九四—四〇六

第六章 藝術……………四〇六—四二四

第七章 宗教……………四二四—四三三

第四篇 社會

第一章 自張の精神……………四三三—四三九

第二章 女子の自張の精神……………四三九—四五六

第三章 貴族主義的傾向……………四五六—四六一

目次終

米國民



第一章 自主の精神

(1) 米國民の政治的生活の狀態を記述せんと欲するものは、種々の點より之を觀察するを得べし。例へば先づ合衆國憲法の條文より論じて、米國なる一政治團體に確乎たる基礎を與へたる文書の解説をなさんとするものあらん。或は、米國史を涉獵して、最爾たる殖民地より起つて、今日の如き世界の一大強國となれる事蹟より論ぜんとするものあらん。或は又、現今の活問題として世人の注意を惹きつゝある諸種の事件例へば、政黨の競争、大統領の選舉、市及び州の狀態、裁判所及び國會の有様等に就いて見るを要すとなす者あらん。然れども、是等の觀察は實

に皮相の見解にして、米國人民の政治活動を指導する眞の動機奈何を究むるにあらざれば未だ以て足れりとすべからざるなり。實際米國政治界の指針と見做すべき眞の動機は、米國人民の自主の精神に存するものにして、米國人民の政治活動は、實にこの精神より産れ出でたるものとして説明せざるべからざるなり。元來、米國人はその日常生活の點より見れば、到つて交際し易き人民にして、所謂己れの誠を以て、他人の腹中に置くこと云ふが如き有様なり。米國人は、自己の利益を犠牲に供して迄も、なほ社會協同の爲めに盡さんことを欲するが如き天性の美德を有せり。例へば他人の家を訪問するも、己れは客たるを忘れて、恰もその家の主人なるが如く感じ、主人は又、全く客の意志に隨ふが如き風あり。然るにこれに反して、その政治活動の方面に於ては、自己に取つて重大なる關係あるものを見れば、徹頭徹尾全力を盡して己れの意志を貫徹せんとし、物質的の利害の如きは、全く度外視して、單に自主の精神のみより打算して、以て自己の主張を貫かんとするなり。この自主の精神は、決して偏見又は利己的動機を含むものにあらず、又勤勞を嫌ふが如きものにもあらずして、意志の努力其物なりと云はざるべからざるなり。

らず、曾て一米國人曰く、「露國の農奴(serf)は、露帝一片の詔勅によつて解放せらるゝことを得べく、これが爲めに毫も人命を毀損し或は金錢を消耗するが如き必要なかるゝし、然れども、吾々米國人民は、奴隷解放の爲めには、約五十萬の人命と數百萬弗の戦費とを犠牲に供したり、吾人が弊害として認むる處のものを除去せんとするや、全力を盡してその目的を達せずば已まざるなり。人命戦費奚んぞ關する處ならんや。ただ、吾人は米國人なるが故に、吾人の責任を免がるゝこと能はざるのみ」と。

自主を欲する精神が凡て他の動機を支配するが如き人民にありては、其人民によつて組織せらるゝ政府は、必らず共和政治ならざるべからず。尤も之を翻して總ての共和國は自主の精神を基礎として立つものなりとは云ふべからず。亞米利加合衆國の共和政治が、他の共和國と大に趣きを異にする所以のものは、實に此點に存するなり。米國人程、自主の精神に富み、自信力の強き人民は、他にこれあらざるべし。中央亞米利加及び南亞米利加の諸共和國佛蘭西共和國の如きは、合衆國とは全く異なる政治思想より起れるものなり。尤も、瑞西共和國の如きは、多

少之に類似するが如き觀なきにあらざれども、その版圖甚だ小にして、殆ど比較すべくもあらず。抑も佛蘭西共和國は、合理説を基礎として立てるものにして、第十八世紀の哲學と、其當時の制度に對する破壞的批評との結果として、所謂佛國思想なるもの生じたり。然るに、合衆國の政治思想は、推論的動機より起れる者にあらずして、實に理想より起れる者なり。換言すれば、合衆國の政治組織は、知識洞察の結果にあらずして、意志の結果なり。論理的基礎を有するにあらずして、道德的基礎を有するものなりと云ふべし。故に佛國憲法の主義は、理論より産れ出たるものなるも、合衆國の獨立宣言書中の主義の如きは、米國人民の品性に固着せる道德的理想系のただ一部分を表示したるものに過ぎざるなり。されば、斯かる道德的理想より起れる政治的組織が、米國てふ一大國家を成せるものなることは、疑ふべからざる事實なり。故に、米國に移住するものある時は、米國は必らずこの來住者に自主の精神を鼓吹して、舊思想を一變せしめ、以て米國に對する眞の愛國心を感得せしむるなり。元來、米國人は、土地に對する愛國心甚だ少なし。米國は初めは、小植民より起つて漸次境界線を擴張し、絶えず新なる領土に向つて

發展したるものなり。勿論、米國人は個人的に或特殊の土地と密接の關係を有するならんも、其國民としての愛國心は、全く土地と關係を有せざるなり。加之、米國人の愛國心は、又人民とも關係なきを思はざるべからず。抑も斯くの如く、絶えず無數の外來人を同化し來り、且つ過去の歴史によれば、全く異人種の集合體なる國民は、鞏固なる協同一致の精神を有すること能はざるを常とす。然るに、獨り米國に於いてのみ、これが例外をなすは、一見甚だ奇なるが如し。雖、元來、米國人民の愛國心は、土地を愛するにもあらず、また、人民を愛するにもあらずして、實に社會に對する思想系より發生せるものなり。即ち自主の慾望によつて結合せられたる社會を愛するもの、これ米國人民の愛國心なりと云はざるべからず。換言すれば、米國人の愛國心は、人種上の意味あるにあらず、また傳説を同じうし、若くは歴史を共にするの謂にもあらず、寧ろ、絶えず、共同の利害の爲めに努力しつゝ、ある未來に對する希望に存すと云ふべし。米國は、希望目的を共にする社會團體なれば、傳説若くは歴史を共にせる社會團體よりは、一層有力なるものなり。故に、米國人は、共同の利害關係によつて結合せられ、而も成敗の結果如何には、敢て關

せず、全く動機の正當を楯として、絶えず實踐窮行を旨とする國民なりと云ふべし。米國民たるものは、其國家を通じて、自主の精神を不朽に傳へんことに協力するの義務を負ふものなれば、苟もこれを履行せざるものは、假令その公民たる名を有すとも依然たる外國人のみ。

新來者は、概して直に米國の社會に同化せらるると雖、此くの如く海外より米國に來る者決して偶然に來るにあらざるを忘るべからず、意志の強固なる人にして、壓抑の爲めに苦められ、人生の満足を十分に享受すると能はざる者は、乃ち去つて廣濶自由の新世界に行かんとを熱望すべきも、而も十分に自主の精神を修養するにあらざれば、眞の米國人たること能はざるなり。此點に於いて、セルマン民族は、ラテン民族に比すれば、大に米國の政治的精神に適合し易し、元來、ラテン民族は、餘りに興奮的にして、模倣に狂れ、暗示に富むが故に、個人としては甚だ不安定なり。例へば、佛蘭西人、伊太利人、及び西班牙人の如きは、米國の社會的方面に對しては、調和するを得べし、政治的方面に對しては、必らずしも然るを得ざるなり。彼等は、道德的理想と自主の精神とは、何等の關係をも有せずと見做すが

故に、彼等の所謂共和主義なるものは、米國の共和主義とは、大に趣を異にせり。以上の如くなるが故に、米國の政治組織は、敢て普遍的の性質を有するものにあらずして、或特殊の性質を有する人民のみが之に入り得べきものなり。米國以外の國民は、米國人とは異なる政治思想を有するが故に、自國の政治問題を解釋するには、必らず米國人とは異なる或他の方面より解釋せんとすべく、他國民が單に米國人の政治的理想を模倣したればとて、そはただ自己本來の特質を毀損するのみにして、何等の得る處あらざるべし。現今米國の識者は、夙にこの理を知れり。と雖、なほ米國の一般人民中には、米國の政治的理想を以て、全世界を風靡することを米國人民の義務なるが如く思惟するものなきにあらず。然れども、前に陳べたるが如く、他國民は、他國民としての政治思想を有するが故に、單に米國の思想の標準より、他國の制度を評價して、善惡を云爲すべきにあらざるなり。獨逸の制度を米國に適用すべからざると等しく、米國の制度を以て、直に獨逸に適用すること能はざるは、米國の識者が、夙に認むる處なり。

貴族政治と民主政治との優劣を哲學的見地より論ずるが如きは、業に既に遺さ

往時のことに屬せり、尤も佛國革命を誘起せる政治思想は、第十九世紀の中葉まで、なほその餘波を及ぼしたるも、今や既に中和せられて、其勢は全く社會問題に遷り、最早立君政治と民主政治との優劣如何を眞面目に論ずるものは、これあらず、畢竟政治の形態は、其人民の智慧及び歴史に依りて定まるべきものにして、現今に於ては、其孰れにも、共に光明と暗黒の兩面あるを認むるに至れり。

民主政治は、個人主義に基くものなるが故に、之を基礎とせる各種の制度に於いて見るが如く、其缺點あることは、蔽ふべからざる事實にして、如何に米國最負の人と雖、民主政治の弱點危険及び弊害を認めざるものは、あらざるべし、特に民主政治の眞相を解せざる者に至りては、動もすれば疑心暗鬼を生じて、全く理由なき危懼を抱くとあり、獨逸人の中には、民主政治を以て、無智なる暴民の跋扈と野心ある政治變の跳梁とに委したる無法亂暴の政治なりと思ふ者、敢て之なきにあらず、然れども、眞個の民主政治は、決して斯かる無法の行爲を許すものにあらざるなり、元來無責任なる首領を戴き、暴動的行爲を敢てするが如き人民は、自主の精神を有するものにあらず、自主の精神は、必らず國民の教育を必要とするも

のにして米國の如く、所謂政治屋の勢力なき處は、他に其類なく、且つ、米國人の如くに秩序と規律とを遵守する國民も、亦、他にその例を見ざるなり。

本來民主政治の缺點とする處は、寧ろ一般人民に重きを置くにあり、一般人民の意見は、往々正當なるも、亦時に誤れるとありて、彼等は、偉大非凡の事物に對しては、全然理解力を缺き、自ら半可通を以て甘んじ、陳腐なる思想に満足して之を固執するが如き危険あり、尤も佛蘭西共和國の如きは、理性を以て萬事を判斷し、懷疑を以て特色とするが故に、大に之と趣きを異にすと雖、米國の如く自主の精神に依り、道徳的理想を基礎として立つ所の民主國にありては、萬事一般人民の智識に拘泥し、適眞に偉大なる人物あるも、その才を展ぶるに由なく、所謂千里の馬空しく槽檻の間に生を終らざるを得ざることあり、而して外見上偉大なる人物と見ゆる人は、實は、單に時代の傾向を最もよく利用する人に過ぎず、故に一般人民と直接關係なきものは、如何なる眞の大成功も、之に對して相當の尊敬と報酬を拂はず、これに反して、一般普通の人が、誰もよく了解し且つ競争するを得るが如き事業を成さんとする野心のみ社會に跋扈するに至るべし、されば、競技運

動又は貨殖に熱中し、美術科學の進歩の如きは、餘りに世人の歡迎する所とならず、政治界に於ても、所謂凡俗一般の趣味思潮と相合はざるものは、容れられずして、必らず競争場裡の失敗者となるなり。故にその結果として眞の偉大なる政治家は、政治界より退き、一般人民は、益、利己的政治家の爲めに籠絡せられ、政治の方針も亦、一般人民の凡俗の嗜好に適合せんとするに至るべし。

然れども、米國人は、民主政治と貴族政治とを比較して、貴族政治の缺點を指摘するに躊躇せざるべし。米國人は、所謂特權ある階級と、階級制度の存在とを忌み、官僚政治及び軍國主義を惡むと甚だしく、其身に材徳なき人の大權を握るは、其決して服せざる處、殊に上に對して卑屈、下に對して横暴なる無能の野心家は、米國人の殆ど蛇蝎視するものなり。若し君主政治、貴族政治及び階級制度を辯護するが如きものある時は、米國人は、大に不快を感じて、怒るを常とす。米國人は、如何に卑賤なるものと雖、皆均等の機會を有すと思惟し、協同一致の精神、自發自修の精神及び義務責任の感情の如き道徳的理想に對しては、如何なる事業も如何なる成功も匹敵すること能はずと信じ、この理想を以て行爲の標準となすものなり。

米國人民は、思へらく、神は、あらゆる國民の模範として合衆國を起し給へり。米國人民が、嘗に自己の町村市邑、自己の州、自己の國のみならず、廣く世界の人類に對する其責任を感得し、之を果さんとして努力するは、實に米國人民の特權なるべし。故に米國人の見地よりすれば、ただ一個人が國家の爲めに殉するよりも、黨派の競争を以て一層可なりとすべく、ただ一人優勝の地位を擅にする能はずして、他に其競争者あるは、貴族主義的傾向に陥るを避くるの唯一の方便なりと思惟せらるゝなり。

されば此くの如く異なる制度組織の比較的研究も、歴史上の事實を考慮するにあらざれば、何等の結果をも得ると能はざるべし。兩者共に各、長所もあれば亦缺點もなきにあらず。殊に制度の長所にして十分に行はれざる所あり、又其缺點にして之を補はるゝ國勢からざるが故に、此くの如き議論は、餘り効なきと多し。實際米國現今の趨勢を見るに、貴族院主義的思潮確に存し、之が爲めに民主政治の缺點を補ふと、蓋し鮮少にあらざるなり。勿論形式上より云へば、共和政治は、民主主義ならざるべからず。然らざれば、共和政治の眞髓を没却すべし。然れども米國

の社會的生活と政治的生活とは、二者決して並行して進歩したるにあらず、實は却つて互に相對立し相競争して發達し來れるなり。獨逸に於いても亦全く之と同様の觀あり。元來、獨逸國は、全然貴族政治、立君政治なることは、何人も認むる處なれども、獨逸人民の、社會的生活の方面を觀察すれば、日に益、民主々義的傾向盛にして、爲めに貴族政治の缺點を除去しつゝあるは、明かなる事實なり。勿論獨逸中等社會の生活状態を高めたるは、國富の増進にもよるべく、製造業者及び商人等が重視せらるゝに至れるは、獨逸産業の發達にもよるべし。又獨逸人の眼界を廣め、新智識を得るに至れるは、植民地の發展と勞働者及び女子が漸次社會的勞力を得來れるにもよるべし。然れども、獨逸の進歩發達の主原因は、貴族政治が民主々義的思潮の影響を受けたるによるものとなさざるべからざるなり。

米國に於ては、かのあらゆる貴族主義的傾向を排斥したるの日は、既に過去に屬せり。即ち今や智識ある人々漸く勢力を得、美術科學は進歩し、上流社會の理想も亦日に益、優勝の地位を占め、階級制度の傾向さへも次第に判明の度を加ふるに至れり。人民の心は、帝國主義及び軍國主義の感情に依つて鼓舞せられ、遂に奴隸

解放の爲めに全力を盡したるものも、今や、劣等人種を壓服するを以て、恰も白人種の義務なるが如く思惟し、且つ來住者に對する諸種の制限は、日に益、嚴密を加へつゝあり。これ實に米國の民主政治を損ふものにあらずして、實はその足らざる處を貴族主義的思潮を以て補ふものと云ふべし。

右の如くなるが故に、人民の實際的生活より來れる元子を看過して、單に國家の形式を理論的に批評する時は、大なる誤謬に陥らざるべからず。而して米國てふ民主國は、米國に於ける特殊の人民及び特殊の状態に取つてのみ必然の結果として起れる政治組織なるは、識者の十分に曉知する所なり。單に學說理論にのみよりて甲の國にはこの政體を以てすべく、乙の國にはかの政體を以てすべしとは云ふべきにあらず、必らず其の歴史的洞察の必要あるを認む。且つ又、米國と獨逸との如く、全く歴史を異にせる二國民と雖、單に歴史を異にするの故を以て、其精神も亦異らざるべからずと言ふの理なし。例へば、藝に述べたる如く、民主政治の米國は、その社會的方面に於て貴族主義傾向を有し、又獨逸は憲法上全然君主政體なれども、なほその内部に於ては民主々義的傾向を有するが故に、この兩國

民の間には實際上、非常に類似の點あるなり。
 米國史を緝けば其初めより米國の政府は大統領リンカン氏 (Lincoln) が云へる如く「人民の爲め人民によつて立てられたる人民の政府」ならざるべからざることを明示せり。而も今より約百十七年前、合衆國憲法の成立したる當時に當つては、この民主々義的憲法が東はメーンより西はカリフォルニアに至る大版圖を結合すべき機械とならんとは、何人も夢想せざりし處なり。然るにこの憲法は常に民心の大綱となり、或は交換或は買収、或は戰勝、或は協商の方法により領土を擴張し、而も如何に困難なる場合に遭遇するも、敢て人民の權利を侵さしむることなく、以て今日の偉大を致さしめたり。これ實に米國の國體が決して偶然の成果にあらずして、實に歴史的發達の成果なることを證して餘りありと云ふべし。

米國民主政治の精神は、一七八七年合衆國憲法の成立せる時に當つて初めて偶然生じたるものにあらずか。かの十三州の代表者が、ワシントン氏の統率の下に、フィラデルフィアの獨立館 (Independence Hall at Philadelphia) に集りし以前に於て業

に既に夙くより此精神は健實なる成長を遂げ居たりしなり。大西洋岸の英國植民地の人民の歴史を見れば、彼等が初めより個人の權利義務の如何に尊貴なるかを覺知し、その必然の結果として母國と關係を絶ち、以て獨立を宣言するに至れる所以を知るに足らん。

第十七世紀の初めに於て其端緒を開きたる異なる徑路の發展を見んか、抑も佛國植民地は、一六〇五年の頃既に繁榮したりしが、主としてノヴァースコシヤ及びカナダの他の地方に於てなりき。和蘭植民地はこれ亦一六〇九年に於て既に發達したりしが、今のニューヨークたるハドソン河畔の其植民地は久からずして英國人の手に歸したり。又メキシコ灣頭の西班牙植民地は、全然十三州の外に立つて發達したるものなりき。されば米國初代の物語は全く英國植民地の歴史中に包含せらるゝなり。

此等の英國植民地の人民中には、宗教上自由の生活を享受せんとて新大陸に來れるピューリタン教徒 (Puritans) もありき。彼等は、嚴格なる道德主義を守り、自主的小團體を組織せんことを欲したり。然るに一方に於ては、英國王の特許の下に會

社を組織し新大陸の富を獲得するを以て目的とし、渡來するものあり、其他全然直轄の王領もあり、斯く初めには種々異なる植民地ありしも、其後年を経ると共に漸く互に相類似し接近するに至れり。獨立の小團體等は、漸く何か保護權の必要を感じて再び英本國の保護を求めんとせるに、一方に於て王の特許を得たる一層勢力ある植民地の人民は、數千里外にある本國の管理にては、到底自己の利害を保護するに足らざるを感じたり。されば、彼等は本國の保護を受くるにも係らず、植民地の事は植民地の人民自ら之を處理するを以て、最も健全なる發達を全うすべしと感じたり。斯くの如くなりしを以て總ての植民地は、外英國の支配に屬せるも、内に於ては、獨立の状態にありて、自ら自主の國民たる修練をなしたりき。斯くの如く自主政治の希望はこれが一大原動力となりて、變化を促したりしが、又之に加ふるに幾許か功利的及び道德的動機を以てせり。左にこれを略述すべし。

一六〇六年に於けるヴァージニア植民地は、全然英國王の支配の下にありて、王は人民に何等政治上の權利を賦與せざりしかば、更に目覺ましき事業は起らざり

しが、一六〇九年に至り其行政權を植民地の利害に關係ある者の手に委ぬるととなり、ロンドンにある一の會社之を總轄するに至り、此に初めて植民地の事業大に勃興するの機運に遭遇したり。元來、會社は、海岸に沿ひて四百哩内地に向つては無制限に、非常の安價を以て土地拂下の特權を得居れり、而して其拂下げたる土地は甚だ肥沃にして、勞力をだに加ふれば莫大の利益を收むることを得たりしなり。茲に於てか會社は移住民に非常に有利なる條件を以て、土地を賦與し其代償には現金又は勞力を受取るべきことを提供したるが故に、生活難を嘆らつゝありし英國の下級人民は、先きを争ふて移住し來り、ヴァージニア植民地に急ち發展するに至れり。而も此植民地は恰も專制的軍政を以て支配せられ、會社の利害は、植民地に派遣せられたる役員に依つて代表せられしかば、彼等の利害は固より人民の利害と一致せず、特に不正の役員等は自己の職權を濫用し始めたり。其結果として、植民地は漸次に繁榮せるも、會社は將に破産に瀕するに至れり。此難局を救済すべき唯一の方法は、植民地人民の利害と會社の利害とを調和し、植民地の事は、植民地人民の欲する所に依つて處分し、敢て他の干渉を容れざら

しむるの外なかりしなり。茲に於てか、各村落又は小都會を政治團體の單位として、各二名の代表者を選び、以て一の集會を組織し、共同の事件は盡く其協議を以て決定することゝなれり。一六一九年初めて第一回の集會を催したりしが、果してこの地方自主團體は、久しからずして、大に有力となり、會社の權勢を凌ぐの有様となり、議論囂々として起り、遂に會社解散の五年後、ヴァージニヤは王領となるに至れり。然れども已に一六一九年に於て人民を代表する議會は初めて亞米利加の地に開かれたり。實に此時米國の自由は其萌芽を發したりと云ふべし。然るに、この同じ一六一九年に於て、和蘭の商船が初めてこのヴァージニヤ植民地に阿弗利加の黒奴を積み來り、奴隸問題の種を蒔きしは、實に奇妙なる運命なりと云はざるべからず。

ヴァージニヤ植民地の外に、全く任意の團結を結び一致協同の發達を計りしものあり。即ち一百二名のピューリタン教徒が、新世界において宗教の自由を得んが爲めに一六二〇年英國を去り、プリアマス(Plymouth)に於て、メイフラワー號(Mayflower)より上陸したるものこれなり。これ等のピューリタン教徒は、暴風の爲めに已むな

くノット岬(Cape Cod)に上陸し、非常なる困難と戦つて、此に一小植民地を起したり。此小植民地こそは、實に爾來常に道德的勢力の發源地となれるものなり。彼等は上陸する前、既に一の契約を結びてこれに署名したり。此契約書によれば、彼等は神の榮光の爲め、基督教の進歩の爲め及び王と國との名譽の爲めに數千里の海を航して此に上陸せんとするもの、而して今や前陳の目的を達せんが爲め神の前に於て一の政治團體を組織し、之に依つて常に公平平等の法律規則を設け、以て此植民地一般の安寧幸福を計らんとすと云ふにありき。而してこの團體の組織を見るに、毎年人民の選舉に係る知事一人及び補佐數人を置き、立法權は教會の男子にして聖餐の式に與る人々の集會に委ぬるととなせり。尤も後十八年を経て、植民地の増大と共に、教會員全部の會合をなすこと實際困難となりしかば、普通選舉によつて一院制度の代議會を組織することゝなれり。而してこの植民地は後に至つて、サレム市(Salem)を中心とせる商業的植民地と合併し、所謂マサチューセッツ灣植民地(Massachusetts Bay Colony)なるものを組織し、一六四〇年には既に其人口約二萬人を數ふるに至れり。メイフラワー號の甲板に於て起草せ

られたる誓約書は、秩序ある政府を組織する目的を以て、獨立自由の米國人をして意識的聯合を形成せしむるの端を開けるものと云ふべし。尤も、コーネチカット植民地に於て初めて一の成文憲法起草せられたるが、此植民地は實際ニューブリマスに於ける成功を繰返したるものにて、其人民は、農業に従事する者と、ウインゾル (Winsor) ハートフォード (Hartford) 及び其他の場所に於て、土蕃と交易をなす者により成れり。此くの如く彼等は共同の利害關係によりて團結をなし、一六三八年に於て、正式の憲法を採用したりき。

上述のごとく、植民地の政治的團體として、ヴァージニアに起れるものとピューリタン教徒の誓約との二つありしが、なほこの外に一つの重要な植民地政府の例ありき。此政治團體は初めは、全然貴族主義的にして且つ英國風のものなりしが、後久からずして米國風に化せられたり。抑も、時の英國王は、極めて僅少の年貢を納めしむべき約を以て、顯達の士に廣大なる領土を與へ、而も殆ど王者と同様の權利をその領土に行はしむるを例としたり。例へば、ボルチモア卿 (Lord Baltimore) は、一六三二年、チエサピーク灣頭 (Chesapeake Bay) のメーリーランドの地を拜

白 主 の 精 神

(21)

領し、卿は、殆ど王者の如くこの地に大權を振ひ、而も英國王に對しては其報酬として同地に於ける金銀採掘高の僅に五分の一を献納するに過ぎざりき。又一六六四年、チャールズ二世は、その弟ヨーク公 (Duke of York) に今のヴァージニア、メーリーランド、及びピデラウエヤの三州を含める廣大なる領地を與へ、またメーリーランド、ペンシルベニア、及びピデラウエヤの二州を、サーウィリアム・ペン (Sir William Penn) に與へたり。然るにペン死して後其子は、父が王に一萬六千磅を貸したる代償として、北緯四十度より四十三度に至る海岸一帯の地方を得たり。斯くの如く廣大の土地は二三の貴族の手に歸したるも、其後久からずして此等の地方に自主の精神漸く起り、新なる理想に依つて之を支配せんとする政治的思想を生ずるに至れり。カロライナ州は、先づこの理想を實行せんとして、哲學者ロツク氏 (Locke) の意見を求め、メーリーランドの人民は亦代議會を設くるに至れり。ペンは其植民地を以て献身的の事業となし、自己は勿論子孫に至るまで植民地の人民を害するに能はざるが如き政治を立つるに留意すべきを言明し、且つ自ら友愛の市即ちフィラデルフィア市 (Philadelphia) 「希臘語の philos, love + adelphos, brother, より來る」を

建設したり。

此くの如くにして、自助、自主の獨立心は凡ての植民地に於て其根を固ふせり。然れども此等多くの植民地を結合せしめたるものは敢て共同の感情と希望にあらずして、實は却つて共同の敵たりしなり。各植民地の位置は此くの如くして相齊しかりしと雖尙其間に明かなる差異なかりしにあらず。例へば同じく植民地中にては南部地方と中部及び北部地方とは非常に差異ありて、南部の住民は總ての勞働を全く奴隸に委するに反し、中部及び北部の住民は己れ自ら勞働する有様なりき。而して、斯く異なる種々の植民地を結合するに至りし所謂共同の敵とは、インデアン人、佛蘭西人、西班牙人及び自己の同族たる英國人なりしなり。インデアン人は、植民地の人民の爲めに遠く驅逐せらるゝ以前にありては、獨り新大陸の主人として土地を占有し居たり。特に、其勇猛なる種族は、白人を掃蕩せんことを試み、絶えず植民地を嚇かし、白人を苦しむること一再に止まらざりき。然るに、一六三六年、ロードアイランドの植民と、インデアンの一部族ピクォット族 (Pequots) との戦争後、ロードアイランド植民の發議により、マサチューセツツ

ツマス、ニューハンプトン、コネチカット等の植民は共に、一つの防禦同盟を結び、これを名付けてニューイングランド連合植民地 (United Colonies of New Eng Land) と稱したり。尤も此同盟は、畢竟互に區々たる猜忌嫉妬の心を擲つべきことと且つ此くの如く同盟を結びたればとて、敢て連合せる各植民地の獨立自由を損ふものにあらざることを知らしめたるに止まり、餘りに重要な實際的效果は舉らざりしなり。

然るに佛蘭西植民地との戦争は、大に重要な結果を生じたり。元來英國植民の爲めには不倶戴天の敵なる佛蘭西人は、一六〇八年、初めて北方クイベック地方 (Quebec) に植民したり。其後數十年の間に於て、英國よりの移住者は、東部大西洋岸を占有しつゝありしが、その間にクイベックの佛蘭西人等は、セントローレンス河の平野を南下し大湖に沿うてミシシッピ河邊に出て、遂にその河口に至るまでの大平野を佛國王の所領なりと稱し、時の王ルイ十四世の名に因みてルイシヤナ (Louisiana) と命名したり。而も此等の佛蘭西人は、此大平野に植民せんが爲めに來れるにはあらずして、其志は單にこの地方に於て他國人の未だ手を下さざる利

源を探索し、カナダに於ける獸皮商業の爲めに暴利を貪らんとするにありしなり。而して此等商人に續いて、加特力教の僧侶も亦入り込み來れり。斯くして、英國植民地の側面の大平野は、全く佛國人の占領する處となり、然るに英國王の土地下附證書によれば、ただ太平洋の海岸を以て其極西の境界線となしたるにより、英佛の衝突は、今や到底避くべからざるに至れり。

一六八九年英佛の本國間に戦争起るや、新大陸に於ける兩國植民地間にも亦激烈なる争ひ始まり、東海岸地方一帯の諸植民地は佛國人を以て共同の敵とするに至れり。一六九〇年四月、代議會をニューヨークに開き、初めてあらゆる植民地の代表者これに参加したりしが、これより英佛兩植民地間永く戦争となれり。元來佛人は、初めよりインデアン人と和親を通じ居たりしを以て、今や彼等の援助を借ることを得、此點に於ては大に有利なりしも、而も佛人は其數甚だ少なく且つ本國よりの援護なかりき。一七六六年最終の大戦争の時には、英國植民地人民の數は、百二十五萬ありしも、佛國植民地人民は僅にその十分の一に過ぎざりしなり。されば戦争の結果勝利は遂に英人に歸せり。當時ワシントンは、なほ若くして

英軍を指揮し、また時の英國宰相ウ・リヤム・ピット (William Pitt) はあらゆる援助を之に與へたるにより、此くの如く十分なる勝利を克ち得たるなり。一七六三年の條約によつて、ミシシッピ河以東の佛領は、ニューオルレヤンヌ (New Orleans) を除くの外皆英領となり、ニューオルレヤンヌ及びミシシッピ河以西の佛領は、西班牙領となれり。而して、西班牙は、フロリダ半島を英國に讓與したり。斯くの如くして、新大陸は、英國及び西班牙の分領する處となれり。

然るに、七年戦争 (Seven Year War) は、管に亞米利加の地圖に大變化を及ぼしたるのみならず、植民地の人民に大教訓を與へたり。即ち彼等は、共同の利害關係を感じ、且つ、植民地の將校も兵士も英本國の將校兵士に比して、決して遜色なきを知り、加之、本國は全くただ自己の利害のみより打算して植民地の事を處せんとするを悟るに至れり。彼等は即ち思へらく、ミシシッピ河流域の無限の沃野は、彼等に取りて最も有望の地にして、佛國の制肘既に去れる今日、なほ英國王に依頼するの要何處にあらんやと。茲に於てか、自治の精神禁ずべからざるものあり、遂に進んで最後の運動を試むるの機運に向ふに至れり。

尤も、植民地の人民等は、斯く既に獨立の大望を懷きしも、なほ忠良なる英國の臣民として、本國が植民地の外交政策を指揮し、其人民の通過したる法律を否認するの權を有することを認め、且つ本國の任命せる知事の權力を承認したり。當時十三植民地の人民は約二百萬人に増加したりしが、本國は種々なる戰爭の爲めに生じたる負債の償却に充んとて、植民地の人民に對して課税するの案を立てたり。勿論植民地の爲めに本國の支出せる金額は尠少ならざりしが故に、彼等に對して一部の負擔を要求することは敢て不公平のこととは云ふべからず。然れども小兒の時より、己れ自ら勞働せざるを得ざるの境遇にあり、且つ自主を以て争ふべからざる眞理なりと信ぜざる植民地の人民にとりては、此課税が、不條理千萬のことなりと思惟せられたるも、亦決して無理ならざるなり。彼等は本國議會に其代議士を出ださざる以上は、その議會の決議によつて課税せらるゝの理由なしとて、これに反對し、此くの如き課税は暴虐なりと絶叫するに至れり。

英本國は、印紙條例 (The Stamp Tax) なるものを布告し、米國植民地の諸證券、新聞雜誌等に凡て印紙を貼用せしめんとするや、その人民は、到る處に自由の子の會

(Sons of Freedom) なるものを組織して之に反對し、大に騷擾を極む。又、一七六五年彼等は、ニューヨークに印紙稅大會 (The Stamp Tax Congress) を開き公然印紙條例の不法なるを非難し、且つ一切本國の商品を買はざるべしと誓約するに至れり。此に於て、英國政府は、印紙條例を廢止したるも、羣々の聲なほ止まず、戰爭の機漸くに進みたり。而して此時一七七〇年本國議會は、又もや植民地に輸入する茶に課税するの案を通過したりしかば、ボストン市民大に怒り、ボストンに入港せる英船に亂入し、其搭載せる茶箱を悉く海中に投じたり。されば英國大に怒り、同市商業の繁榮を打破せんことを企て、薪炭食料の外は、一切輸入を禁じ、同時にマサチューセツに軍政を布けり。此に至つて十三植民地の人民皆マサチューセツに加擔し、一七七五年四月十九日愈、開戦となり、翌年七月四日、公然英國より獨立するの宣言書を世界に布告したり。爾來植民地は消えて、自由の十三州これに代れり。

獨立宣言書は、ヴァージニアのゼンアソン氏 (Jefferson) の起草せる處にして、其要に曰く、元來人の生るゝや、平等にして、上下の差なし、造物者は、彼等に生涯離るべからざる權利を賦與せり。權利とは、即ち生命、自由及び安寧これなり。人は、此等の權

利を享受せんとて政府を組織す。而して、政府即ち治者は、被治者の承諾を得て初めて其權利を有す。故に政府が一朝其設立の目的に反することあらば之を廢し、之を變じ、更に安寧幸福を與ふる政府を新設するは、人民の權利なり。以上説く處は自明の眞理にして、火を見るよりも明かなり。云々と。なほ、この宣言書に於ては米國人に對する英國王及び英國人民の罪惡を一々指摘し、最も壯嚴なる句調を以て、亞米利加合衆國は、爾後英國人民より分離して、全然獨立國たるべく、今後英國人民は、戰爭に於ては米人の敵にして、平和の時には朋友たるべきことを告白せり。此獨立宣言書は、フィラデルフィアの獨立館に於て各州の代表者より調印せられたるものなり。此獨立館には、全地の萬民に自由を宣布せよと銘せる有名なる鐘懸れり。

斯くの如くにして、自主の精神勝利を得たりしが、困難はなほ未だ全く去りしに、あらず。英國は、斷然其植民地を拋棄すること能はず。五年間戰爭繼續し、一七八一年、英將コンウァリス (Cornwallis) が、ヨークタウン (York Town) に於て米軍に降服する迄は、結果如何を危ぶむ程なりしなり。英國王は、なほも戰を續けんと欲したる

も英國人民は、戰に倦み、内閣も亦終に屈し、一七八三年四月平和の克復を見るに至れり。爾く戰は已に止みしも、之に依つて米國の諸問題、將來の安寧は、敢て確保せられたりと云ふべからず。共同の敵は打破せられたるも、各州の間に區々たる嫉妬反目生じ、聯邦の内部には、一致協同の精神甚だ薄弱なりき。これ未だ聯邦を統一し之を制御するに足るべき主權なく、内部に於ては、秩序紊れ、外部に向つては、外交を行ふ權力も關稅を徵する權能もあらざりしが故なり。

此くの如く餘り自主に熱中して、爲めに中央行政機關の權限を擴張するを欲せざる者尠からざりしが如し。これ最初には個人が社會全體の自主の爲めに、其權利を侵害せらるゝとあらんとの危懼を抱きしより起りしなり。斯くの如く各自異なる利害と權力とを有する諸州は、今其自主の權を擧げて之を或中央機關の手に委ぬる時は、先に英國王の行へるが如き壓制を蒙るに至るべしと思ひて之を欲せざりき。然れども、一部の識者等は漸く其偏見なるを覺り、諸州は合して自主の一大團體を作り、其強固なる中央機關に依つて、之が構成の要素たる各州の自主を保障し、遂行するの必要を感ずるに至れり。此に於てか、フィラデルフィアの

獨立館に於て各州代表者の議會を開き、數ヶ月に亘れる論難討議の末、集權主義に傾ける人々と分權主義を執る人々とは、遂に満足なる妥協をなせり。例へば、州は其大小に拘らず各二名の代表者を元老院セネイトに出し、其他聯邦制度に於て稀有なりとする多くの權利を享有することを許せり。尤も、最高の行政官は、意志の鞏固なるただ一人の人を以てすべく、而して一般人民の投票を以て時々之を撰擧すべしとせり。少數の人々はワシントンワシントンを以て王となさんと欲したる傾なきにあらずりしも、固より氏は極力之に反對したるを以て遂に沙汰止みとなれり。斯くの如く、米國共和政府の組織は、理論上より工夫せられたるものにあらずして、全く時と處との必然の結果として、自然に産れ出でたるものなるを知らざるべからず。次に、此議會は、憲法制定の事に就いて各州立法部の意見を徵せしに、分權黨は其事の不必要を主張したりしも、投票の結果遂に聯邦の憲法制定を決し、而して一七八九年、ワシントンは合衆國第一回の大統領に選舉せられて其職に就きたり。

合衆國憲法は、簡明に新政府が依つて立つ所の主義を表白せり。其冒頭に曰く「吾

人合衆國の人民は、一層完全なる聯合を組織し、正義を樹立し、國內の平和を維持し、共同の防禦に備へ、一般人民の福祉を増進し、且つ、吾人及び吾人の子孫の自由を保護せんが爲めに、茲に此亞米利加合衆國の憲法を制定す」と、而して憲法の條文七個あり。第一條は、立法權に關する規定にして、立法權は元老院セネイト及び代議院(House of Representatives)より成る國會(Congress)の掌る處とす。第二條は、行政權に關する規定にして、大統領は、最高の行政官にして、四年の任期を以て、選舉せらるゝものとす。第三條は、司法權に關し、第四條は、各州相互間の關係を規定せり。而して、第五、第六、第七の三ヶ條はこの憲法の効力及び如何なる場合に於いてこの憲法を修補すべきか等に就いて規定せり。

斯くの如く、其終りの條項に於て、憲法補修の必要を認め、豫め之が規定を設けたるに拘らず、其後一世紀の間、國運は隆々として長足の進歩をなし、國交の變遷殆ど夢知せざる所なりしも、尙此憲法中の綱領は、一も修正の必要を生ぜざりしに依つて見れば、此憲法が如何に米國人民の智能を包括し、又表示して餘す處なきかを知るに足らん。夫より七十七年の後に及び、奴隸禁止の一項を加へたるが、此

變化は數十萬の人命を犠牲に供して初めて得たる所の結果なり。尙其他にも二三の補修なきにあらざれども、此等は皆單に便宜の爲めにするもの、若くは個人の權利に關する規定等に過ぎず。又此憲法の本文中には宗教、言論、出版、集會等の自由に就いては、何等の言ふ處なしと雖、これ、此憲法の制定者が此等の事を認めざりしと云ふにはあらずして、彼等が合衆國憲法を以て、單に倫理に關する論文又は法律書となすが如き目的にあらざりしが故なり。尤も既に一七八九年に於て、各州は國民の理想として認められたる個人の權利に關して憲法に記載する所なかるべからずと主張し、又一八七〇年に至りては個人の權利中に尙一の補修を加へ、即ち公民の選舉權は、人種、膚色の相異、又は、以前奴隸たりしとの理由を以て剝奪せらるべからずと宣告せり、又補則第十條に於て「憲法に依つて合衆國（中央政府）に委任せざる權利及び憲法によつて州に禁ぜざる權利は各州又は人民の保有する處とす」と規定せるは、實は憲法當初の主趣にして唯一層明かに其効力を保障したるに過ぎず。尙之を詳言すれば、求心力に依つて敢て遠心力を擾さしめず、此補修によつて集權分權の二大傾向の均衡を保たんとするにあるな

り、畢竟此憲法は、自主の精神の表現に過ぎずして、國民全體の行動が、決して個人の自由を侵害するものにあらざることを告白せるものなれば、其擁護の下に米國は、漸次増大し繁榮し來れり。既に一八〇三年に於ては、ルイジヤナの地を加へて其面積約二倍となり、ルイジヤナは曾て西班牙が佛國に讓與したる處にして、米國は、ナポレオンより一千五百萬弗にて之を購求せり、一八四五年テキサス州加はり、一八四六年には、英國との條約により、太平洋岸のオレゴンの廣地又合衆國の領に歸し、一八四七年、メキシコとの戦争の結果、ニューメキシコ及びカリフォルニアの地を併せ、一八六七年露國よりアラスカの地を得たり。茲に於てか、初めは三十二萬四千方哩に過ぎざりしもの、今や三百六十萬方哩となり、十三州は四十五州となれり。斯く國運の發展を來せるも、憲法の綱領は何等變更するの要あらざりしのみならず、此發展を致さしめたるものは實に憲法の眞髓たる自主の精神なりしなり。爾く版圖の増大せるのみならず、數百萬の移住者も亦此憲法の恩澤の下に、無盡藏の新大陸に蟬集し、其面積の十倍せる間に人口は二十倍となれり。而して新來者は又此自主の訓練を受け健全なる米國人民の精神を享有す

るに至れり。
 元來、米國人中にも、愛蘭より移住したる者と、獨逸より來りたる者との間には、
 確に差あり、又、ニューヨーク人、或は、東部諸州の人民と
 西部諸州の人民とは、全く同一なりと云ふべからず、各個人の性質に於ける差異
 は決して消滅するものにあらざるなり、然れども、今や米國人民が、一部は氣候の
 影響により人類學上漸次新なる一民族に分化し來れるが如く、その品性の方面
 に於ても亦一種の米國風なるもの生じ來れるは明白なる事實にして、其社會的
 生活の方面に於ては、貧富、智愚、士着者、來住者、勞働者、計畫者等、非常なる差異ある
 に拘らず、其政治的生活の方面に於ては、其間殆ど注意するに足るべき差異ある
 を認めざるは實に驚くべき事なりとす、勿論往時は唯政治の方面に於ける大體
 の觀察にして、敢て各個人の心理的解剖をなし、一々之を研究して斯かる結論に
 達せるにはあらざれども、抽象的概括より米國人の氣質を見來る時は、以上の論
 述は決して誤謬にあらざるべしと信ず。

然れども、米國人が斯くの如く自主の訓練に於て學ぶ所のものには、一も危険な

しとは言ふべからざるが如し、それ實際的行爲には理想を含有す、されば人は其
 行爲に關して最良の方向と誤解し、又は忘却するのみならず、亦之をなすの道を
 誤り、之に反對なる動機モチの必要を見る場合に於ても、尙之を忽諾に附するが如き
 ことなきに、あらず、換言すれば實際的行爲は、理論的智識と異なりて、機智と辨識
 とを要するなり、此意味よりすれば、米國民主義の教訓は、人を大なる誤謬に導
 く原因となり、且つ模範的米國人の徳性には、必ず缺點なきにあらざるは得て
 之を否定すべからざるなり、今左に米國人の特性に就きて略述すべく、其卓越す
 る理想に依つて其多くの短所は、自ら知了せらるべし。

第一、米國人は、自己の力を無限に信頼する傾向ありて、之より生ずる種々の情を
 有せり、而して此特質は、勿論自主主義の基礎をなすものなり、米國人は、他人より
 注意又は指圖を受け、或は、他人に自己の利害を認めしむるを欲せず、全く自己の
 判断及び力に信頼し、如何なる目的も之に依つて貫徹するに足るべしと信ずる
 ものなり、且つ、米國人の日常生活の状態及び其諸制度の如きも、皆この信念を益
 強固ならしむるに與つて力あり、されば、其直接の結果として、米國人は、自發の精

神樂觀主義自頼心安全の情等を有し、而して其成功の過半は全く此等の感情に負ふ處なりと云ふを得べし。悲觀失望等の文字は米國の辭書に於て見るべからず。米國人は如何なる目的を探り、或は如何なる手段に依つて其目的を達すべきやに就きては、論争することあらむも、既に一定の目的を選び、一定の手段を探りたる以上は、之を達するに自己の力の不足を思ひ躊躇逡巡するが如きこと決して之あらざるなり。故に各人皆全力を盡して事に當る。米國人の自主の精神は、此點に於て、其經濟的生活の原動力たる自發の精神と密接の關係を有す。而も政治上に於て表はれたる米國人の自發的、樂觀的精神は、之を經濟界に於けるそれと比して、更に外人の眼を驚かすものあり。乃ち米國人は、議論の簡明を尊び、各人皆自己の意志を、最も簡明に且つ最も有効に表明せんとを欲す。如何に卑賤なる者も、如何なる官職にも就くことを得べしとなし、何等専門的智識なき者も、或は郵便局長となり、或は市長となり、或は内閣員となり、或は大使とならんとを求む。特に米國大小の諸制度を見るに、高低の差を可成く小にして、各個人の昇進を容易ならしむ。されば、諸人皆正當なる功名心を奮起し、十分に之を貫徹するの機會を

有し、之に對して何等の障礙あるべからず。即ち米國人は假令初めには如何にその中心より遠き圓の表面に生るゝとも、而も之に向つて進行するの權利を有す。故に米國民の強大なる所以は、實に圓の表面に存すと云ふべし。田舎の厩番も、都會の郵便配夫も、其大統領になるとならざるとは、一に自己にあるを知れる自負心こそは、これ米國の政治が常に堅實なる發達をなして成功する所以なり。然るに自發心及び樂觀主義なるものは、往々自己の才能を誇負し、専門的訓練を蔑視するの傾きに陥るの危険なしとせざるなり。元來半可通なるものは、全然惡しきにはあらずして、之を以て成功することなきにあらずと雖、亦決して危険なしとは云ふべからず。今若し青二才の職工が學務委員となり、小商人が郵便局長となり、銀行家が立法部の議長となり、新聞記者が内閣員となり、斯くして専門的智識經驗なき者が、國家の要路に立つとせば、必らず弊害を生ぜざるを得ざるなり。現今は米國にても大に茲に悟る處あり、無能無經驗の者を排して、専門的智識ある人を採用し、適材を適所に置かんとに勉めつゝあり。然れども、尙智的生活の方面に於ては、餘りに自頼心に狩られ、爲めに半可通に陥るの危険甚だ少からざ

るなり。
 右の如く個人主義の流行に連れて、尙此外にも種々の結果を生ずべし。乃ち國民一般が各自に問題の解決をなさざるべからずと思惟する場合に於ては、輿論は可なり高度の平準に達するを得べし。其平準以上の卓見を有する二三大天才の説は、却つて一般人民の認むる處とならず。此等の人は、惡戰苦闘遂に不遇に終ることなしとせざるなり。換言すれば、多數の凡庸の意嚮に投合する者即ち成功者なるを以て、最善よりも寧ろただ最多に克ち得んことをのみ努むるに至るべし。米國に世界的大天才の出でざるは、決して偶然にあらざるなり。然れども斯くの如く米國に於ては一般人民が皆自己の意見を主張するを得るが故に、例へば、ニューヨーク、イングラントの或都邑に於て、或問題の起れる時の如きは、之に對して熱心に議論を戦はす者の多きこと、歐洲何れの處に於ても、決して其比を見ざる所なり。されば、自主の精神は、常に自發心及び自頼心を勵ますのみならず、亦義務責任の念を刺激するものなりと云ふを得べし。一度び自己の責任を信ずれば、敢て之を他人に嫁せんとするが如きとなく、自ら進んで之を行ひ且つ自己を制し

て放恣に陥らざるは、米國人の特色なり。今若し、近隣俱樂部、町市州又は聯邦全體に或事件起れりとせば、米國人は他の指揮を待たずして自ら起ち、自ら之を解決せんとす。マッキンレーの下に海軍卿たりしロング氏 (Long) 云へらく、ワシントンに於て内閣會議を開く時、其閣員が其會議の事項に就いて、一般人民より詳しく其内容を熟知し居ることは勿論なり。而も之に拘らず、遠隔の地方に住む人々は、ニューヨーク又はボストンの新聞紙を讀み、恰も眞の内閣會議に於けるが如き智慮と理解を以て其論點を討議するを常とすと。前の大統領選舉の如き、或は銀貨問題の如きに就いて之を見れば、思ひ半ばに過ぐるものあらん。特に銀貨問題は、非常なる大問題なりしが、每晚數千萬の人民は、最も専門的にして最も解し難き國際的貨幣本位制度の問題を熱心に傾聴したり。斯く眞面目に智識を求むる慾は、個人的責任の感情より起ること勿論なり。多人數の群集する場合に於ても、米國人は男女の別なく、皆能く秩序を守り、雜沓せざる様自から注意し、殆ど警官の注意を受くるが如きとなすは、これ各自其義務を守り責任を重んずるが故にして、米國の全社會組織は、各人相互間の信任を其基礎とすと云ふべく、斯かる例は

決して歐洲に於て之を見ざる處なり。米國に於ては治者も被治者も同一なりとの感情常に凡ての活動を一貫して、常に政治に影響を與ふるのみならず、社會的生活の方面に於て特に下級人民の自尊心を鼓舞し、随つて下級勞働者は、自己の品位を増すが故に、其結果として其行爲も亦、自然、高尚優雅とならざるを得ざるなり。

然れども、此に又缺點あるを知らざるべからず。米國人は、政治上治者も被治者も同一なるを信ずるが故に、他人を尊敬するの念薄く、老幼共に平等なりとの感情より、家庭に於てすら、兒童は兩親に對して多少尊敬の念を缺き、兩親も亦、兒童を譴責訓戒するが如きこと殆ど稀にして、假令叱責懲戒を要する場合あるも、ただ懇願的にこれを説諭するに止まり、學校に於ても亦、此主義によつて兒童を教育すべきものと信ずるなり。此を以て米國の青年男女は、外部よりの牽束訓練の必要を全く知らずして成長す。

自主の精神が、個人の意志及び個人の權利義務に及ぼす影響は以上の如し。然るに一方に於て、自主の精神は、又、他人の權利と密接の關係あり。米國人は、自己の權

利を自覺するが故に、他人の權利をも承認し、他人も亦均等の機會を有して、之に對しては決して妨害又は容喙すべきにあらずとなし、公共の事件に關しては、我も人も平等の發言權を有し、平等の權利を有すとなすなり。而して此愛他主義の感情は、米國人民の實際的生活の方面に種々の影響を及ぼせり。第一、米國人は多數者の意見に全然服従するを常とす。勿論少數者も、自己の主張の爲めには、飽くまで論辯奮争すと雖、而も遂に多數の爲めに敗られたる時は、少數者は、深く其敗に服し、決して不満の色をなし、若くは罵詈謗を敢てするが如きことあることなし。此點に於ては、青年の遊技に於ても、大人の競争に於ても、敢て異なる所あらず。故に、敗れたる少數者は、自制克己し、直に多數者の意見に従つて、快く其行動を共にするなり。これ實に米國人民の品性の最も秀でたる特色なりと云ふべし。此特色と聯關して、米國人は、如何なる競争に於ても、敵味方共絶對的同一の權利を主張する特質を有せり。米國人は常に公平を尊ぶ、之を以て、あらゆる事件に對して輿論を構成し、又決して他人の自尊心と信實とを疑はざるなり。米國人は、歐洲人が他人より疑ひを受け居るが如く、自己の名譽を辯護せんと欲して、再三陳

辯するを見て、之を怪むなり。されば米國の兒童すら外國の青年が競技の際に、争論をなし、他人の不公平を疑ふを見て、奇異の感をなすなり。米國人は、小兒の時より既に他人の言を疑はざる天性を享受したるものと云ふべし。然れども茲に又暗黒なる一面なきにあらず。米國の識者等は、單に多數の意見のみにては、何等の問題の眞解決を告ぐるものにあらざるを自覺し、假令多數の意見なりとも、若し理論と相容れざる時は、之に従ふは不條理千萬の事にあらずやと考ふるに至れり。此くの如きは、天才達識の士を要する場合にも、尙多數制度によつて其意見に従はざるべからざるなり。斯かる絶對的の機會均等主義は、必ず極端に馳するの危険を伴はざるを得ず。他人の權利を認むることは、自然弱者に對する同情を誘起すべく、これ必らずしも惡しきことにはあらざれども、而も感情主義に趨り易き危險あり。加之、常に他人の權利を妨げざらんことのみを慮する時は、他人が不正の行爲をなせる場合にも、尙そのなすが儘に任せ、之を看過黙認して爲めに破廉耻の行爲を獎勵するの結果を生ずるに至るべし。米國の市政及び其他政治上の腐敗は、その最大汚點にして、特に獨逸の批評家の

非難する處なり。勿論、掠奪竊盜を敢てするが如き姦惡なる人物は、米獨孰れの地に於てもこれあるべし。然れども、獨逸に於ては、掠奪竊盜をなすが如き下劣なる品性の人物は決して之を官職に就かしめず。官吏にして、若し自己の職權を濫用し不正の行爲をなすが如きあらば、全く獨逸人民の信用を失ふべし。然るに、米國にては、全く之に反し、特に市政に於て弊害甚だしく、官吏が不正の行爲をなして自己の懐を肥やすの機會甚だ多く、而も之が爲めに拘引せらるゝが如き懸念絶えてあるとなし。且つ官吏の俸給は、一般に比較的少なく、官吏の社會的地位も亦多くは低きが故に、有爲の人物は官吏たるを欲せず。爲めに益劣等なる人物を官職に就かしむる傾向あり。されば、不正直なる人が官吏となるを許すが如き制度を默許する點に對しては、米國人は必らず之が非難を逃るゝに由なし。以上述べたる所の弊害は、米國人が他人に對して餘りに寛大に過ぐるより生ずるものにして、これ實に民主政治の通弊たらんとするが如き觀あり。然れども、米國人と雖、已に此缺點あるを認め、今や國民舉つて此弊を除去せんが爲め熱心努力しつゝあるは明かなる事實なりとす。加之、日々新聞紙上に見ゆる程、實際米國の市政が

腐敗せりとは思ふべからず。一犬虚を吠へて萬犬實を傳へ、何等根據なき風説も急ち新聞記事の種となること尠からず。されば深く事實の真相を吟味する時は、決して世人の想像するが如く爾く腐敗せるものにあらざるを見ん。

按ふに、此等の弊害を除くに最も簡易なる方法は、公職に關しては、一切一般人民又は政黨の干渉を容れざるにあるべし。然れども、一方より言へば斯くの如くすれば、米國人民が古來深く尊重せる個人主義の特權を覆没する恐れなきにあらず。加之、米國人は、人民の意志即ち輿論を以て斯かる弊害を根絶すべき唯一の良法なりと信ずるが故に、現狀に満足せるなり。然れども斯く米國人は現狀に甘んじて甚だ冷淡なるが如しと雖、彼等にして、若し一度び覺醒せば此制度あるが爲めに直に政治の大變革を行ふとを得べし。加之其腐敗愈極度に達する時は、何時にても所謂「教育的運動」てふものを起すことを得るなり。歐洲人中にて米國の政黨政治に最も通曉せるゼームス・ブライス氏 (James Bryce) は、合衆國官吏の多數は、英國又は獨逸の官吏に比して、更に腐敗し居るにあらずと云へり。而して米國人は、之に對して、左の如く言ふならん。米國の官吏は勇み進んで其職務に服する

點より言へば、歐洲諸國の官吏よりも一層優れる者ありと。

然れども、米國政治の改良を困難ならしむる一つの傾向あり。米國の如く自主の精神を主とし、個人主義を以て基礎とする國に於ては、國家はただ個人の權利の集合體に過ぎざるが故に、如何なる建議提案も、これを採用するには、甲か乙か兎に角或個人を利するものならざるべからず。而して斯のごとく國家は無數の個人の集合體にして、法律は單に個人間の誓約に過ぎざるが故に、國家の尊嚴及び法律の權威は、個人を超越せる高等なる集合意志とは、何等の關係を有せざることとなるべし。尤も個人主義者に取つては、國家及び法律は、唯個人の權利義務によつてのみ成立するものなるが故に、斯くの如く個人を超越せる集合意志と言ふ如きものは、單に空虚なる抽象的見解に過ぎざるならん。然れども斯くの如き思想よりは、善惡二様の結果を生ずべし。乃ち國家及び法律は、個人に依つて個人の爲めに作られたるものなるが故に、政治團體は、絶えず個人の利害によつて支配せられ、個人の監視によつて不正の行爲を矯正せらるゝの利あり。然れども危険なる結果又之なき能はず。若し國家及び法律は、單に個人間合意上の制限に

過ぎずとなす時は、國家に對する義務責任の念を薄うし、集合意志に對する服従の念甚だ弱く、之に反して、個人的權利義務の觀念を過重するに至るべし、即ち一個人の權利に對する感情のみ強大となり、之に反して市州又は國家に對する義務を餘りに輕視するとなるべし。一會社の利益の爲めに、不正曖昧の手段を以て立法者を動かさんとを試むる徒が、一個人としての私生涯には非常に嚴重なるが如き、或は寡婦孤兒の信託に對しては一錢の私をもなさざる人が、課徴を免がれんが爲めには自己の財産額を嘘るが如き弊害は必らず之より生ずるなり。刑法に於ても、亦之と齊しき場合あり。米國の私刑 (Tynch Justice) は其市政の腐敗以上に文明國民の指彈する處なり。蓋し政治上の腐敗と私刑とは、米國の二大汚點にして、之が爲めに歐洲人中には、米國民の司法觀念に對して、甚だ不快の印象を有するもの少なからず。吾人は前者に對する歐洲人の誤解を十分に正誤したるが、彼等は後者に關しては、尙一層誤解せる點あるが如し。私刑は、勿論許すべからざる罪惡にして、犯罪は何處までも犯罪なりと雖、社會心理學者はこれを行ふ者の心理狀態を研究して大に興味を感ずるなり。元來、私刑は正義の觀念なき人の

無法亂暴の行爲にはあらずして、寧ろ個人主義的裁判の觀念を有する人が、狂熱して之を執行するものと云ふべきなり。米國南部諸州の黒奴多き地方に於ては、私刑執行の好例少なからず。例へば、一黒奴が白人の女に暴行を加へんとしたりとせよ。其附近の白人等は、此犯罪者が仲間の黒奴等の勢力を借りて罪に服せざるか、或は又、正當なる法律上の裁判にては、斯かる犯罪を再演せしめざる様他の黒奴を戒しむるに足らざるを感ずるや、恣に法律上の裁判權を犯して此黒奴を捕へ來り勝手に即座審問を開きて之を絞殺するなり。然れども、此等の白人等は單に野蠻的本能に驅られて殺人を敢てするものにあらざるなり。聞く處によれば、彼等白人は、犯罪者を死刑に處し、復讐を遂げたる後は、恰も公民としての神聖なる義務を果したるが如き態度を以て互に鄙重嚴肅なる握手を交換し、辭に各自歸途に就くと云ふにあらずや。彼等白人は、法律なるものは、彼等が隨意に構成し採用したるものにして、變更改正の必要ある場合には、何時にてもこれを廢止し、又は之を無視することを得べく、法律は決して彼等を超越して効力を有するものにあらずと信ずるものにして、全く個人主義的觀念に鼓吹せられたるもの

と云ふべきなり。實際斯かる憶断は、合衆國中の一層開化せる地方に於ては勿論、南部諸州に於ても心ある者の齊しく非難する處にして、私刑を加へたる人々は法律上當然殺人犯を以て論ぜらるべきなり。然れども、私刑執行者の行爲は、心理上より之を觀察すれば、正義の觀念足らざりしが爲めにあらずして、實は個人の權利を侵害せられたるに對する憤怒の情と、罪惡を犯せば必らず之を償はざるべからずとの信念とが、私刑執行者の精神に鋭敏なる刺激を與ふるが爲めなるなり。

以上吾人は、法律に關する個人主義的觀念より生ずる二つの結果に就いて詳論したり。蓋しこは常に米國民の品性の真相を誤解せしむる種となりをれり。心理上より見れば、此等の現象は、偶然の汚點にして、正義名譽に對する國民的意識とは、何等の關係なきものゝ如し、之を詳言すれば、自主々義の自然の結果たる極端なる個人主義に伴ふて起れる汚點なりと云ふべし。而して米國人は、孰れも皆此汚點を除くを以て、米國人民の最も神聖なる義務なるを知れり。されば歐洲人は多數の黒奴が、毎年白人の爲めに不法に殺戮せらるゝ事と、フライデルフヤ又は

シカゴの政治家等が巧みに法網を潜りて不正の富を掠奪し、以て私腹を肥やしつゝある事とを見て、速断にも米國人は全然法律を尊重せざる人民なりとなすの認見に陥るべからず。吾人は米國人が、自主の精神によつて教訓せられたる處のもの、を能く利用して以て善良なる効果を擧げたることを看過すべからず。獨逸人が新聞紙上に記載せられたる米國政治界の腐敗及び私刑の記事を見て、直に米國政治の狀態を斷定せんとするが如きは、恰も米國人が、獨逸陸軍將校の敗徳に關する社會民主黨員の演説を聞き、直に之に依つて、獨逸軍隊の眞價を批評せんとするものと殆ど擇ぶ處なきと云ふべし。

尙米國人民の一特色とすべきは、彼等が迅速に事物を組織、整頓する天才を有することなり。これ個人主義を基礎とせる凡ての社會に固有の特質にして、此特質は米國論制度の威化を受け、それが又反動して、米國の諸制度を成すに與つて力あらしものなり。此特質は貴賤貧富の別なく、米國人の最も得意とする處にして、勞働者等の一致の行動に於ても、亦街路上の偶然の出來事に於ても、其他あらゆる事柄に於ても、全く同様なり。例へば、出札所に於て多數の人々が切符を買ふ場

合の如き群衆等は自から迅速に整然たる列をなし決して混雜することなし。此特質は又自發の精神を補助する効力あるものにして、米國の勞働者が歐洲の勞働者よりも大に優れる點は亦之が爲めにして、歐洲の勞働者は非常なる訓練を経ざれば、此特質を得ること能はざるは遺憾なり。米國人が政黨を組織するも、議會の効力を保障するも、國家の規律を保持するも、皆此特質によるものにして、これ實に自主の精神の最も顯著なる表現なりと云ふべし。然れども翻つて考ふるに、此特質にも亦、危険を伴ふことなしとせざるなり。例へば、此特質を有する政黨は、單に政治的「機械」となり、政黨の首領は、恰も「職工長」たるの觀を呈すべければなり。此點に就いては、次章に於て更に詳説する處あるべし。

第二章 政黨

大統領の職は米國政治組織の最高位にあるが故に、先づ之より述ぶるを適當と

すべしと雖、種々なる點より之を觀察するの必要あり。第一大統領の職は、國權の三大區分、即ち行政、立法、司法、三權中の一なるを以て、此順序に従ひ順次之を論ずるを可とせん。然れども、亦一方より考ふれば、大統領は聯邦の元首なり、而して米國の政治組織は、聯邦政府の組織を又各州政府に適用し、尙漸次小區劃の政治團體にも之を反覆適用せるものなり、即ち四十五州の各知事は宛然たる其州の大統領にして、各市の市長も亦其市の大統領たり。然らば先づ大統領に就いて述べ、順次地位の低きものに論及するを可とすべきが如しと雖、尙深く考ふれば、此等の方法は孰れも最も重要な關係を表明するものにあらざるべし。或は大統領を各州の知事、高等法院又は國會より離れて論ずるとは出來得べきも、而も政黨の狀態を詳かにせずして大統領の何たるかを知らんとは到底不可能の事なりとす。大統領候補者を選定するも、大統領を選挙するも、皆此政黨にして、政黨は大統領を選挙したる報酬として、政黨を保護し、政黨の政見を行はんとす。大統領に要求するものなり。加之、國會議員の選舉、各州議會議員の選舉に於ても皆然り。故に米國の政黨の有様を知らずして大統領國會又は裁判所等に關し記述し

たればよ。これ恰も背景なき繪畫と等しく、其真相を欠くものと云はざるべからず。故に吾人は不自然なる分折を止めて、先づ茲に米國の憲法政治と政黨組織とを併記すべし。蓋し此兩者は全然分離すべきものにあらざればなり。斯く政黨の狀態を明かにして、然る後、吾人は大統領、國會、高等法院、聯邦政治及び州政治を論ずるを得策とす。

尤も爰に注意すべきは、上述の諸種の事柄を一々分類して論ずる時は、吾人は已むを得ず不自然なる抽象に陥り、爲めに多くの事實及び複雑なる關係の點を閉却する事あるべきを忘るべからず。歴史に徴するに、米國大統領の職は、其他の諸制度と常に密接の關係あり。例へば大統領の締結せる條約及び大統領の任命權は元老院の協贊を経て始めて有効なり。而も他方に於て、大統領は國會の決議案を否認するの權を有す。高等法院と大統領とも亦分離して考ふべからず。例へば大統領クランプランド氏 (Cleveland) がその財政政策に於て、所得税法案を發布せんとするや、高等法院は之を以て違憲不法の事なりと宣告せるが如き、或は大統領マッキンレー氏 (McKinley) の殖民政策が、高等法院の判決によつて大に扶助を得

たるが如きこれなり。又州及び市に於ける政黨政治は、聯邦政府及び大統領と大に密接の關係あり。即ち地方政治は聯邦政治に影響し、而も聯邦政治は又地方政治を支配する事屢なり。例へば、クランプランド氏は、大統領となる迄は、聯邦政治には何等關係する處なかりしが、氏はハツンフロの市長として、ニューヨーク州に雷名を轟かせ、遂に同州の知事に擧げられ、其州政に於て大に名聲を博し、遂に大統領に選舉せらるゝに至れり。之に反してマッキンレー氏も亦州知事たりし事ありたれど、而も氏が大に自黨の信任を得たるは、其國會議員の職にありし時なり。故に地方政治は、代議元老兩院の議員を始め其他あらゆる國家の高地位に進むべき自然の徑路なりと云ふべし。加之聯邦の大問題と雖、州政に大關係を及ぼす事尠からず。故に聯邦の政黨は、孰れの立法部にも關係を有せざるなく、乃ち小村落の人民が其村の巡查或は道路掃除役を選舉する場合に於ても、膨脹政策、自由貿易、金本位等の如き國家の大問題に依つて、黨派を分ち互に競争をなすなり。故に如何なる小區劃の地方と雖、中央政府及びその政黨と關係せざる處なしと謂ふべし。

世界各國殆ど政黨なき處なしと雖、米國の政黨に比すべきもの他にこれあらず。英國に於ては、二大政黨に分れ、大に米國の政黨組織に類似すれども、而も其類似は單に外見上のみにして、實質に於ては大に異なれり。又獨逸の政黨と比するも、獨逸政黨の數が米國のそれに比して多きのみならず、尙大なる相異あり。獨逸の政黨は、之を狹義に解すれば、立法者の集團にして、廣義に解すれば、此等立法者と立法者を選擧したる者との集團なり。勿論獨逸に於ても、有權者の團體と、其選舉せる帝國議會の議員との間には、或機關なきにあらず。例へば政黨の幹事(多くは議員中より擧げらる)中央委員、地方幹事、地方俱樂部、地方集會の如きは、總て有權者を鼓舞煽動し、且つ選舉に關する種々の慣例に就き注意を與ふる爲めに必要なりとせらるゝなり。然れども立法者にあらざる專門政治家、選舉せらるべき議員よりも一層有力なる政黨の首領、或は國會又は人民よりも一層有力なる政黨の如きは、獨逸にてはこれなきなり。加之米國の政黨は、其機關の範圍も非常に廣く、且つ規律甚だ嚴肅にして、國會に代表者を出す事は、政黨の多くの目的中たゞその一たるに過ぎざるなり。

米國の政黨が今日の如き發達を遂げたるは、決して偶然の事にあらず。吾人若し米國政黨の活動する状態に就き、其主要なるもの二三を見れば、如何に米國政黨の機關及び勢力が他に比類なきかを知るに足らん。第一米國公民の選舉權の範圍廣きことは、實に驚く計りなり。米國人民は、國會議員、州議員、地方議員の選舉の外に、尙大統領、副統領、知事、其他の州官吏、控訴院判事、市長、市吏員等をも亦選舉するの權を有せり。加之自主の主義により、州官吏はただ其州の人民のみ投票すべく、市吏員の選舉にはただ其市の人民のみ投票すべきが故に、有權者の責任甚だ大なり。且つ獨逸と異なり、米國にては、知事は政府の任命する處にあらず、市長も亦市以外の高級官廳に於て任命する處にあらざるが故に、有權者は政治上如何なる場合に於ても全責任を負へるものと云ふべし。然も有權者の活動は之に依つて、遂に其端緒を開くものにして、彼等先づ選舉すれば、選舉せられたる者又他の人々を選舉任命す。例へば、州議員が元老院議員を選舉し、知事及び市長が、又多くの官吏を任命するが如き之なり。特に大統領は、上は大使公使より、下は村落の郵便局長或は燈臺守に至る迄任命するの權を有す。然るが故に、此等の任命權を利

用して、自己の黨派に屬する人々を舉げ、以て權勢を擴張すること容易なりとす。右の如くなるが故に、米國の有權者の任務責任の重大にして、且つ其影響する處の範圍廣濶なることは、獨逸の有權者と敢て同日の論にあらざるなり。米國の公民が其政黨に聯關せる政治上の義務は、尙之に止まらず、自主の精神は、彼等をして、獨逸人民の知らざる主義の遂行を促すなり。即ち候補者の指名選定をなし、且つ之をなすにも、議會の方法手續により、必ず多数投票によつて決定せざるべからず。故に理論としては、委員又は特別の役員ありて候補者の指名選定若くは地位の配當をなすが如きことなし。一の黨派は一の地位にただ一人の候補者を立つべきも、往々にして其黨中の數人が、同時に之に候補者たらんと欲する事あるべく、斯かる場合には、投票によつて先づ黨の公認候補者の選定を行はざるべからず。されば一黨派内に於ける候補者の選定競争が、本選舉に於ける他の黨派間との競争よりも却つて激烈を極むること尠なからず。然れども、大規模の選舉の場合には、上述の如き方法は、甚だ不便にして、例へば知事の選舉には、州の全人民が合して或黨派の候補者を推薦すると能はざるが故

に、先づ多数投票によつて、候補者選舉人を選舉し、次に此候補者選舉人が、其黨派の候補者を選定するなり。大統領候補者選舉に於ても、先づ一般有權者は選舉人代表者を選定し、而して此選舉人代表者會は、又候補者選舉役を選定し、斯く二回の選舉によつて定められたる候補者選舉役は、國民大會 (National Convention) を開き、以て大統領候補者を選定し、愈、最後の大統領本選舉の場合には、其黨派に屬する有權者は、斯くして推薦せられたる大統領候補者を選舉せんとするなり。以上の如く二重の選舉によるが故に、大統領候補者推薦は、一種の技術と複雑なる政黨機關の運用を必要とするに至れり。尙獨逸の政治に全く例なき一特色あり。米國にては、凡ての選舉全地方的にして、必ず選舉區の有權者中より候補者を出すを常とす。獨逸にては、或市が帝國議會の議員を選出するに當り、其土地の人を候補者に立つるよりも却つて他の地方より大政治家の來るを歓迎する有様なり。而して一例を舉ぐれば、伯林の市長を選舉するに當り、同市民は、ブレスラウ又はケーニヒスベルグの人を迎へて市長となすを辭せず。然れども此くの如き事は、米國人には到底解し得られざる所

なり。米國に於ては村にせよ、市にせよ、代議士を選挙するには必らず自己の中より候補者を出さんとす。これ亦米國人の自決の主義 (Self-determination) によるものと云ふべし。且つその必然の結果として、政黨は全國到る處に其政黨機關の支部を置かざるべからず。唯一個の中央政黨機關のみが、全國の候補者を定むるが如き事なく、到る處の地方機關も亦完全なる効力を保有し、政黨の主義綱領に従つて直に候補者を推薦する權を有するなり。故に政黨機關の任務は、甚だ複雑にして而も嚴肅ならざるべからず。今若し政黨機關にして感情に流れ易さか、團結堅からざるか、或は運用拙き時は、政黨内部に於て利害關係の一致を缺き、直に瓦解するに至るべし。然るに此點に於て、米國の政黨は、完全にして且つ獨立の組織を有するものと云ふべし。

然れども、斯くの如き米國の政黨組織は、二個の弊害を生ずべし。尤も皮相の觀察者特に外國人等は非常に之を重大視すれども、深く之を研究する時は、決して左迄大なる弊害にはあらざるなり。即ち一は、政黨が或一定の主義綱領によつて組織せられたる後、政黨機關の運用にのみ全力を注ぎ、政黨其物を目的として、遂に

は政黨の眞の目的は其主義政綱の貫徹に存するとを忘るゝに至る事なきか、詳言すれば、政黨の任務は、單に政權の保持にあるものゝ如く思惟し、政黨が據つて以て發達するを得たる當初の主義綱領を棄て、或は之に反對しても尙政黨の勢力を維持するを以て其任務なりとするに至る事なきやと云ふにあり。其二は米國の政黨機關の組織は、非常なる勞力を要するが故に、其勞力に對しては、或方法によつて報酬を與へざるべからず。此を以て政黨は、全く其政治上の理想を拋棄して、權力を濫用すべく、其結果として其理想よりも寧ろ利益報酬を目的とするが如き人物を誘ひ來るに至るべしと云ふにあり。故に以上二個の弊害は同時に發生するものにして、第一に、政黨は其主義を失ひ、第二に、何の主義をも有せざる所謂専門政治家が政黨の事を掌るに至るべしと云ふにあり。されば吾人は先づ政黨の理想及び政治家の何たるかに就いて一層詳細に之を説述すべし。

米國の二大政黨は、共和黨 (Republican) 及び民主黨 (Democratic) にして、現今政權を握れるものは即ち共和黨なり。尤も此二大政黨の外に、人民黨 (Populist) 又 People's Party と云ふ、一八九二年二月二十二日組織せられたる政黨にして、通貨を増加

する事、土地所有權を制限する事等を以て其政綱とす、その他の小政黨なきにあ
らざれども、甚だ微弱にして、假令少數の國會議員を選出し得るとありとも、其勢
力殆ど言ふべきものなし、況んや其推薦に係る大統領候補者の如きは到底勝算
なきものなり、米國にて物好きなる政治屋が、二三の同士を糾合して、新に一の獨
立政黨を立てたりとて、數日ならずして直に瓦解すべし、デイー提督(Dewey)の如
き人物なりとも、單に其武功を標榜して新政黨を組織したらんには、唯人目を喜
ばすに止まり、政黨としては何等の成功をも收むる能はざるなり、故に唯秩序あ
り組織ある大政黨のみ眞に政界に於て實力を有すと云ふべし、尤も大統領選舉
期日の前には政治上又は産業上勢力ある人々が、二大政黨の外に立ちて新に第
三黨を組織せんとすることなきにあらず、然れども其目的は敢て獨立の運動を
なさんとにはあらず、唯二大政黨の孰れもが其投票を己れに得んと欲して競争
するが如き中立黨を造り、以て其主義を二大政黨の一或は兩者に容れしめんと
の計畫なるに過ぎざるなり、これ民主共和の兩黨が其勢力殆ど相伯仲し、極めて
僅少の投票數を他より加へ得れば、直に其方の勝利となるが故なり、マッキンレー氏

(共和黨及びクリヴランド氏民主黨は、共に二回大統領に當選したりしが、何人も
次の選舉には共和民主の孰れが勝を得べきやを豫言すること能ざるべし、クリ
ヴランド氏が第二回當選の時には、民主黨は五百五十五萬六千九百十八票を、共
和黨は五百七十七萬六千一百八票を得たり、而して此選舉に際し、人民黨は一百萬
票を授じたりしなり、然るに四年の後局面一變し、マッキンレー氏は七百十萬六千
百九十九票を得て勝ち、ブライヤン氏民主黨は六百五十萬二千六百八十五票を
以て落選した、右の如くなるが故に、二大政黨は第三黨が自己の候補者を選出
するとも敢て恐るゝに足らず、又其孰れか一方のみが常に月桂冠を維持するこ
とも能はず、何となれば、少しにても運動を怠れば直に他の一方が勝利を得るに
至るべきを以てなり、されば第三黨は二大政黨中の一方に分裂を起し、これが爲
め従前の平均を破ぶるが如き場合に限り、恐るべき勢力を及ぼすものと云ふべ
し。

抑も共和黨及び民主黨の主義目的は何ぞや、但し共和黨と云ひ、民主黨と稱する
も、其名稱には何等重要なる意味あるにあらざるなり、何となれば共和黨員は決

して米國の民主政體を廢せん事を希望する者にあらず、民主黨員も亦米國政府の共和組織を改變せんことを欲する者にあらざればなり。十九世紀の初めに於ては、今の民主黨は「民主的共和黨」(Democratic Republicans)と稱せられたり、此已に廢れたる名稱は現今米國に存在するあらゆる政黨に適用せらるべきものと云ふべし。米國の政黨中未だ曾て貴族政治、君主政治、無政府主義、或は富豪政治を以て主義綱領となせるものあらず、共和民主の兩黨が互に火花を散らして劇烈なたるべきと未來永劫敢て變るとあらざるなり。然らば孰れの點に於て兩黨は異なる處ありや、或論者の如きは、米國の二大政黨には眞の主義なるものなしと稱し、説をなして曰く、今や米國の共和民主の兩黨は眞に其主義綱領を代表するものにあらず、兩黨互に相對立するも、今や全く斯く對立して存すべき政治上の意味を失へり。故に此兩黨は、單に外見上の區別ある二個の團體に過ぎず、時事問題に對しては可成多數の投票を得べき態度を執り、以て己が黨員中に勝利の果實を分配せんとするものなりと、彼等論者は又曰く、現今の政黨は、一八五〇年の頃より

り同八〇年の頃に至る迄の間に於ける奴隸問題によつて組織せられたるものなり。共和黨は北部諸州の黨派にして、熱心なる解放論者たり、民主黨は奴隸使用を主張せる南部諸州の黨派なりき。而して戰爭の間は、此對立は政治上重大なる意味を有し、戰爭の後には南北の調停等善後事業の爲め又大に其必要ありしが、今や凡て此等の事は遠き過去に屬したりと、
元來共和民主兩黨の主義を見るに、甲黨の主義とする處時としては乙黨の主義となり、乙黨の主義とする處時としては甲黨の主義となり、交々主義の移動ありしが如き觀あり、例へば奴隸使用に反對したる黨派は個人の權利を保護するにありき、然らば此黨派が自由貿易に激烈なる反對をなすは如何ぞや、又奴隸使用黨たりし者が、現今ヒロピン島民の壓制に對して反對するは何故なりや、且つ此等の問題と貨幣本位制度問題とは又如何なる關係ありや、共和民主二黨の組織は恰も精神なき肉體と化したるが如き觀あり、即ち兩黨孰れも其古來の傳說的威嚴を保たんことを勉むると同時に、或新事件に遭遇すれば、自黨の利益の爲めには、節を變じ、反對黨を抑制せんが爲めには、奇計を弄して以て人民を籠絡せん

とす。故に何等確乎たる根本主義の之に依つて飽きて立んとする如きものなきが如し。斯く政見の變轉極りなきことは殆ど凡ての問題に於て黨中必らず反對の意見を有する者ありと雖、單に政黨機關の嚴肅なる規律により、少數者を壓服し、以て多數者の意見に従はしむるを以て政黨の方策となすに見るも明かなり。例へば、共和黨は帝國主義によつて勝利を制するを得たりしが、同黨員たる元老院議員ホリア氏(H. A. Hoar)の如く、激烈に帝國主義に反對したる者は恐らく他にあらざるべし。又民主黨はブライアン(Bryan)氏の銀貨本位主義を歓迎したりしも、民主黨中の識者は皆盡く金貨本位制を主張したる者なり。又或問題に對しては、一般人民の意嚮に従ひ、兩黨共に同一の主義を採る事あり。例へば、トラスドに對しては、共に之を排斥し、文官任用法の改正には、齊しく贊成の意見を公表せるが如き即ち之なり。以上の如くんば、現今に於ける米國の三大政黨は、單に選舉競争に勝ち、以て政權を掌握せんとする外、何等の目的なきものゝ如し。さらば、全然舊來の關係を抛ち、政黨の壓迫を被らざる獨立候補者を立て、其人の時事問題に對する態度如何によつて選舉を行ふこと遙に優れるが如く思はるゝならん。

以上述ぶる處の弊害は果して事實なりやと云ふに大に然らず。此等反對論者の攻撃に就いて一々之を調れば、或は事實ならむも、全體としては其實なく誤れるものなり。假令多くの政黨員等が上述の説の正當なるを認め、政黨は各事件の得失利害によつて其方針を決すべく、徒に主義のみに拘泥するは政治上不便甚だしきものなりと云ふものあらむとも、尙吾人は之を誤謬なりと云はんと欲す。何となれば其主義は、今尙嚴然として存し、政黨運動の大勢を支配しつゝあるが故なり。歐洲の歴史家中、瑣細なる宮廷内の隱謀嫉妬より演繹して全歐洲史を論斷せんとする者あるが如く、米國に於ても亦銀行家の猜手段、大製糖業者若くは銀山所有者の奸策より演繹して米國の政黨を論斷せんとする者なきにあらず。斯くの如きは唯事物の醜惡なる缺點のみを求めてその善美なる長所を看過するものにして、實に大なる謬見なりと云ふべきなり。

今日の二大政黨が、南北戦争の際に於ける意見の衝突より起りて漸次發達し來れるは事實なり。然れども此に一の辯ぜざるべからざる事あり。即ち奴隸反對黨は、第一黒奴の不幸なる運命若くは一般に個人の自由なる思想に依つて鼓吹せ

られたるもの、如く思はるれども、これ實に非常なる誤解なりと云はざるべからず、今少しく歴史の事實に徴して之を見るべし、元來奴隸問題なるものは、一八六〇年即ち共和黨が漸く其勢力を得たる時に於て始めて起りし問題にあらず、夙に第十九世紀の初めに於て、南部諸州の大耕地には奴隸の使用を必要とし、之に反して北部諸州は商工業を以て立てるが故に其必要なかりしなり、但し唯此差異のみならば、別に政黨を組織すべき理由とはならざるなり、ニューイングランド諸州と南部諸州とが大に相反するに至りしは、他にも種々の原因ありたれども、主として經濟上の問題にして、且つ之に加ふるに北部の人民は嚴格なるピューリタン教徒なりしを以て、道徳的觀念の相違より、益、南北間の軋轢を強からしめたるなり、尤も當時の政黨は、緯度によつて嚴密に南北に別れ居たるにあらず、又南部諸州人民と雖、決して黒奴に對して個人的に同情なかりしにはあらず、當時合衆國は漸次西方に發展しつゝある際に、此等の新領土(Territory)は憲法の規定に従ひ、國會の決議によつて、州(State)となるものありしが、一八一九年ミズリ州を州に編入すべきや否やの問題起り、且つ新設の州には奴隸の使用を

許すべきや否やに就いて、茲に始めて國會の問題となれり、南部諸州は、新設の州にも亦奴隸使用を許すべしと主張し、北部諸州は之に反對せり、然るに國會の決議の結果、ミズリ州には奴隸使用を許すべきも、將來は北緯三十六度三十分以北の地には全く之を禁ずる事となれり、斯くの如くにして、奴隸問題は、國會の權能内にある問題となりしかば、若し將來國會が過半数により奴隸使用反對の投票をなしたりとせば、總ての南部諸州にも亦全く之を禁ずることを得ることゝなれるなり、若し斯くの如くならんか、南部諸州は爲めに大なる打撃を蒙り、全く衰滅せざるべからざりしなり、當時南部諸州は國會に於て過半数を占め居たるが、長く此状態を維持する爲めには、將來新設の州に於て少なくとも二の中一は奴隸使用州となすの必要ありき、然るに其頃人口漸く増加して、新に州に編入せらるべき諸領土は、皆北緯三十六度三十分以北にありしが、故に、愈、これを州に編入する時は、皆自由州即ち奴隸禁止の州たらざるべからず、茲に於てか、南部の奴隸所有者等は、國會が其權限を破りて、越權の處置をなし、各州固有の權利を蹂躪したりとの説を主唱せり、茲に

於てか之を高等法院に訴へ、一八五七年其判決の結果勝利は南部諸州に歸したり。斯くして國會尙之を詳しく言へば全體としての聯邦は、孰れの地に於ても奴隸を禁止するの權能なく、之を使用すると否とは、全く各州の任意となれり。これ乃ち爾來最も重大なる政治上の論争となれるものにして、一派の人は聯邦の權利に反對し、他の一派の人は各州の權利に反對することゝなれり。而して各州の權利に反對し、斯くの如き重要な權利を以て州に賦與する時は、聯邦の前途實に危険なるべきを憂慮せる人々は、即ち共和黨なりき。此に於て共和黨乃ち奮然として起ち、聯邦全體の權利を主張し、且つ重大なる社會上經濟上の問題は、一として中央政府の手より離して、之を地方の自由に任すべからずと論ぜり。勿論奴隸問題が其導火線となれるは偶然ならざりしも、眞の論點は、聯邦政府の權限問題なりしを記憶せざるべからず。而して共和黨遂に勝ちて、アブラハム・リンカン氏大統領となれり。これ實に南部の奴隸使用州が北部より分離せんとする端緒を開くものにして、南カロライナ州先づ第一に分離したり。一八六一年二月、南部諸州は一の聯合を組織し、此に合衆國は公然分裂したりと云ふべし。然るに其年

三月リンカン氏は其就任の演説に於て、如何なる高價を拂ひても必らず聯邦の統一は之を保持せざるべからずと斷言したり。乃ち翌四月より愈々戦争となり、南北干戈を交ゆること五年の後、分離したる諸州は再び聯邦に加はり、奴隸は解放せられ、南部諸州は共和黨の考の儘に再造せられたり。而して之に對峙する民主黨は地方分權黨にして各州の自由を其主張となし、敢て個人の權利を束縛せんと欲するものにあらざるなり。

右の如く解釋すれば、共和黨は奴隸解放黨にあらず、民主黨は奴隸使用黨にあらず、實は共和黨は州を一層中央政府の權下に服従せしめんとし、民主黨は全く之に反するものなるを見るべし。此見解よりすれば、奴隸問題に對する兩黨の態度と相容れざるが如き觀ある多くの事實はこれ歴史的必然の結果なるを見るべきなり。

吾人若し過去を瞥見せば、米國共和國建設の初めより今日に至る迄、求心力と遠心力即ち中央集權と地方分權との二勢力が常に活動して止まざりしを知るべし。元來チロトン民族は其天性に於て互に相離れんとする傾向を有すると共に、

亦一方に於ては生存競争の爲めに鞏固なる機關を組織せんとするの風あり。米國憲法制定の起源に就いて見るも、亦此二個の相反する趨勢あるを見るべし。已に獨立宣言書布告せられて、英國の羈絆を脱したるも、而も當時の米國は、尙内は調和を缺ぎ、外に對しては薄弱にして、實に哀れむべき不一致、不安定の狀態にありき。且つ各州唯自個の權利を主張して、他の州を疑ひ、又中央政府をして州權を蠶食せざらしめん事を計るに汲々たりき。されば特に權力の均衡に注意を拂つて憲法を起草したるなり。既にワシントンの内閣に於ても、中央集權と地方分權との二傾向は、明かに見らるべく、大藏卿にして憲法起草者たるハミルトン(Hamilton)は熱心なる中央集權主張者たり。而も一方に於て、國務卿ゼンパーソン(Jefferson)は單に外交のみを聯邦政府の職任となさんと欲し、且つ法律を設けると少なければ、少なき程人民は幸福なるべしと信じたる人なり。此に於てかハミルトンの説を信ずる者聯邦黨(Federalist Party)を成し、ゼンパーソンの説に贊するものは民主的共和黨(Democratic Republicans)と稱せられたり。其後名稱を變じ、且つ時勢の變遷と共に特殊の論争點も亦變じたるものあり。中央黨の如きは外形上二

回消滅に歸したるとありしも、實際リンカンが其首領として之を率ひたる共和黨は即ち此中央黨なりしなり。又ゼンパーソンの黨派は、其名稱變じて民主黨となるに拘らず、其組織は常に繼續して存立したりしなり。一八六〇年、奴隸問題を以て各州の任意に委すべきことを主張したる民主黨員は、一八〇〇年初めて自黨より大統領ゼンパーソンを擧げたる所謂反中央黨員直系の繼承者なり。吾人若し二大政黨の求心的及び遠心的性質を知らば、其今日に至れる發達は自から明かなるべし。然れども單に奴隸問題に重きを置き、共和黨は其自由を標榜し、民主黨は其使用を主張する者なりとなさば、此發達はたゞ支離滅裂衝突矛盾せるが如き觀を呈すべし。米國の政黨事情に最も通曉せりと稱せらるハブライス氏(Bryce)の如きも亦、二大政黨の主義精神の連續せる點に關しては、多少輕視せるが如し。氏思へらく、共和黨の使命は奴隸を廢し、南部諸州を再建するにありしが故に、一八七〇年代に於て既に其目的を遂げたる以上は、同政黨が其時已に改造せらるべきは、自然の理なり。故に舊政黨の機關は存続したりとするも、二政黨とも其眞生命は消滅したるものと云はざるべからずと、然れども氏の見解を

以てすれば、遂に奴隷廢止を主張したる者が、今ヒリピン人民の征服を唱へ、又保護貿易を主張して貧民に高價の日用品を買はざるを得ざらしむるの理由は到底之を解釋するに由なからん。

前述の如く、民主黨は所謂ゼンフーソンの主義を守り、中央黨に反對して以て各州の權利及び各州の自由を主張する者にして、共和黨は中央政府の權力を他のあらゆる權力の上に置くことを主張する者なり。此見解は、其後發生せるあらゆる事件を解釋すべき唯一の關鍵たるを忘るべからず、最近の大統領選舉競争に當つて、關稅、貨幣、帝國主義の三問題は、二大政黨の論争點なりき。而して兩黨は、尙互に各自の舊主義に則り、以て此三問題の解決をなさんとしたり。元來自由貿易對保護關稅の問題は、今に始まれる論争問題にはあらず、十九世紀の初めに於て既にゼンフーソンの黨派は、世界萬國との自由貿易を主張したり。故に地方分權黨は中央政府の保護監督を成るべく少くすべしと云ふにあるを以て、各個人に成るべく安價にて日常品を買ふべき權利を賦與せんとするものなり。勿論民主黨と雖、國庫の歳入上、一般人民の負擔を輕からしむる爲めに或程度の關稅を

課することには反對せざるも、尙それ以上多額の關稅を課し、故らに物價を高め以て内國産業を保護せんとする點には反對したり。之に反して中央黨即ち共和黨は、全體としての國家に重きを置くが故に、政府は國內の市場を保護し、經濟界の生存競争を整調すべきものなりとし、既に十九世紀の初め頃より、保護關稅を以て其主義となせり。

されば非中央黨は、個人の利害に重きを置き、社會の各員が皆齊しく其立身の爲めに平等の權利と機會とを有せざるべからずと云ふ者なると明かなり。これ決して民主黨が奴隷を可としたる議論と矛盾するものにあらず。元來南部諸州に於ては、奴隷は一の財産と見做され、或特殊の方法によつて使用せらるべき所有物なりとせり。而して奴隷に對する個人的責任の感情は家長的のものにして、敢て政治的のものにあらずしなり。又奴隷問題を以て各州の隨意問題たらしむべしと要求せるは、是實に民主主義を表白したる者と言ふべし。彼等は、苟くも一旦同胞の人民に對する關係となれば、社會の各員を保護する其主義を嚴守するを常とす。故に所得稅の増加を賛成し、常に特惠を得たる資本家の跋扈を抑へて

労働者を助け、株式市場の暴利奸計に反対して農民を扶けたり、尤も銀貨問題に關する意見は實は民主黨の主義とは關係なかりしも、多數の人民等が銀貨本位制を以て農民の悲境を救済すべき唯一の方法なりと信ずるに至りしを以て、中央集權に反対したる黨派として、民主黨は論理上斯かる方針を取るの已むを得ざるに至りたるものにして、智慮ある黨員等は之を以て全く無意味の事なりと考へしならん、而して中央政府の權を保護せる黨派として、共和黨が米國の貨幣制度信用制度を危うするが如きことには、絶對的反対の態度を採るに至れるも亦齊しく當然の事と云はざるべからず。

次に帝國主義の發展に對して之に反対したるは民主黨なり、個人主義の主張者が軍國主義に反対し新領土を加へんとするが如き侵略主義を拒み、國際間の政策に容喙するを好まざるは當然の理にしてこれ軍國主義は中央政府の權力を高むべく、侵略主義は土地所有者の當然の權利を剝奪すべく、國際政策に容喙すれば中央政府は漸々自由行動の權力を増加すべければなり、勿論民主黨と雖國土の強大に意を注がざるにあらざれども漫りに外國人を征服して尊重すべき

祖國の歴史を汚すが如き侵略主義の愛國心を蔑視したるなり、之に反して、中央黨は、決然として起ち、帝國主義を採り、米國人民に説いて曰く、今や米國人民は、世界の舞臺に立つて國際政策の主人たる地位に昇れりと、以上の如くなるが故に、南北戦争以來、二大政黨は常に一定の方針によりて進行し來りしものなること明かなり。

米國の二大政黨を分つて、保守黨及び自由黨となす者あれども、これ歐洲の政黨別の例に倣へるものに過ぎざるなり、米國人の氣質及び米國政黨組織の性質より見れば、兩黨共に實は保守黨なりと云はざるべからず、最も過激なる民主黨員の集合に於ても、尙其舊來の主義に固着し、決して急激なる新思想の實行を促すが如きとあらざるなり、尤も現今に於ては、民主黨よりも共和黨が一層保守的傾向を有するとは事實なり、故に共和黨がよく其主義を遵守して、中央政府の權力及び慣例を固執し、之に反して民主黨が、地方分權の勢力を失墜せざらんが爲めに、不平家、改良家の説に傾聽せんとする點より見れば、保守黨自由黨の區別も亦一理なしと言ふべからず、故に共和黨は現状に満足すれども、民主黨は假令其手

に政權を握るとも、尙決して之に満足せざるべし。尤も兩黨の差異を以て、富豪黨貧民黨とはなすべからず。民主黨中にも多くの大富豪あり、共和黨中にも亦米國に於て最も貧困なる多くの黒奴あるなり。然れども概言すれば、共和黨は常に自ら満足し、自己の勢力と成功とを自覺するも、民主黨は、到底實現すべからざる理想に従つて行動しつゝある者と云ふべし。されば、共和黨員は、臨機應變の實際的政治家にして、民主黨員は理想家又狂熱者なりと云ふべし。かの民主黨の委員會は討論會の如く、共和黨の委員會は會社の總會の如しと云へるは實に適評なり。以上の事實により、其人の個人的性癖がその屬する黨派の孰れなるかを定むる上に於て關係あることは察し得らるべし。例へば旅行中人に逢ひて、其人が何等政治上の談話をなさずとも、彼が共和黨員なるかはた民主黨員なるかは、直に之を推察するを得べし。固より往々誤る事なきにあらざるも、概ね付度するに難からざるなり。然れども個人的性癖よりも尙一層明亮なるは、階級又は地方の關係によつてその孰れにか屬することこれなり。西部及び北部に於て、教育ある階級の過半は、共和黨なりと雖、南部地方に於ては、民主黨なり。これ特に南部に於ては

黒奴が舊奴隸禁止黨に加祖するが故に、白人は勢ひ其反對に立たんとする傾向あるを以てなり。下級人民は、種々の動機に依つて支配せられ、農民は共和黨に傾き、都會の職工は民主黨に傾けり。又新教徒は多く共和黨にして、舊教徒は民主黨なり。是ニ、イングラントのピートルタン僧侶が昔は皆共和黨たりしに始まれり。其結果は舊教徒と民主黨と相結び、之が爲め、特に市政に重大なる影響を及ぼせり。舊教徒たる愛蘭よりの移住者は民主黨に投票し、獨逸及び瑞典の來住者は殆ど皆共和黨なり。西部の獨逸人及び瑞典人に於て特に然りとす。斯くの如くなるが故に、非常に複雑なる關係を生じ、特に中西地方の大州に於ては、兩黨の勝敗殆ど定らざるなり。又州の首府と其地方とは、黨派を異にすると尠なしとせず。例へば、マサチューセツ州は共和黨の根據地なれども、而もその首府たるボストン市は、愛蘭人多きが爲め、民主黨の勢力範圍たるが如きこれなり。

抑も政黨政治家とは何ぞや。吾人は米國の政黨が決して主義なき者にあらざるを明かにしたりしが、此に亦米國の政治家は主義なしとの説あり。米國の政治が

實際姦佞邪惡何等良心なき人々の掌中にありやいなやを明かにせんと欲せば、先づ米國人は或高尚なる動機の爲めに盡さんとする献身的精神を有するや否やを明かにせざるべからず。按ふに米國に於るが如く正直なる人をして政治に盡さしめんとする有力なる誘引ある處は蓋し他にその例を見ざるなり。特に米國人の最も高尚なる動機と云ふべきは、米國人は自國を己が正義及び進歩の觀念に従うて治めしめんと欲する希望及び斯くして國民の名譽及び安寧幸福の爲めに盡さんと欲する志願を有すること即ちこれなり。大統領の選舉を目撃したる者は、無数の有權者等が如何に眞の道德的精神を以て投票を行ふかを見たるなるべし。尤も單に瑣々たる問題の場合には姑らく措き、今若し國民の利害休戚名譽若くは正義自由に關する問題の起れる時に於ては、他のあらゆる政治上の動機を置いて、専ら眞の高尚なる道德的熱誠を之に傾注するは實に米國人民の一大特色なりとす。故に米國人は政黨の運用に於て道德的觀念を缺くが如きこと決してこれあらざるなり。

斯く愛國的熱心に次いで、米國人は又高尚なる經濟的及び社會的動機を有す。元

來各地方各階級各職業の人が各自特殊の利害を、政治上の問題となすとは、敢て何の不可なきのみならず、實に政治上の理想となす所なり。乃ち社會に存在する總ての勢力の均衡を得んと欲せば、必らず其社會の總ての人が皆其權利を伸張すべき機會あるとを自覺せざるべからず。各自の要求を各自の利益に従つて、適當に主張し辯護するとは、政治上最も効果ある最も尊重すべき動機にして、亦社會公衆の安寧幸福の爲めに必要なる動機なりと云はざるべからず。されば米國人民が皆熱心に政治に關係するは固より當然の事なりと云ふべし。前に述べたるが如く自由貿易説及び保護關稅説は、兩政黨の主義より生じたるものなれども、北部諸州が商工業を主とするに反して南部諸州が農業を主とするが爲め、利害の相違衝突するより斯かる結果を生じたりと云も亦不可なからん。又之と同様の理にて、西部諸州は復本位を以て經濟上の利益となし、之に反して東部諸州に於ける商業の信用は一に懸つて金本位にあるなり。其他トラスト及び銀行に關する法制或は帝國主義の政策の如きも、亦經濟問題に影響を及ぼし、之に關係ある人民皆起つて政治運動に加はるなり。社會的の利害關係に於ても亦之と同

様に於て、例へば直接黒奴の爲めに不利益なる制度に反抗せんが爲めに、彼等は共和黨に與みし、以て社會の保護を求めんとするが如き、或は愛蘭人、瑞典人、露西亞人等が、自己の社會的利益を増進せんが爲めに、政治上の權利を獲得せんとするが如き、皆然らざるはなし。

道徳的社會的及び經濟的動機が、何れの處に於ても人民に政治の趣味を喚び起さしむることは以上の如くなるが、この外米國にては尙種々高尚なる思想感情の之が原因をなすものあり、而も獨逸のごとくに於ては餘り重視せられざるものあり、即ち第一、米國人は自己の黨派の歴史に忠實にして、子は父の政黨に加入し終生これに盡すを常とす、故に若し斯かる遺風なかりせば、或は父の政黨の主義には同意せざりしならんと思はるゝ人も、なほ父の政黨に加入し居ること多し、若しその國に多くの政黨併立し、しかもなほ各政黨間の主義の差異極めて小なる處にありては、例へば國民自由黨、獨立黨及び獨立保守黨の如く、其政綱の差僅に一步に過ぎざるが如き場合、人民は孰れの政黨に投票するも自由なるべし。然れども米國の如く、たゞ二大政黨のみなる處に於ては、政黨に對する忠義心大

に發達し、個人的嗜好には餘りに拘泥せずして、確乎たる政黨の規律に従ふを常とするなり。故に米國人は己れの黨派を以て己れの墳墓の地となし、己れの政黨が善なれ惡なれ、なほ吾が政黨なりと云はんことを欲するなり。ホリア氏の如きは、あらゆる論理を盡して、帝國主義の非を指摘し、之を以て一の罪惡なりと公言し、且つ己れの屬する共和黨をして帝國主義の政策を拋棄せしめんが爲めには、全心全力を盡すとを辭せざるべし。然れども若し一旦氏の主張にして、多數の排斥する處とならば、假令黨の選定候補者が帝國主義者なりとするも、氏は尙之を擁護して以て民主黨候補者に反對するに躊躇せざるべし。故に模範的米國人は、自己の政黨を脱して已に改革に着手せる他黨に投ぜんよりは、寧ろ自己の政黨に止りて其弊害を矯正せんことに努むる者なり。

然るに米國人中には、亦斯かる見解を偏見誤謬なりとなし、其折々に兩黨中孰れの主張が正當なるかを判断して、自ら正當なりと認むる所の黨派に左袒する權利を保有する者なきに有らず。例へばカール・シャイツ氏 (Carl Schmitt) は、一八九六年にはマッキンレー氏の爲めに大演説をなし、以てブライヤン氏に反對したるが、一

九〇〇年には全く之に反してマ・キンレー氏に反対してブライヤン氏に左祖したり。氏は金貨本位を可なりと思惟したるが故也。然るに一九〇〇年氏が共和黨を脱して民主黨に入れるは、當時の主要問題たる帝國主義に對して、氏は侵略征服を以て主義となすが如き不正の政策よりは、寧ろ淺薄なる銀貨本位制度を主張する政策に左祖するの優れるに如かずと考へたればなり。シャーツ氏の如き獨立の意見を有する政治家の數は、決して鮮からず。且つ此くの如き獨立政治家の中には品性の高き名士甚だ多く、加之、彼等の援護者として多くの獨立有權者あり。而して此等の有權者は、或は其職業上の利益より、或は單に群衆暗示の誘導により、或は個人的同情若くは嫌惡より、或は單に當時の制度に對する不滿より、其場合に於て兩黨中の孰れにか靡くものなり。今若し斯かる投票者なしとせば、選舉の結果は常に變化なく、政黨の運動も全く休止し、政治界は全然活氣を失ふに至るべし。故に政黨に對する忠義心を有せず、單に事の利害得失により臨機執れの政黨にも左祖するが如き者は、國家の良心を代表する點より見れば、實際に

甚だ有効なり。然れども米國人民の四分の三は、かゝる獨立投票者の主義を以て大に賤しむべきものとなせり。彼等乃ち思へらく、米國の政治組織は、大政黨の存在を必要とす。而して若し政黨機關内に何等の訓練規律なく、少數者が多數者の意志に服従せずとせば、政黨は實際何等の効力もなかるべしと。故に何人にて改革をなさんと欲せば、先づ己れが政黨の改革より着手せざるべからず。然るに意見の異なる毎に直に脱して反對黨に投ずるが如きは、多數に對する尊敬を破壊し、以て民主政治を根底より覆没するものと云はざるべからず。恰もこれ選舉に敗れたるを以て、直に革命を起さんとする政黨の如きものなり。而して多數投票によつて選舉せられたる政府に服従するは、米國人民の最も誇りとする處なり。故に政黨に忠實なるは、政治の圓熟を表示するものと認められ、自から政黨よりも己れを優れりと思惟する所の人は、選舉の際には勢力あれども、其意見は黨内に於ては蔑視せらる。此くの如き人は、一般人民より不信用を受くる者なり。加之、米國人は生來の政治家たり、米國に於ては、兒童と雖皆議會の組織を熟知し、政治問題に就いて談論すると、此上なき快樂となす。是實に米國人父祖傳來の

特質なり。農夫又は職工の如きも、己が教會を除きては、己が政黨を以て唯一の社會的威化力なりと考へ、己れと同一の意見を懷く人々と共に政治上の集會に加里加之米國に於ては地方の利害と州の利害、或は州の利害と聯邦の利害とは、全く分離すべからず、政黨の區別は如何に小なる地方の團體にまでも及び、大小凡ての事を支配するが故に、聯邦の問題には何等の趣味を有せずして、例へば學校の如き、或は警察の如き、たゞ地方の事のみに関係ある人と雖、尙己れは國家の大政黨の系統中に屬する者なりとの感なきを得ざるなり。

右の外、米國人を誘ふて政治に關與せしめんとする而も善にも惡にもあらざる一の動機あり。米國の政黨政治は大に競技運動に類する趣きあり。これアングロサクソン民族が競争を好む事、及び米國の二大政黨の勢力が殆ど相等しき事によりて直に知らるべし。政治運動をなす場合に於て、自己の黨派が必らず勝利を得るものと確信して、炬火行列其他種々の示威運動をなし、以て政治に冷淡なる人々若くは孰れの黨派にも屬せざる人々を鼓舞勸誘せんとするが如きは、勝者

の味方たらんと欲する人間の欲望、及び勝負をなす場合に賭物をなす競技運動の特徴より、由來せる現象なりと云はざるべからず。

以上述べたるが如く、米國人は、上は高尚なる愛國の熱誠より、下は競技的激動に至る迄、種々なる政治的動機を有し、之に依つて政黨を保持し、政治に活氣を與へ、全人民をして政治機關を運用せしめ、以て他に比類なき政治的訓練を得せしむるなり。

尙茲に考ふべき事あり。元來政黨員は、單に討論をなし、正直に投票を行ひ、委員として働き、黨の費用を負擔するのみを以て、その任を終るものにあらず。選舉に關する總ての事は、皆政黨機關の掌る處にして、特に候補者の指定に就いて、種々なる計畫を立て、之を行ふは、實に専門の技術を要し、全く一の應用的科學となれるが如き觀あり。此くの如き人心の激動し居れる場合にも、尙些細の點にまで心を以て事務的方法によつて之を處理す。故に政黨機關の運用者たる者は、個人的及び地方的の状態は言ふも更なり、新聞紙、官吏又は他の首領の態度に就いて、詳細に之を研究し知悉するを要す。されば彼等は同時に法律家たり、財政家たり、將軍

たり、又外交家たらざるべからず。此くの如く政黨機關は、市州及び聯邦の問題と、個人の權利とを巧みに調和配合せざるべからざるが故に、緻密なる注意と不撓の能力とを有する事務家を要すべし。事情此くの如くなるを以て此等の人々には、唯其愛國的動機のみに依頼せずして、或實質的の誘導物即ち利益と報酬とを與へざるべからざるは、寧ろ當然の事ならん。

斯かる誘導物は思ふに第一名譽なるべし。然るにこの點に於て獨逸とは大に趣きを異にするものあり。米國にては、總て官職は政黨政治によつてのみ得らるべく、且つ大統領、大使、知事、元老院議員を始め、凡ての官職は、皆俸給を支給せらるれども、其額は到底其位地に對する生活状態と相副はず、必らず不足するを常とす。故に其俸給を目的として、此等の地位を得んと欲するものは、一人としてあらざるなり。加之官職は、確乎たる終身の地位にあらずして、寧ろ一時本業の中止なるが故に、官職に就く者は、却つて之が爲め金錢上の犠牲をなさざるべからざるを常とす。且つ文官には、年金又は恩給金の如きものなし。右の如くなるが故に、官職にある人が、或は己れの財産を蕩盡したるが爲め、又は己れの家産を保護せんが

爲めに、政治界を退くこと決して稀ならざるなり。例へば共和黨の首領リード氏 (Boag) が、代議院議員を止めて法律事務所に入れるが如き、或はハリソン氏 (Harrison) が、大統領の任期満つるや、再び法律事務に従事したるが如き、或はデイ氏 (Day) が、財産の不足なるが爲めに國務卿の職を辭したるが如き、皆然るなり。特に大使の俸給の如きは、其費用の一小部分をも償ふに足らざる程なり。事態斯くの如きも、米國には富豪甚だ多く、元老院の如きは、富豪俱樂部 (The Millionaire's Club) と稱名せらるゝ程なるを以て之に對して同情する者なし。されば眞の誘導物は、金錢にあらずして、名譽なり。勿論政治に依つて金錢を得たる人なきにあらずれども、之を多くの金錢を所有し居たるが爲めに政治界に入れる人々の數に比すれば、實に數ふるに足らざるなり。

何故米國に於ては、爾く多くの誘引あるに拘らず、國中の精華を集めて盡く之を政治に吸引すると能はざるか、抑も之には四の理由あり。

第一、官職及び地位は、民主國に於ては、貴族主義の國に於けるが如き、絶對的の價値を有せず、平等の感情甚だ強盛にして、其人の地位よりも、其人物に重きを置け

り、貴族もなく、爵位もなく、階級もなき國にあつては、人爲的の區別は餘り重要視されざるなり。第二、米國の政治組織は、名譽を求むる爲めには餘り便利ならざるなり。獨逸に於ては政黨の首領は、常に公衆の注視する所にして、斯かる首領が、議會に於て演説をなせば、其筆記は全國の各家庭に於て讀まるゝなり。然るに米國に於ては、國會の演説記事を讀む人甚だ尠なし、況んや州議會のそれに於てをや。元來米國の議會に於ては、萬事委員會にて定むるの慣習なり。尤も元老院に於ける演説は、比較的世人の注意する處となれども、而も議會の演説によつて名譽を博する者は、一人だにあらざ、兎に角輿論が、議會の演説によつて影響を蒙るが如きは、殆どこれなき處なり。第三、政黨の役員は、初めは皆低き職務に従事し、漸次高き地位に進まざるべからず。故に地方政黨機關の瑣事に従ふが如きは、有爲の士の敢て好まざる處なり。第四は、最も重要なるものにして、斯かる最下層の地位に於ては、政治を利用して金錢を得ること難からざるが故に、姦佞の小人此處に集り來るべく、爲めに高潔なる人物は此のごとき人とともにことをなすを屑しとせざるなり。

政治によつて金錢を得ることに就きては、米國人すら公平に之を論ずる者尠なし。元來此金錢上の所得には、三個の場合あり。(一)人民の代表者は、直接報酬を受く。(二)政治家は、聯邦州又は市の有給の職に就く事を得。(三)政治家が、己れの勢力又は職權を濫用して、不正の富を得ることこれなり。此内第一の目的により政治に熱中する者多き事實あるは遺憾とすべし。尤も國會議員に於ては然らざるも、州議員の如きは、單に俸給の爲めに其席を占むる者多し。元來俸給なるものは、報酬にして決して之を餌として人を政治に誘はんが爲めにはあらず。然るに米國の俸給額は、一般に少額なるが故に、自己の常識によつて、俸給以上を儲け得る材能ある者を誘ふ能はざるは勿論なり。雖、假令如何に少額にても、落魄不遇の人は、尙之を目的として、地方政治の職を得んと競ひ、爲めに其職を辱しむると鮮からず。然れども此くの如き政治家は、全體より見れば其數甚だ少なく、決して懸念するに足らざるなり。故に若し全く無給となさば、却つて一層弊害を増加するやも測り知るべからず。尙此外に刑法上の罪科を犯して、金錢を得んとする者あり。而して都會にても、亦地方にても、詐僞、窃盜、賄賂等によつて、彼等が不正の富を獲得す

べき機會甚だ多し。例へば學務委員が學校敷地となるべき土地を買占め置きて大に利益を得るが如き、市長が市街鐵道線路の出願に對して、自己の關係者に直接利益ある線路を許可するが如き、或は警察官が賭博者より口留金を受くるが如きは、甚だ容易なることなりとす。斯かる不正行爲の行はれ易さと斯かる犯人を檢舉するとの困難なるとは、何人も熟知せる處なりと雖、往々其事の發覺して刑罰に處せらるゝ者なきにあらざり。然れども斯くの如きは、恰も銀行の出納掛が行金を私し、之を隠さんが爲めに帳簿を偽るとが、銀行業務の一部にあらざると等しく、決して其政治組織の一部とは云ふべからず。故に自己の地位職權を濫用する者の如きは、俸給の爲めに政治界に入る者と等しく、共に例外の場合を示すものなり。

政治によつて得る収入の内、特に考ふべきは、専門政治家が其勞力の報酬として受くる議會以外の有給職なり。政黨が絶えず政黨機關の活動を全ふせんには斯くの如く有給の職を専門政治家に與へ、彼等をして満足して働かしむるを以て唯一の良法とすべし。然れども此に乃ち弊害は生ずるなり。或人々は、専門政治家

に報酬として職を與ふる事と、彼等が其後に至りて、其職權を濫用し不正の富を作る事と、此兩者の間に何の區別をも立てず、苟も政治家が國庫より金を得るを見れば乃ち呼んで窃盜とす。大統領が自己の任命權を利用して、選舉運動に盡力したる人々に、各種の職を與ふる、所謂政黨員獵官制 (Spoils system) なるものは、吾人の最も注目すべき處にして、文官任用法の改正の如きも、此點より見れば其必要なると固より論なしと雖、而も政黨員獵官制を以て、直に之を不正不名譽なる制度なりとは云ふべからず。又専門政治家が、其爲めに働きたる政黨より其報酬として官職を受けんと欲したればとて、直に之を以て彼等を腐敗漢なりとすべきにあらざるなり。

此くの如く政黨員獵官制には多くの弊害ありて、文官任用法の改正は實に必要なれども、之を以て直に、政黨政治に於ける道德の欠乏を表示するものとなすは、大なる誤謬なり。公平なる觀察者は、有利なる官職の報酬を得んとする希望を以て政黨の爲めに非常なる勞苦を忍べる人々の態度に於て、何等の不都合あるを見出さざるべし。勿論種々なる弊害行はれ、又之が爲めに劣等なる人物を政治界に

誘引することなきにあらざり。加之専門政治家は、眞の政治家たる才能よりも寧ろ反對黨の弱點一般人民の意嚮等を探るの才能に長ずるとも亦事實なり。然れども之を以て官職と政黨との關係其物が不正なりとは言ふべからず。政黨の運動費に關する非難も亦往々聽く處にして、何れの選舉競争にも運動費の莫大なるとは事實なり。其印刷物は山をなし、候補者は特別汽車にて四方に行き、如何なる田舎の停車場にても人民に向つて演説をなし、又宴會、音樂隊其他あらゆる運動方法の秘術を盡して反對黨と競争するが故に、政黨の援護者が運動費を課せらるゝは當然の事にして、又其運動費を出せる者が勝利の曉には或物質的利益を得んとを期待するも亦怪むに足らず。又大産業會社は、關稅増率を主張する政黨に運動費を給すべく、銀礦所有者は、復本位黨を扶助すべく、禁酒問題起れば醸造家は運動費を支出するを吝まざるべし。此くの如き状態に就きて非難を加ふる者ありと雖、若し公平なる眼を以て之を觀察すれば、米國の政黨政治は、實に必要なる制度なるのみならず、歐洲の新聞讀者等が想像するよりも遙に潔白にして且つ善良なる制度なるを知るに足らん。

第三章 大統領

合衆國の大統領は四年の任期を以て、全國民の投票によつて選舉せらるゝものにして、憲法にては、何回にても選ばるゝを妨げずと雖、一種不文の慣例ありて、二回以上就任する能はざる事となり居れり。建國以來、大統領となりし者二十人、その内ジョージ・ワシントン(George Washington)を始めとして、トーマス・ジェフソン(Thomas Jefferson)、キートン・ジョンソン(James Madison)、キートン・モノー(James Monroe)、アンドルー・ジャクソン(Andrew Jackson)、アブラハム・リンカン(Abraham Lincoln)、リッセル・グラント(Ulysses Grant)、グロヴァー・クリヴランド(Grover Cleveland)、ウィリアム・マッキンレー(William McKinley)の九人は、皆二回重任したれども、譯者曰く、トズヴェルト氏を加ふれば都合十人なり。三回大統領の職に就ける者は未だ之にあらず。これ、ワシントンが第三回の推選を辭したるが故に、爾來米國民は此前例

によりて、八年以上大統領の職に就くべからざるの主義を執るに至れり。現今に於ては種々の方面より、大統領の任期に關し、憲法の規定を變更すべしと論ずる者あり、其説を見るに、大統領の選舉ある毎に、選舉間際の數ヶ月間は、人心騷擾を極め、經濟界は爲めに混亂し、且つ大統領も亦第一回在職の時より既に、次の再選を豫想して行動するの傾きあり、故に任期を六ヶ年に延ばし、全く再選を禁ずるを可とすべしと云ふにあり、然れども從來の經驗に徴するに、斯かる改正の必要なのみならず、斯かる非難も亦正鵠を失するものあり、殊に選舉毎に人民一般の騷擾より生ずる不利益は、選舉行爲によつて人民が受くる處の道德的利益によつて、十分之を償ふを得べし、大統領の選舉は、實に一般人民に國家の狀態を反省せしむる好機會を與ふるものにして、人民皆非常なる興趣を感ずるものなれば、任期短くして、選舉頻繁なる程、新聞問題起るべく、大統領選舉間際數ヶ月間議論沸騰し、人心動搖すと云ふの故を以て、任期を延長するの理由尠もこれあらざるなり。

大統領は、内治外交に對する重大なる責任と特權とを有し、特に内治に關しては、

行政に最も重大なる關係あり、比較的關係薄きは立法なりとす。大統領は、陸海軍の大元帥にして、又元老院の多數投票の協賛を経て、大使、領事、高等法院の判事及び聯邦政府の高等官吏を任命するの權を有す。大統領は、元老院三分の二以上の承認を得て、外國と條約を締結し、外交上の關係を處理す。大統領は、國會を通過せる法律案に對し、十日以内に之を否認し却下するの權利あり、斯かる場合には、國會は、再び法案を審議し、上下兩院共三分の二以上の多數を以て之を通過するにあらざれば、法律となること能はざるなり。大統領は、臨時國會を召集するの權あり、又兩院に教書を與へ、國家の政治狀態を述べ、自己の希望を示すを常とす。且つ大統領は、赦免の權利を有し、又州の内政紊亂して州自ら之を鎮定する事能はざる時は、之を保護鎮壓するの權利を有す。

大統領の主なる特權以上の如くなるも、亦一方に於て大統領が、其權を濫用せざらんが爲めに、種々の制限あり。大統領は、陸海軍の大元帥なれども、宣戰の權利は、國會にありて、大統領にあらす。又大統領は、外國の代表者と協商をなし、總ての條約に署名すれども、尙一應元老院が其條約を三分の二以上の多數にて承認する

にあらざれば効力なし、又大統領は、政府の官吏を任命するも、尙必らず元老院の協賛を経ざるべからず。大統領は、國會を召集し、國會をして其立法に對して反省熟考を促すことを得るも、自ら法案を國會に提出して承認を求むる事能はざるなり。又大統領が國會に教書を與ふるも、内閣諸卿は、國會に出席して發言を求むること能はざるが故に、公然國會の議場に起つて大統領の政策を幫助すること能はざるなり。

大統領は、國會を通過せる法案を否認する權利あるも、國會が三分の二の多數にて再び之を通過すれば、其法案は完全なる法律となるを得るが故に、大統領の否認權は、絶對的のものにはあらざるなり。大統領が權力を濫用する時は、恰も舊英國法の下に於ける英國王と等しく、彈劾せらるゝなり。大統領に於て、反逆、敗德、其他犯罪行爲の疑ひある時は、代議院は何時にても之を告發することを得べし。斯かる場合には、元老院は高等法院の一判事を主席として一の法廷を組織し之を審問することを得、此法廷は大統領を免職するの權利を有するものなり。尤も今日まで斯かる彈劾に逢へる者は唯獨りアンドルー・ジョンソン (Andrew Johnson) あり。

るのみ、而して氏は、審問の結果無罪となれり。野心家が憲法を蹂躪し、無上の權力を握り、軍隊の長となり、人民を率ゐて米國々王とならんとするも、到底成功の見込みあらざるべく、ナポレオン又はブーランゼー (Bonaparte) の如き怪傑も、米國に於ては、到底策の施すべき餘地なかるべし。

斯くの如き制限あるに拘らず、尙大統領の權は大なりと言ふべし。前の大統領が任命したる數千の官吏も、唯一片の辭令によつて、之を免職するを得べく、彼の任命あるにあらざれば、一人と雖、現職を保持すること能はざるなり。又國會が、大統領の否認せる法案を復活して法律となすことあれども、これたゞ例外の場合に過ぎずして、尙大統領の否認權は甚だ大なるものあり。例へばクリッソランド氏の如きは、此點に於て最も大英斷を遂行せる一人にして、氏は前後約三百の法案を否認し、國會が氏の否認權を棄却したるは、たゞ僅か三回に過ぎず。又大統領は外國と條約を締結するを得べく、之に對して國會は默從するを常とせり。又大統領は、事實上國會に宣戰を強めることを得、且つ或一州に叛亂起る時は、自由に聯邦の軍隊を使用することを得べく、愈、開闢となるや、大統領の權力は、實に大にし

て彼は陸海軍の大元帥たり而して彼は國家の安寧秩序を維持するの責任を負ふが故に叛亂の時には大統領は實際絶對的權力を有する執政官となるなり。プライス氏曰くオリヴァークロムウェル (Oliver Cromwell) 以來英國に於ては、アブラハムリンカン氏の如くに權力を振いたる者なしと。又米國の帝國主義反對の新聞紙は論じて曰く、マッキンレー、ルーズヴェルト二氏は其ヒリピン政策に就いて露國皇帝を除けば歐洲諸國の帝王と雖敢てせざる所の大權力を振へりと。人民の代表者に對して大統領は平時に於ても尙英國王或は佛國大統領よりも二つの點に於て重要な地位にあり第一大統領の内閣は全然議會の意見に支配せらるゝことなく國會の過半数が烈しく大統領の政黨政治に反對するも尙其内閣の組織には何等の影響をも及ぼさざる事は往々にして見る處なり内閣諸卿は、大統領の政策を代表する者にして國會の行動には何等關係する所なし第二、大統領は人民の代表者たると寧ろ國會より優るとも劣ることなし。元來議會に反對する君主は之に依つて人民に反對する者なり。又佛國大統領は名は人民の選舉によると云ふも實は其代議士を經議會の選舉する處なるが故に獨立の權力

を有せず然るに之に反して合衆國の大統領は其一身に全國民の集合意志を代表し種々なる混合物にして且つ地方的性質を帯ぶる其國會議員とは大に其趣きを異にするものあり。されば彼は道德的權力を具へ彼は即ち人民の真正なる意志にして其否認權は即ち人民の良心なりと云ふを得べし。共和的民主々義の米國人がたゞ一人の手に斯かる大權を賦與したるは實に驚かざるを得ず。特に獨立宣言書に於て英國王の罪惡を列擧し之を排斥したる人民にして此事あるを見れば猶更驚かざるを得ざるなり。然れども憲法制定の當時其編成者等が未だ經驗なき人民の支配に畏懼の念を抱きしこと而も名聲嚇々として人望あるワシントンが其議長となり其理想的大統領の模範を衆目の前に示したることを忘るべからず。

憲法の規定によれば大統領候補者の資格はたゞ第一米國に於て生れ第二年齢三十五歳に達し第三米國に十四年以上住居する者たるを要するのみ。然るに大統領の選舉に關する憲法の規定は複雑を極むるものにして選舉手續は尙最初よりの規定を遵守すれども其後實際の事情大に變化して或は最早無用に歸し

加之、當初の目的に反對の結果を來せるものあり。法律の規定にては、各州は普通選舉によりて、一定數の選舉役を選出し、此等の選舉役が過半數の投票を以て大統領を選出すべしと云ふにあり。而して各州選舉役の數は、其州より選出せる上下兩院の議員と同數にして、即ち人口に比例して、選舉役の員數を定むるなり。故に全國の選舉役四百四十七人の内、ニューヨークは三十六人、ペンシルヴァニアは三十二人、イッノイは二十四人、オハイオは二十三人、マサチューセツは十五人、コロラド、フロリダ、ニューハンプシャーは各四人、デラウェア、アイダホ、ノースダコタ、ユタ、其他の州は各僅に三人を出す事となれり。而してこの四百四十七人の選舉役が、愈々大統領候補者を投票したる結果、若し絶對的過半數を得る者なき時は、其高點者三人の中に就いて、下院をして之を選舉せしむ。此くの如く憲法制定者が、大統領の選舉を間接になしたるは、其意明瞭にして、之を直接人民に選舉せしめざらんが爲めなり。憲法制定の當時、直接選舉の議ありしも、或人は之を妄誕なりとし、或人は之を實行すべからずとなし、概ね之に反對したり。加之、一般人民は實際適當なる選舉役を選舉すべき能力ありや否やをさへ疑ふ者あり、或一部の人の如

きは、之を人民の直接選舉となすは、恰も盲人をして色彩の區別をなさしむるが如きものなりとさへ極論したり。されば最初に決したる案は國會に大統領選舉の權を與ふべしとしたりしが、後に至りて、遂に選舉役制を採用せり。而して人民は選舉役を選出するに當つては、最も善良なる最も經驗ある、最も慎重なる人物を擇ぶべく、且つ選舉役となれる者は、十分の注意を以て、自己の良心に訴へ、他人の制肘を受けずして、大統領を選舉すべしと云ふにありしが、第一回の大統領選舉に於ては、選舉役等は、全員の一致を以てワシントンを選挙したり。然るに今日其事情大に變化し、凡百年間、選舉役は全く選擇の自由を失ひ、彼等は自己の意思によつて最善なりと認むる者を選挙するにあらずして、單に豫め指定せられたる候補者を投票するに止まることゝなれり。故に大統領の選舉は、實際上十一月選舉役の選舉によつて、其大勢已に全く定まると云ふべし。例へば、一九〇〇年十一月九日に選舉役の選舉行はれ、此日選舉せられたる選舉役は、マッキンレー氏にもブライヤン氏にも未だ投票したるにあらざるも、既に此選舉によつて兩候補者選舉役の色別け明白なるが故に、翌年正月一日の本選舉には單に

形式上の投票をなすに止まり、已に業に十一月九日に於て、ブライヤン氏はマッキンレー氏の爲めに破られたりと云ふべきなり。故に大統領の選挙は憲法上間接選挙なるも、其實は直接選挙にして、選挙役は實は無用の長物たるに過ぎざるが如く見ゆべし。

然れどもなほ深く考ふれば此制度の爲めに、全く一般人民過半数の意見を轉倒することあるべし。今假りに大統領の候補者が唯二人にて、且つ其選挙が直接選挙なりとせば、其二人の中最も多くの投票數を得たる者が勝利者たること勿論なりと雖、此制度によれば、選挙役の投票別と、一般人民の投票別と、其數必らずしも一致せざる場合あり。例へば、ニューヨーク州の全人民の五分の三は、甲候補者に味方し、残り五分の二は、乙候補者に味方すとせば、三十六人の選挙役は、皆甲候補者を立てんとする五分の三の人民より挙げられ、乙候補者を立てんとする選挙役は一人も挙げられざる事となるべし。されば、甲候補者が全選挙役を己れに收め得たる或州にて、一般人民の投票數は僅少の多數なる事あり得べく、又彼に投票する他の州にて、乙候補者が、大多數の投票數を得ることもなきにあらず。斯く

して實際少數の投票數を得たる候補者が多數の選挙役を其手に收むるとあるなり。乃ち一八七七年のヘイズ氏 (Hayes) 一八八九年のハリソン氏 (Harrison) の如きは、共に其例にして、兩氏は少數の投票を以て憲法上正當に大統領に選挙せられたり。

右の如くなるが故に、形式の上より見れば、一般人民は、單に己が州より選挙役を選挙するに止まるが如きも、實際其投票は一定の大統領候補者を投票するものなり。先頃の競争の時、マッキンレー氏に投票せる選挙役は二百九十二名、ブライヤン氏に投票せる選挙役は百五十五人なりしが、マッキンレーの選挙役が得たる投票數は、ブライヤンの選挙役のそれより多きこと、僅に八十三萬二千二百八十票なりき。故に、最早今日はワシントンの時に於けるが如く、人民が皆一致して最良の人たゞ一人を、大統領候補者として選挙せざる理由、及び爾來此くの如く、人民一致してたゞ一人の候補者を選定することはなきも、尙實際二人以上の候補者なき理由も、また明かなるべし。吾人が、先づ政黨に就きて論じたるは、即ち之が爲めなり。政黨は、大統領の選挙に競争を必要とする所の要素にして、已に一七九七

年ツシントンの後継者を指定せんとしたる時、人民はゼ・ファーンソンの黨派と、アダムスの黨派とに分れたり。されど政黨はたゞ二つにて、それ以上に分裂する事なく、大統領の選挙に際して一般人民は必らず二派に別れたゞ二人の候補者を擧げて競争場裡に雌雄を争ふに至れるなり。

大統領選挙の準備として二大政黨は選挙の數年前より大活動を開始し中央委員も、地方委員も、専門政治家、政黨の首領、末流皆共に、自黨の勝利の爲めに全力を盡すべく、首領等は種々の權謀を回らし術數を盡し、また大統領候補者たらんと欲する者の友人等は、新聞紙を利用して盛に人心を鼓舞せんとするなり。これ候補者の指定も亦其選挙と齊しく懸つて一般人民にあるを以てなり。尤も選挙は前述の如く十一月なれども、候補者の指定は、通常七月にて、國民大會を開きて之を行ふ事は、已に第二章に於て述べたるが如し、而して此國民大會に於て候補者の選定をなす時の競争は、却つて本選挙の場合に於けるよりも一層激烈を極むる事多し。されば國民大會に由つて將來に於ける國政の大勢は決定するなり。前の選挙の時、ブライヤン氏とマッキンレー氏とが候補者に擧げられたる顛末は此

競争の好適例なりとす。

マッキンレー氏は、徐々として輿望を得たる人にして、完全なる政治家の資質を具備し、國會に於ても牛耳を執り、而も同情厚く一人の敵をも有せざる人なり。一八九六年、セントルイスの共和黨國民大會に於て、大多數を以て大統領候補者に擧げられ、超えて一九〇〇年、フィラデルフィアの國民大會に於ては、一人の反對者なくして再び候補者となり、二回大統領の月桂冠を戴くに至れり。然るに民主黨のブライヤン氏は、無名の一法律家にして、下院議員たりしこと二年、而も他の多くの議員等と何等異なる處なかりき。而して氏は熱心なる復本位制度の主張者なりき。一八九六年シカゴに於て民主黨の國民大會開かれたるときには、誰一人氏を知る者あらざる程なりしなり。之より四年前、クリトランド氏が民主黨候補者として、ハリソン氏と競争し、遂に勝を得たるが、其後民主黨中良候補者なく、人皆一大人物の見はれんことを渴望しつゝありし際、ブライヤン氏出てしを以て大に民主黨の意嚮に投合し、銀貨制度に對する氏の意見は、大に民主黨の歓迎する處となれり。元來氏の主張は、敢て新機軸を出せるものにあらざりしも、氏の雄辯

は人心を收攬するに大に力あり、氏は遂に民主黨の大統領候補者に挙げられ、マッキンレー氏と選挙を争ひしが、マッキンレー氏の七百萬票に對し、六百五十萬票にて遂に失敗に歸したり。斯く氏は選挙に失敗したるも、尙其銀貨制度に對する熱心なる主張を廢めざりき。一九〇〇年民主黨は再び氏を挙げて候補者となしたれど、また敗北し、氏の銀貨本位主義は、今や殆ど生命を失へり。思ふに次回の選挙に至らば、民主黨の此主張は改造せざるべからざるの要あらん。

斯く大統領は政黨より挙げらるゝが故に、政黨は其選挙に關して非常なる責任を感ずると共に、之に依つて報酬を得んことを期待するなり。故に政黨に於て組織されたる人民と大統領との關係は、恰も底と頂との如く、大統領の死亡より外に人民の決定を覆すべきものなし。然るに一九〇一年九月、マッキンレー氏は無政府黨員なる波蘭人の爲めに暗殺せられしを以て、憲法の規定に従ひ副統領代つて其職に就けり。

元來、米國の副統領なるものは、政治上より言へば殆ど虚器を擁するに過ぎざる者にして、建國の初めに於ては、大統領の次點者が副統領となりたり。是未だ二大

政黨なるものなく、且つ選挙役は、自由に自ら最良と認むる人を選挙するを得、何等制肘を受けざりし時代の規定なりき。然るに、二大政黨の競争起るに及んで、右の規定に従へば、大統領選挙の際、敗北せる黨派の候補者が、副統領となる事となるが故に、其結果、大統領と副統領とは、常に全く正反對の政綱を代表するの奇觀を呈するに至れり。茲に於てか、憲法の規定を改正して、右の如き不都合を除く事となり。即ち選挙役は、大統領と副統領とを別々に投票し、副統領の候補者中、最も多數の得票ある者を副統領となすこととなし、大統領も副統領も、同一政黨中より挙げらるゝに至れり。

然るに憲法の規定にては、大統領の其職にある間は、副統領は全く有名無實の虚位を占むるに過ぎず。尤も副統領は元老院の開期中、其議長たれども、之とて大部分は黙々たる席に就くのみにて、下院議長の政治的關係を有するに比すべくもあらず。加之、大統領の職に就く者は、概ねなほ春秋に富めるの人なれば、四年の任期中に病死して副統領が其後を襲ぐと云ふが如き機會も亦望むべからず。故に副統領に選ばるゝ人は、政黨に盡力したる者の内にて、大統領に比すれば人物の

劣れるを常とし、政黨に盡力せる者に慰安を與ふる一種の名譽職となれり。故に州の副知事が、後に知事に選ばれる、事は往々見る所なれども、副統領が、後に大統領に選舉せられたる例は未だ會てこれあらざるなり。譯者曰く本書はルーズヴェルト氏の再選以前に編せられたるものなるが故に氏は例外とすべし。

大統領が任期中、不意に死亡して副統領其後を継げるもの前後五回あり。就中四回は就職後數ヶ月にして大統領死亡したるが故に、副統領は殆ど四ヶ年間大統領の職を行へり。一八四一年、大統領ハリソン氏死して、副統領タイラー氏 (Tyler) 次ぎしに氏を選舉したるホイッグ黨本黨は一八五六年に至り共和黨となれりとの間に論争を惹起するに至れり。一八六五年、リンカン氏暗殺せられ、ジョンソン氏職を継ぎしが、共和黨員等は、斯かる性急猛烈なる人物を副統領に選舉したるを後悔したり。一八八一年、ガーフィールド氏 (Garfield) 暗殺せられ、アサー氏 (Arthur) 後を次ぎしに、治績又甚だ悪しく、人民はかゝる平凡なる専門政治家を擧げたるを悔ひたりと云ふ。

然るにマッキンレー氏殺され、副統領ルーズヴェルト氏職を次ぐや、一般人民の感想

は前三者と大に異なるものあり。ルーズヴェルト氏は、實に大統領たらんが爲めに生れたる人と云ふも不可なきなり。勿論氏は初めより大統領たらんことを豫期して副統領に選舉せられたるにはあらざれども、氏が愈、大統領の職を次ぐや、全國民は意外の感に打たれたり。初め氏の友人等は、米西戦争に於ける氏の名聲當時尙噴々たりしかば、氏を共和黨の副統領候補者となす時は、マッキンレー氏の勝算疑ひなしと信じ、氏に勸めて、曲げて虚位の副統領の職に就かんことを希望したり。然るに又之に反對する者あり。反對論者は、第一、ルーズヴェルト氏を副統領となす時は、先づ氏の現職たるニューヨーク州知事を辭せざるべからず、これ良知事を失ふととなるべく、第二、今氏を副統領となす時は、從來の歴史に於て見るが如く、却つて之か爲め次回の撰舉に最早氏を大統領候補者となす能はざるべしと云ふにありき。勿論氏の友人等も亦此反對論者も、マッキンレー氏が不慮の災禍に罹り早く世を去らんとは、夢想だもせざりし處なり。果して友人等の考の如く、氏の力によつて共和黨勝利を得たるのみならず、反對論者の豫想は悉く外れたり。オールド氏 (Old) が、ルーズヴェルト氏に代つてニューヨーク州知事となるや、意外

にも治績大に上り、同氏は斷乎たる政見を抱持し以て州政を盤革したり。且つ一方に於て、ルーズヴェルト氏副統領となるや、從來の副統領が黙々として虚器を擁したる慣例を打破し、全世界の視線を一身に集めたり。思ふに氏は舊慣を打破し、副統領に就くを以て、次回の大統領候補者たるの準備となせしものなること疑ふべからず。固より氏は己れの力によつて大統領たるんことを期し居たりしに、測らずもマッキンレー氏がバッファロに於て殺されたりしかば、直に大統領の職を次ぐに至れり。故に次回の大統領選挙は公平なる判断を氏に下すべき機会を與ふるを得べし。

ルーズヴェルト氏は、一八五八年ニューヨークに生る。氏の父は、富有なる商人にして、又有名なる慈善家なり。氏の祖先は、ニューヨークに來住したる和蘭のニッカーボッカー族の血統を受けたるものなりき。氏はハーヴァート大學に入り、歴史及び經濟學を専攻し、後歐洲を漫遊し、僅に二十四歳にして、初めて身を政治界に投じ、共和黨員として、ニューヨーク州議會の議員となり、茲に初めて市政及び州政の爲めに奮闘を開始したり。一八八九年大統領ハリソン氏は、氏を文官任用委員に任命した

るに、一八九五年に至り、辭してニューヨーク市の警察署長となり、後二年にして海軍次官に任ぜられたり。斯く官職にある間と雖、氏は常に文學歴史その他科學上の著述をなすを怠らざりき。氏は著者としては、先づ海軍史及び米國政治家の傳記を編著し、科學的大著述をなせる間には、自身の狩獵冒險談の如き小著述をもなせり。其後又政治問題社會問題に關する氏の論文は、數卷に蒐集して出版せられたり。

然るに米西戦争起るや、海軍次官たる氏は、他の人々が戰場に向ふを見て、驛肉の威に堪へず、晏然としてその職に座する能はず、即ち義勇騎兵一聯隊を組織したり。之に加はれる者の内には、牧畜者もあり、又ボストン及びニューヨークの名家の子弟もありき。而して氏の友人たるウード氏(Wood)は此聯隊の大佐となり、氏は中佐となりて出征したるが、後數日にしてサンファン(San Juan)の戰に於て大に敵軍を破り、ウード氏少將に進み、氏は大佐となれり。

氏の凱旋するや、ニューヨーク州民は殆ど狂喜して歡迎し、數月の後遂に氏を同州知事となせり。氏は種々の改革を斷行し、産業會社が利益を獨占するを見て、大に

之に反對したり。氏は翌年も亦州知事の職に止まらんことを欲せしも、一九〇〇年六月、ペンシルヴァニアの國民大會に於て、副統領候補者に擧げらるゝの已むなきに至り、而して翌年九月、マッキンレー氏の凶變に會ひ、其後を襲ふて大統領となれり。

當時、米國人民は、擧つて國家の前途に關し、大に心を痛むるとともに、また深くマッキンレー氏の死を悲めり。當時國運、平和の裡に、隆々として進まんとする時、米國人民は、測らずも騎兵大佐たりし武斷的大統領を迎へたり。當時經濟界の發達著しく、各階級間の緩和、調停最も急を告げ、全國民に信用ある圓滿深慮の大人物を要するの時に當り、測らずも産業と直接に何等の關係なき、且つ政黨政治家間に人望なき、性急猛烈なる壯年のルーズヴェルト氏を迎ふるに至りしかば、氏に同情を有し、氏を賞揚せる人と雖、なほ尙に氏が十分なる成功を得んことの甚だ難きを危ぶみたり。氏の大統領となるや、新聞雜誌に、其肖像を掲げたるものを見るに、皆これ軍帽を戴き、カキ色の軍服を着たる、サンフランシスコの戰場に於ける大佐ルーズヴェルト氏なり。今や米國人民は、曾て同國第一の都會たるニューヨークの警

察長として熱心に盡力したる氏の技倆を忘れたるが如く、又氏がハーヴァード大學に學生たりし時代より、政治、社會、經濟等の諸問題に對して、常に思索を怠らざりしことをすら忘れたるが如くなりき。否、そのみに止まらず、氏が軍人として、劔を握りしは、僅に數ヶ月に過ぎずして、氏が歴史家として筆を執りしは、實に二十年の長きに亘れることをすら忘れたるが如くなりき。氏は、大統領の就職演説に於て、故マッキンレー氏の平和政策を套襲し、常に國民の繁榮と名譽とに注意すべきを誓へり。而もなほ米國人民は、マッキンレー氏の如く、圓滿なる技倆と、豊富なる經驗とを有し、政黨の勢力を維持することを得る所の後繼者は、決してこれあらざるべしと思へり。

以上の如くなりしかば、國內議論囂々たるのみならず、共和黨中にて、もなほ不平非難の聲を擧ぐるに至れり。然れども愈、氏が大統領として手腕を振ふや、その行政上の治績の著大なりしことは、到底氏が軍人として、西班牙軍を打破したるの比にあらざりしなり。

氏は、三大徳を有し、之を以て凡ての區々たる非難の聲を壓倒したり。第一、氏は政

治外交の巧妙よりも一層有力なる道德の力を有し、政黨又は外見上の成功には、毫も拘泥せずして、道德的觀念及び深奥なる理想によつて行動するとなり、次に氏の第二の徳は勇氣なり、氏思へらく、人は善を善とし正義を正義とするのみを以て足れりとすべからず、善と認め正と見做したる處のものを必らず勇敢大膽に行はざるべからずと、氏は道德上の理想を以て行爲の源となしたるが故に、事を行ふに當つて決して躊躇逡巡するが如きとあらざりき、勿論氏は困難なる政治問題に對しては、往々讓歩する事なきにあらざれども、而も氏が一度確信したることは一步たりとも曲ぐるることなし、氏は苟も正當ならずと思惟する所のものは何物なりとも飽までこれを排斥せず、止まざるの勇氣を有せり、氏の第三の徳は即ち信實なりき。

マッキンレー氏も亦正義の人なりしが、氏は非常に注意深き聰明の政治家なりしを以て、常に衝突を避けて圓滿を主とし、一般人民の意嚮に従つて行動したり、勿論人民は氏を以て勇氣に乏く、又其責任を他人に嫁するが如き人なりとは思惟せざりしも、氏の才機ある深切なる言葉は必らずしも常に信實ならずして其中

には、或一種の權謀術數を藏せるなきやの感なき能はざりき、然るにルーズヴェルト氏は、之に反し己れの感ずる處を腹藏なく直言し、飽まで赤心を吐露するが故に人皆氏に心服せり。

右の如く、ルーズヴェルト氏の成功の基礎は、道德的熱心、斷乎たる勇氣及び潔白なる信實の三美徳にして、而も尙此他にも多くの徳を有せり、氏には偏頗なきが故に、下級人民の信用を博し、其貴族的なる家門と教育は、上流人士の信任を得、加之氏の狩獵遊戯好きの氣質は、中等社會の人々の熱心なる同情を受けたり、氏の如く偏見を有せず、また氏の如く眞に民主的なる大統領は、未だ曾て之ありしを見ず、氏が礦夫に對する態度は、礦主に對すると毫も差別あることなく、氏は黒奴を大統領官舎に招待し、或は牧童と席を共にして、食事をなせることすらあり、氏が旅行の際將に瀛車に乗らんとするや、見送りの爲めに來れる絹帽の紳士に挨拶をなすに先ち、氏は先づ第一に機關手の煤煙だらけなる手を握るを常となせり、然れどもまた一方より見れば、氏は從來の大統領中未だ曾て其例を見ざる、眞の貴族的人物なり、氏の代に至つて大統領官舎が如何に變化したるかを見れば、思ひ

半ばに過ぐるものあるべし。氏より以前には、大統領官舎は、唯質素を旨とし、室内殆ど何等の裝飾あらざりしが、氏が大統領となれる今日に於ては、室々たる宮殿と化し、室内全く美術的裝飾に充滿し、獵官運動者の如きは、敢て漫りに室内に入るを得ざるに至れり。其先代の諸大統領は多く中等社會より身を起したる人にして、其思想感情も亦上流社會の人とは大に異なれり。抑も數年前迄は、上流社會の人は文學、美術、其他上流社會の生活と直接關係ある事には、熱心に注意したるも、實際の政治には餘り頓着せざりしが、今や彼等は政治上の弊害を看過するの不可なるを感じ、政治に關して、其惡弊と戰はんとするに至れり。而してルーズヴェルト氏は、實に此上流社會より出て、初めて政治界の大首領となれる者なり。氏の性癖を見れば、慥に氏の品性及び氏の教育が、全く一種の貴族的傾向を有せることを知るを得べし。而して其思想の明確なると、歴史眼の廣濶なると、自信力の強固なるとは、共に相合して以て氏の大人格を構成せることを見るべし。

氏の人格は、獨り本國に於てのみならず、實に世界に大勢力を及ぼすに至れり。合衆國が、經濟の發達及び領土の擴張によつて、世界列強の伴に入り來れる時に當

り、歐洲人民に至大の印象を與ふべき大人格者を大統領に戴くのを必要を感ずること切なるに際し、此機會を十分に利用せんと欲せば、大統領たる者は、實に自己の意思を遂げ、優雅なる態度を示し、有力なる演説をなし、以て民衆の心を繋ぎ、總ての新聞讀者を刺激するのみを以て足れりとせず、なほ進んで有識者の同情を収め、且つ各國君主の賛成をも得ざるべからず。蓋し斯くの如きは、リットン氏の如き人と雖、尙なし得ざる所にして、而も時勢の要求は、實に之にありしなり。斯くの如く、米國々民は、政治上に於て世界的の地位を占め得たる以上は、社交上に於ても亦之に伴ふ所の發展をなさざるべからず。列國人民も亦番に政治上に於てのみならず、社交上に於ても、米國が新に其列に加はらんを歓迎する有様なりし。而して青年大統領ルーズヴェルト氏は、即ち優麗なる辭禮を用ひ、巧妙なる手段に則り、懇切なる態度によつて行動し、以て時勢の要求に應じたり。氏は實に時勢に適合せる人物なりと言ふべし。

政黨狂の人に取りては、氏は餘りに獨立不羈に過ぎ、而も政黨に反對するものに取りては、氏は餘りに讓歩に過ぐるが如き觀あり。これ氏が常に政黨競争の觀望

者たる地位に立つが故に、かく兩極端の批評を受けたるなり。資本家と労働者との紛争に際して氏は労働者に同情したるが爲めに社會主義者なりと非難せられたり。而もそれと同時に氏は總ての産業會社を打破せんとはせざりしが故に爲めに氏は株式取引所の従僕なりと稱せられたり。又氏が南部諸州の官吏を政黨に拘泥せずして任命したりしかば共和黨員等は雜々として氏を非難したり。然るに又氏は南部諸州の人が黒奴に對する暴行を禁じたるが爲めに、民主黨員の非常なる憤怒を買へり。然れども氏のなす所を概括すれば氏は「大統領ヘイズ氏が己れの政黨に最も忠實なる者は亦國の爲めに最も忠實なる人なり」と言へる箴言を遵奉せるものと云はざるべからず。

ルーズヴェルト氏は立法上の事に關してはマッキンレー氏の如き博識なる智識と經驗とを有せず。議會の操縦に於ても亦然なり。然れども行政上の事文武海陸諸官廳の管理或は聯邦及び地方の諸問題の解決に對しては多年の研究と漫遊觀察とによりて非凡なる才能を發揮したり。且つ氏の實行的能力の裏面には常に炯眼なる歴史的觀察を伴へり。氏が州知事の職を棄て、副統領となりしは實に

合衆國の最も幸福とする處なり。氏にして若しニューヨーク州知事の職に固執して副統領候補者たることを肯んぜざりしならばマッキンレー氏の死後合衆國は決してルーズヴェルト氏のごとき最良最善の大統領を戴くこと能はざりしならん。

大統領は内閣の組織に關しては全く他の干渉を容れず自ら自由に選任するを得るが故に兩者は非常に密接の關係あり。米國に於ては英國又は佛國に於けるが如く内閣大臣を任命するに當り政黨の意見に従ふが如きことは全く之なし。故にクリッヴランド氏は第二回の大統領となれる時政黨員等の容喙を許さず自由に内閣組織をなすべきことを宣言したり。氏は以前の秘書官たりし人を陸軍卿に任じ、又以前氏の法律事務所と同僚を通信卿に任じ、又政治に何等の關係なき一法律學者を司法卿に任じたり。又一友人を内務卿に任じ、外務卿には其少しく以前に共和黨を脱して民主黨に投じたる人を任命したり。尤も商務及び大藏の椅子のみは民主黨の首領中の名士に之を割與したり。然るにマッキンレー氏の

内閣組織に對する意嚮は、全くこれと異なり、氏は大統領となれる後と雖、尙自己の政黨に忠實ならんことを勉め、政黨の信任を得たる人を以て内閣を組織したり。又ルーズヴェルト氏は初めはマッキンレー内閣を其儘繼續し、何等の變更をなさざりしが、後漸く改造に着手し、新に商務労働卿又は商工卿を置き、コーテルユム氏 (Cortelyou) を以てこれに任じたり。

内閣員中の首席は、國務卿即ち外務卿にして、若し大統領も副統領も共に四年の任期を完了すると能はざるが如き場合には、國務卿乃ち大統領に就職すべし、國務卿は、合衆國の外交上の代表者たる責任を帯び、又ワシントン府に駐在する列國の使臣と協商す。且つ大統領が聯邦の各州と商議をなす場合にも、先づ國務卿を介せざるべからず。國務卿は國會を通過したる法律を發布し、又大統領の公文書には凡て皆署名するものとす。故に國務卿の地位は、獨逸の大宰相 (Chancellor) と大差なく、特にヘイ氏 (John Hay) と、ビロー公 (Count von Bismarck) とは、甚だ相似たる點あり。二氏共に、其經歷嗜好性行に於て殆ど相齊し。ヘイ氏は、リンカン氏の秘書官たりしが、後佛蘭西、埃太利、西班牙等の大使館書記官を経、國務次官、英國大使等

に累進し、一八九八年遂に國務卿となれり。氏の著述は又大に世の賞讃を博せり。外務に關して實際大統領の職權と國務卿の職權との區別を明かにすることは、甚だ困難なり。されど兎に角、外國の代表者が公式の談判をなすは國務卿にして、國務卿は一定の會見日を定め置き、此等の代表者と協商をなす。故に彼等と大統領との關係は、事實上社交的たるに止まれり。尤も重大なる事件は、凡て皆大統領の承認を求めざるべからず。又國際上の危機に關するが如き大問題は、内閣諸卿皆商議に與るなり。

席次に於て國務卿に次ぐ者を大藏卿とす。大藏卿は聯邦の財政を掌るものにして、大藏卿と國會との間柄は、恰も銀行の頭取と其理事會との關係の如し。關稅及び國際的収入は、聯邦政府の徵收する處にして、陸海軍費、郵便費、聯邦政府の政費、國債、造幣等皆聯邦大藏省の管轄に屬するが故に、其行動の範圍甚だ廣く、全國の金融制度に至大の影響を與ふるなり。

内閣の第三席は、陸軍卿なり。而して海軍卿は第六席を占む。一九〇三年陸軍卿幕僚 (The General Staff of the Secretary of War) なるもの初めて設置せられ、高等武官

を以て之を組織すと雖、陸軍卿は文官なり、米國の陸海軍卿は、普魯西の陸海軍大臣よりも、其職務一層重大なり、米國の陸海軍卿は、單に軍事行政を掌るのみならず、戰爭の場合に於て、大統領が大元帥として行動するには、必ず陸海軍卿を介するが故に、右二卿が全軍の行動に至大の勢力を有すること固より明かなり、ルト氏(Elihu Root)が殆ど五ヶ年間陸軍卿の職にありて、一九〇四年一月之を退ける時、ルーズベルト氏は、氏を以て現今世界列國の政治舞臺に現はれたる最大人物なりと賞揚したり。

第四席は、検事總長司法卿にして、獨逸の司法大臣とは、多少趣きを異にす、検事總長は、判事の任免又は裁判所の管理には何等の關係なく、實は最高の法律家にして、又大統領の法律顧問官たり、第五席の遞信卿は、其配下の官吏の任命に對しては、大概元老院の協贊を経るの必要あるが故に、此點に於ては、殆ど勢力なく、却つて其實權は元老院に移り、たゞ郵便事務に關する支配權を有するのみ、最も茲に注意すべきは、鐵道及び電信は、政府の有にあらざることこれなり、第六席は、海軍卿にして、第七席は、内務卿なり、内務卿は、國內に於ける種々の行政

事項を掌るものにして、第一教育局は一見甚だ重大なるものなるが如きも、實は總ての教育に關する事件は、各州の掌る處にして、中央政府は、單に教育上の統計表、報告書類等を公示し、或は教育に關する材料を蒐集し、勸告をなすに止まるが故に、教育局は、實際上學制の改革を實行する權利なく、其權限甚だ狹し、次に恩給局は、内務卿の職權中教育よりは一層重大なるものにして、合衆國は、毎年恩給金約一億三千八百萬弗を支出するなり、其他專賣特許局ありて、毎年約三萬の特許免狀を賦與す、又鐵道局、インデアン人局、地質調査局等も、内務卿の管轄に屬せり、第八席農務卿は、農業に關する事件は、勿論氣象局、其他動物、植物、化學等に關する諸局、特に間接農業の利害に關係ある科學的研究に任ずる諸局を管理す、第九席商務労働卿は、會社局、労働局、人口調査局、統計局、移民局、漁業局等を管掌す、以上九省の管理の下にある官吏の總數は、約二十四萬にして、上は大使より、下は郵便配達人に至る迄、皆大統領の任命する處にして、聯邦の國務に従事し、全く州政府と關係なきものなり。

第四章 國會

合衆國の國會議事堂(Capitol)は、ワシントン府にあり、大統領官舎(White House)より一條の大路を進めば之に達すべく、其中央なる館の左方は、元老院(Senate)にして、右方は代議院(House)なり。代議院は人民の直接代表者三百八十六名より成り、元老院は州の代表者九十名より成る。而して此兩院を併せて國會(Congress)を成す。これ即ち米國の立法部なり。一七七八年、十三州が聯邦を組織するや、聯邦定款なるもの作り、一院制度を採れり。然るに後九年にして、合衆國憲法成り、各州政府の立法部が、二院制度なりしに擬して、一院制度を廢し、以て現今の二院制度となすに至れり。尤も當時、ペンシルヴァニア州のみは、たゞ一個の立法部を有せしも、他の諸州は皆二院制度なりき。これ單に母國の立法部を擬したるまでにて、敢て貴族平民の區別をなさんとの意にはあらざりしなり。

この二院制度は、二個の相反對する要求を平均するに最も簡便なる方法なり。即ち一方に於て各州は、その大小に拘らず、皆平等の權利を有すべく、他方に於て、各公民は皆同一の權利を有し、人口數に準じて其代表者を出すとを必要とす。故に上院に於ては、各州同數の代表者を選出し、下院に於ては各議員は、同數の有權者を代表せざるべからず。且つ前者に於ては、確乎たる保守的傳説を保持すべく、後者に於ては、人民の意嚮の變化を省量せざるべからず。加之、前者にありては、候補者の年齢を高くし、其任期を長くし、且つ一時に全部を變改せずして、たゞ一部議員の改選を行ひ、以て事務の進行を妨げざらしむべく、之に反して、後者にありては、時々全人民の直接選舉によつて、全部の改選を行ふべきなり。米國の二院制度は、これを歐洲諸國の二院制度と比較することを得べきも、しかも元老院は、決して獨逸の聯邦議會(Bundesstag)にもあらず、また英國の貴族院(House of Lords)にもあらず、特に米國の代議院は、獨逸の帝國議會(Reichstag)とは、根本的の相違あり。

元老院議員は、各州より二名を出し、ニューヨーク州の如く、無慮七百萬の人口を有

する州も、ワイオミング州の如く、僅に十萬の人口を有するに過ぎざる州も、ともに二人に限れり、各元老院議員は、六ヶ年の任期を以て、各州の立法部によつて選舉せらる。而して三年毎に、全數の三分の一を改選するが故に、全體としての元老院は、間斷なく其存在を維持するなり。而も最も異とすべきは、元老院議員は、各自全く自由意志を以て獨立投票をなすが故に、同一の州より選出せられたる二議員が往々にして互に反對の投票をなすことこれあり。又元老院議員の候補者たる者は、必ず三十歳以上ならざるべからず。

代議院議員は、二年毎に一般人民の直接選舉によつて選出せらる。而して議員の數は、憲法によつて規定する處なし。これ各州より出す議員數は、其人口數によるが故に、十年毎に行はるゝ人口調査の結果を基礎として、常に増減あり。奴隸解放以前にありては、黒奴は選舉權を有せざりしが、之に拘らず、奴隸使用州は、彼等に選舉權なきが爲め、自己の州の代議士の數を減せらるゝことに反對したり。當時憲法上奴隸一人は、普通人民一人の五分の三に相當するものとして、即ち奴隸五人は、普通人三人と相當す。代議院議員の數を計算したりしが、今日に於ては、人種

の差異は、憲法上選舉權に關係する處なし。然れども、有權者資格の決定は、各州の任意に委せり。たゞ代議院議員の選舉規定は、其州の州議會議員の選舉規定と同なるべきこととなせるのみ。加之各州が指定せられたる代議院議員數を、如何なる方法によつて選舉すべきかも、亦各州の任意なり。故に、例へば、西部の四州に於ては、女子も其州の立法部の議員選舉權を有するが故に、亦國會議員の選舉權を有せり。

第一回の代議院は、議員數六十五人なりしが、一九〇二年には、三百五十七人となれり。而して最初の國會を組織したる十三州は、今や僅に百三十七名の代議員を選出するに過ぎざるを見れば、如何に合衆國の政治的重力の中心が移動したるかを知るに足るべし。最近に於ける代議員の總數は、増加して三百八十六人となれり。代議院議員の候補者は、滿二十五歳以上なるを要す。而して元老院議員の候補者は、米本國に九年間住居したる者ならざるべからざるも、代議院議員は、僅に七年間とす。

此くの如く、元老院議員と代議院議員との選舉條件に相違あるが故に、兩院議員

の個人的性質も亦自ら異ならざるを得ず、疑に述べたるが如く、元老院議員は各州僅に二人に限り、任期は比較的長く、且つ州議會なる範圍の狭き團體より選舉せらるゝが故に政治上最も高き名譽の地位にあるものと思惟せらるゝなり、然れども、實際上元老院議員選舉に就きては、州議會の議員等は、州議員に選舉せらるゝ時、既に斯く／＼の元老院議員候補者を援護すべしとのことを豫約することを常とするが故に、必らずしも前陳の如き理想的條件に適合する人物を出すこと能はざる場合なきにあらざるなり、爲めに州の一般人民もまた元老院議員選舉に對して多少直接の勢力を及ぼすことを得べし、且つ元老院議員たるには、大に富有なる人たらざるべからざる傾向あり、西部諸州の人口稠密ならざる州に於て特に然りとす、尤も富有ならざる者と雖、活動力の強き人、或は洞察力の鋭き人にして、元老院議員となれる者も亦決して鮮なきにあらざるなり。

最近の元老院に就きて見るに、議員九十名の平均年齢は、六十歳にして、内十七名は七十歳以上なり、又内六十一名は法律家、十八名は商業家、三名は農業者、二名は新聞記者なり、尤も、法律家と云ふも、現に辯護士又は判事の職に従事せる者はあ

らずして、多くは早くより法律事務を廢めて政治界に入れる人なり、又法律家中にても、曾て或る産業會社又は鐵道會社の社長たりし人も少なからざるが故に、實は最早法律學者とは云ふべからざるべし、斯く元老院は米國人民の職業の總ての方面を代表する議員よりなるも、唯だ大學教授又は牧師が元老院議員とならざるは、これ元老院議員となれば一年の内六ヶ月間は必らずワシントン府に住せざるべからざるが故なり、又元老院議員は多くは四回或は五回選出せらるるを常とするが故にかゝる人にとりては政治を以て殆ど終身の職となすの觀あり、アリソン (Allison) ホーア (Hour) ハンクレン (Cockrell) プラット (Platt) モルガン (Morgan) テラー (Teller) 其他の諸氏の如きは二十五年以上元老院の席にあり、斯く再選議員甚だ多數なるが故に、故意らに種々の規定を設けずとも、元老院が保守的態度を採るに至るべきは明かなり。

なほ元老院の特色とする處は、從來元老院議員たりしものは、皆歐洲大陸にて生れたるものにあらずしとこれなり、唯だ一人ミチソク州選出のチルソン (Chilton) のみは、諾威に生れ小兒の時米國に來れり、右の如くなるが故に、元老院には

移住人の代表者は殆ど一人もあらずと云ふべし又元老院議員の自叙傳を見るに、メリーランド州選出のウェリントン氏 (Wellington) 及びネブラスカ州選出のデ・ドリッチ氏 (Diehrich) だけは米國にて生れたるも、實は日耳曼血統の人なりと記せり。元老院議員はみな富豪にして、元老院は一名富豪俱樂部 (Millionaires' Club) と稱せらる。さは云へ決して産業界の大富豪と比肩すべき者にはあらず。米國の富の標準より見れば、元老院議員中真に富豪と稱することを得べきは一億弗の財産を有するモンタナ州の選出のクラーク氏 (Clarke) 唯だ一人あるのみ。其他の議員は多くは僅に二三百萬弗の財産家にして、毎年約半年間ワシントン府に住居せざるべからざること、多數の議員に取つては大なる犠牲をなすものと云ふべし。但し最も尊敬せられ最も勢力ある議員は、多くは財産少なき人なることも亦事實なりとす。現今元老院議員中最も學識あるは、マサチューセツ州選出の歴史家 ロヂ氏 (Loche) なるべし。氏はルイズヴェルト氏の刎頸の友なり。また最も有徳にして尊敬すべきは同じくマサチューセツ州選出の雄辯家ホリア氏なり。

次に代議院議員は、元老院議員に比すれば社會上の地位も大に低し。人民は、自己

の種々雑多なる利害、欲望、野心を代表せしめんが爲めに、代議院議員を選出するものなり。尤も代議院に於てもその三分の二は法律家なり。前開期に於て、代議院議員總數三百五十七人の内、二百三十六人は法律家、六十三人は商業家、十七人は農業者なりき。代議院は全部一時に改選せらるゝと雖、尙元老院に於けると等しく、多數の再選者あり。例へば第五十八議會に於て二百五十名は第五十七議會にも選舉せられたる人なりき。故に代議院議員の約十分の一は十年間在職するを常とす。尤も人物の點より見れば、代議院議員は大に元老院議員と異なる處あり。代議院議員の平均年齢は四十八歳にして内には三十歳以下の人もあり。又多少の例外なきにあらざるも、多くは中等社會の人なりとす。尤も此中等社會より活潑轉達の人物出づることは米國人民の誇りとする處にして、議院に於て活氣に富み奮闘的精神を有する人物の多きことは、到底獨逸帝國議會に見る能はざる現象なり。代議院議員は元老院議員と等しく、歳費五千弗と其外に旅費の支給を受くるものとす。

國會即ち上下兩院の職務及び其職務執行の方法を見るに、國會は委員會の報告

によりて議員の提出せる議案の採否を決するなり斯くして國會は議案を通過し其職任全く立法にありて毫も行政的の性質を帯ぶることなしされど議案は必らず議會の提出する處にして大統領又は内閣諸卿は之を提出するの權なし故に行政部は立法部に對しては何等の勢力なしとす次に國會の議事整理の方法としては先づ委員會に於て議案を熟議し後國會に提出するが故に議案の通過すると否とは實際上より見れば全く委員會にて決定せらるゝなり即ち委員會は先づ其議案が國會に提出せらるべきものなりや否やを決定し然る後兩院は之が採否を決定するものなり尙上述の諸點に就きて詳述すべし。

立法權と行政權との分離は常に世人の思へる如く完全なるものにあらず勿論獨逸に於て行政部の提出案が立法部の活動の基礎となるに比すれば其差明かなりと雖合衆國にても總ての議案の最後の運命は大統領の態度如何によつて決するなり前章に述べたるが如く國會が法律案を大統領に送付するや大統領は之を否認するを得べく然る時は上下兩院共に三分の二の多數にて再び却下せられたる法案を通過したる場合に限り其法案は法律となることを得べし。

故に若し斯かる場合に兩院の内孰れか三分の二に達せざる時には全く廢案たるに至るなり。

然るに一方に於て國會特に元老院は行政權と非常に重要なる關係を有することあり即ち聯邦官吏の任命及び條約の批准は必らず元老院の協贊を経ざるべからず故に外交政策に於ては大統領は特に元老院と提携するの必要あり且つ大統領の任命權内にある地方官吏の如きは實は全く其州より選出せられたる元老院議員の推薦によるものなるが故に元老院議員が大統領の任命權を否認するの權も亦甚だ重大なりと云はざるべからず又憲法の規定によれば聯邦の高等官吏が職權を濫用したる場合には元老院は之を裁判するの權利を有す今若し官吏濫職の疑ひある時は代議院は先づ其の罪責を調査し然る後元老院審問を行ふなり例へば一八七六年陸軍卿ベルナズ氏 (Belknap) 濫職の訴により元老院の審問を受け遂に無罪となれるが如きこれなり其より今日に至るまで二十八年間未だ高等官吏の斯かる嫌疑を受けたるものなし。

立法部と行政部との分立の最も著しき事實は内閣諸卿が國會に於て發言權を

有せざることこれなり。國會開會の劈頭に大統領は教書を送つて自己の希望政見を充分に開陳するの特権を有すれども、これ單に希望を述るに止まり、一定の法案を提議するの權なし。内閣諸卿は大統領に對してのみ責任を帯び、國會に對しては何等の責任を有せず。内閣諸卿は國會に於ては何等建言するの權利なし。然るに英國に於ては内閣大臣は議會に於ける政黨の首領なるが故に、大に米國と其趣きを異にせり。米國人は米國の此制度を以て最も誇るに足るべき美點となすなり。前の獨逸駐劄米國大使ホウイト氏 (Andrew D. White) の如きすら、獨逸の諸制度を賞讃し乍ら、尙獨逸及び佛國の議會に於て内閣大臣の席を設くるを以て不可なりとなせり。氏曰く、人民の代表者と内閣大臣とが絶えず相争ひ互に反對するが如きは、議會の秩序を紊り、議事の効果をやぶるものなり。ゆゑに立法部は獨立して議事を整理すべく、代議士は單に代議士相互間に注意を拂へば足れり。

然れども國會と内閣とは實際上何等の關係なしとは云ふべからず。議案の大部分は國費の豫算に關するものなり。例へば前國會に於ける支出額表を見るに、恩

給金一億三千九百萬弗、郵便局費用一億三千八百萬弗、陸軍費九千一百萬弗、海軍費七千八百萬弗、河川港灣改修費二千六百萬弗等にして、其總額約八億弗なり。尙此外に特別費二億五千三百萬弗あり。故に國會は一開期中に約十億弗の聯邦國庫支出額を決定せざるべからず。而して此支出額は國會議員の提案を基礎として定めらるゝも、其一々の支出額は元來海軍省を始め其他關係の各省より出でたるものなること勿論なり。斯く行政部は豫算案に對して表面上提議せずと雖、其豫算案の總ての材料は行政部より國會に交付せらるゝものなれば、結局歐洲に於ける制度と甚だしき相異あるとなし。然れども米國に於ては豫算案が國會の議題となれる場合に於ても、亦行政部はこれに對して一の發言權を有せざるなり。又右に關する内閣の提案を第一に受くるものは元老院にあらずして、必ず代議院の議員ならざるべからず。これ代議院が元老院より優位にある點にして、斯く豫算案は先づ代議院に於て討議すべしとなせる理由は、元來公共の費用は必ず納稅者なる人民の意志に隨つて決定せざるべからず。故に豫算案の決定に關しては人民より間接に選舉せられたる元老院よりは、先づ直接に選舉せら

れたる代議院に提出すべしと云ふにあるなり。尤も代議院を通過せる豫算案と雖元老院は随意に修正を加ふることを得るが故に、代議院が豫算案に對して有利の地位にありと云ふも實は絶對的にはあらざるなり。

斯くの如く法律案は必らず議員の提出する處ならざるべからず國會の開期毎に約一萬五千の法案提出せらるゝの事實に徴すれば議員の此權が如何に利用せらるゝかを知るに足らん。今先づ代議院が法案を處理する方法に就きて略述すべし。三百名以上の能辯なる政治家が一堂に會して僅々數ヶ月の間に約一萬五千の法律案を討議するに、若し無限の權力ある統率者も嚴肅なる規律訓練も健全なる慣例もなかりしとせば、議場は騷然として喧囂の聲に葬られ何等の効果をも收むること能はざるべし。然るに米國人は組織整理の天才を有するが故に亦堅實なる秩序を維持する能力あり。即ち先づ第一に、曩に述べたる委員會なるものありて、委員會は代議院に於ては其議長(Speaker)によりて効用を全ふするものなり。尤も茲に注意すべきは、國會の裏面には常に必らず二大政黨の存することを忘るべからず、若し代議院又は元老院にして獨逸の議會に於けるが如く

政黨の分派四分五裂し居たりとせば議長も委員會制度も議會の秩序を整理する事能はざるべし。然るに米國の國會は二大政黨より成るが故に過半数を占めたる政黨は能く秩序を保障し委員會をして有力なる機關となし、議長に非常なる勢力を與ふるを得るなり。

議案は委員會の討議を経るにあらざれば代議院に提出すること能はず。而して代議院議長はこの點に於て三重の特權を有せり。第一、議長は總ての委員會の委員を指名するの權あり。例へば前期國會の開期中に於ては六十三個の委員會なりしが、その各委員は皆議長の指名によれり。此等の委員會中最も重大なるものは支出、農業、銀行業、造幣、外交、インデヤン人問題、各州間の商業、外國貿易、恩給、金郵便局、海軍、鐵道、河川、港灣、專賣、特許、財政等に關する委員會なりとす。各委員會には多數黨の議員も、少數黨の議員も共に其委員に舉げられ、委員長は其事務を處理する爲めに殆ど絶對的の管理權を有す。而して重大なる委員會の委員は皆代議院の慣例を熟知せる經驗家なり。第二、議長は孰れの委員會に加何なる議案を附托すべきかを決定するの權あり。或一の議案を何れの委員會に付托すべきかを

選定するによつて其議案の運命に大影響を及ぼす事は往々にして見る處なり。第三議長は又整理委員長(Committee on Rules)たる資格を有するが故に、委員會の報告書を代議院の議事日程に配當するの權利をも有せり。勿論重大なる事件も發言を求むる事を得れども、斯かる特權ある委員會の報告の外は其選擇の權一に議長に存す。さればこの點に於て議長は非常なる特權を握るものにて、議長は或委員會長が第一に發言を求むればとて之れを許さざることを得べく、若し議長が之を許さざる時には彼は之を如何ともするに由なし。又議案が委員會を経て愈、議場に報告せられたる場合に於ても、議長は討議の時間を指定し以て議事の進行を妨げざらしむるの權あり。然れども議場に於いては、概ね討論を用ひず委員會の決議を容るゝを普通なりとす。唯だ特に重大なる問題例へば支出又は課税案の如き場合には所謂全院委員會なるものを組織し、特に委員長を選定して熱心に討議するなり。但し此場合には慣例上長時間の演説をなさず、議員は議論の大綱を述ぶるを以て満足し、省略せる部分は國會議事録に登載出版せら

れんことを請求するのみ故に實際議場に於て述べざりし意見も出版せられて其選舉區を始め全國到處に配布せらるゝなり。

今若し代議院の一議員が自己の選舉せられたる地方の利害に關する提議をなせりとせよ。然る時は斯かる議案は先づ大藏卿に交付せられ、大藏卿は又之を代議院議長に交付す。議長は又之を委員會に附托し、それと同時に之を印刷に附して各議員に配付するなり。而して委員會は先づ其提議が考量の價值ありや否やを決定すべく、假令委員會が之を商議するの價值ありとするも委員等は殆ど原案の原形を止めざる程に之を修正すること尠なしとせず。而して愈、委員會がこの提議を是認する時は代議院の日記中に記入せられ、それより整理委員が之を議事日程に上げす迄待たざるべからず。而して愈、議事日程に上り、代議院にて讀會を開かるゝ時は愈、通過するの幸運を有するなり。

斯くして一つの議案が代議院を通過したりとするも尙之を元老院に送付し、恰も代議院に於けると同様の取扱ひを経ざるべからず。即ち先づ委員會に附托せられ、次に元老院の議場に提出せられざるべからず。若し然らざる時は此議案は

全く無効となるなり。若し又假し本會議に附せられたりとするも、論難討議の末再び元老院は之を修正するを常とす。而して斯かる場合には兩院より出せる協議委員會にて此修正案を商議し若し協議整はざる時は、本案は全く無効となるなり。若し又協議委員會を通過したりとするも、國會の開期遂に終了し、代議院にて最後の讀會を聞くこと能はざる時は、次期の國會に於て再び全く舊に戻りて上述の手續を一々經ざるべからざるなり。若し又開期中に全く兩院を通過し得たりとするも、尙大統領は之を否認するの權を有するなり。されば毎年提出せらるる議案中法律となるものは十分の一にも足らざる程にして他は悉く棄却せらるるなり。而して幸ひに法律となるものも、殆ど之に嚴密なる修正を加へざるはなし。故に一萬五千の提案中、その大部分は提出者が初めより到底通過の見込みなきものと認めつゝ、自己を選擧せる有權者等に對する私情又は一層卑劣なる動機の爲めに提出したるものと云ふべし。元老院に於ける議事の方法は大體に於て代議院と異なる處なし。即ち、元老院議員が議案を提出する時は先づ之を適當なる委員會に附托し、然る後議場に於て

朗讀し、之を代議院に送付するなり。然れども其議員の態度、議場の状態より見れば兩院非常に異なる處あり。例へば代議院は恰も紛擾喧囂を極むる民衆の集會の如く、元老院は外交官の協議會の如し、代議院は議場甚だ廣く、數百の議員は毫も演説には耳を傾けずして或は書く者あり、或は新聞を讀む者あり、非常なる雄辯と雖、自己の意見を充分に聞かしめんとは甚だ困難なり。然るに元老院に於ては寧ろ却つて形式に過ぐるの風あり、所謂元老院議員の禮讓 (Senatorial Courtesy) なるもの盛に行はるるなり。故に代議院の秩序を維持せんが爲めには、非常なる管理熟練を要するも、元老院は少數の老練士等が禮儀正しく議事をなすが故に別に戒規を要せざるなり。されば元老院に於ては代議院に於けるが如き特權ある議長を置くを許さず、また元老院にては兩政黨共に委員會の委員を指名するの權を有す。而して元老院議長は發言を求むる者には必ず之を許さざるべからず。故に討論終結は滿場一致に依つてのみ初めて之をなすことを得、されば元老院議長の職權は代議院議長のそれに比すれば甚だ小なり。且つ前者は元老院の選舉する處にあらずして人民の選舉せる合衆國副統領なるを以て或は院内

の少数黨に屬して實際上の勢力は皆無なることもなきにあらざるべし。元老院は極端なる形式主義と議員相互間の禮讓とに則りて行動するが故に過半数の計算の如きも亦實際の投票數に依り敢て代議院に於けるが如く現在出席議員數に依るが如きことならず。尤も兩院共前以て反對黨の人と合意の上共に投票を相殺し以て缺席することを得るは同様にして、一缺席議員が或法案に對して賛成する旨を通知し、他の一缺席議員が其法案に對して反對する旨を通知し置く時は兩者共に投票したるものとして計算せらるゝことを得べし。

斯く元老院議員は互に禮讓を交換するが故に、其結果として議員間の調和、讓歩、或は黙々の裡に意志の疏通をなすこと甚だ容易に行はるゝは當然の理なりとす。元老院に於ては滿場一致の場合に限り討論終結をなすを得るが故に、唯だ一人の議員にても反對を表すれば議事の進行を妨ぐるを得べし。即ち一二の反對議員が固く執つて動かざるが爲め元老院を數週間全く休會の状態に陥るゝことを得べし。又斯くの如き議事妨害者の術策は是非之を防遏せざるべからざるが故に皆常に親愛なる同情を保持するの要あり。勿論元老院に於ても二大政黨

の對立なきにあらざると雖、各議員間の個人的關係を固ふし、他の議員の利益を妨げざる限は自己の利益も亦妨げられざるを信じて安心すると肝要なり。斯く單に相互の好意を尊重するが故に、或議員が地方の利益又は個人若くは團體の特殊の利益を計らんとするが如き提案をなすも、他の議員等はそれと知りつゝ、眼を閉ぢて黙許し以て其提案を通過すること屢なり。その他官吏の任命に就きても亦所謂元老議員の禮讓大に行はれ必らず先づ其州より出づる議員の承認を経て以て圓滑に之をなす。議員等は己れ反對すれば己れも亦た反對せらるゝことを知るが故に、相互に黙認し、或は口留めとして或は政黨に盡力したる報酬として頗る怪しき任命あるを見ることあるも、個人全能主義を遵守し内心不快を感じつゝも尙之を賛成すべし。故に個人としての代議院議員よりは個人としての元老議員は其權力強く、前者は全く政黨の一員として行動せざるべからざるを以て個人的欲望を充たさんとする特殊の機會を作ること能はざるも、後者は全く獨立の行動をなすを得るなり。加之代議院は少數の首領によつて統率せらるゝ烏合の衆に過ぎざれども、元老院議員は各政界の立物たるがゆゑに其結

果として元老院其物の勢力漸くに増加するに至れり。外交條約に對する元老院の職權が漸次増加し來りたるが如きは特に其著明なるものなり。憲法の規定に従へば外國との條約は元老院の批准を要すべく、元老院は政府の提出せる條約を其儘是認するか又は否認するか唯だ此二の權利を有するのみなるに尙進んで之を修正する權利をも獲得するに至り、今や必ず多少の修正を加ふるにあらざれば是認せざるの有様となれり。勿論元老院の修正する處は單に字句の修正に止まるべきも、兎に角大統領は此點に於て元老院の干渉を被むるとなきを得ざるなり。故に其結果として大統領が元老院に提出する條約は之を呼ぶに提案の名を以てするに至れり。

吾人若し深く其裏面を觀察する時は元老院に於ても亦代議院に於けるが如く、五六の少數議員が眞の勢力を占め全院の牛耳を執れるとを知るべし。例へば新選の議員等は多くは餘り重要ならざる委員會の委員に指名せらるゝに過ぎず。假令重大なる委員會員に指名せられたりとて、單に員に備はるのみにして慣例上到底經驗に富める議員と伍するとを許さざるなり。故に實際國政を左右し國

會を指導する權力あるものは、代議院に於ては十餘人、元老院にては五六人に過ぎざるなり。斯くの如き少數者が牛耳を取り議場を指導し、自由投票權を蹂躪し以て其意見を行ふが故に、實際米國人は將に寡頭政治に服従せんとするものと云ふべく、米國人の保守的感情を満足せしめんには又斯かる制度によるの外あらざるべし。次に元老院に於ける禮讓の流行は政黨熱を緩和し、調和を容易ならしむること勿論なれども、競争の餘地も亦決して少なきにあらず。然れども隱謀密計の如き事は代議院の素朴なる議員間に於てよりは、却つて元老院の圓滑なる禮讓の裡に跋扈し易きことを知らざるべからず。

國會に於ける徳義心は公平なる觀察によるに、寧ろ高しと云ふべし。尤も提出せられたる數千の提案は一々委員會なる少數人の手に附托せられ其運命は實際此委員會によつて決するものなるが故に、全産業界の盛衰も諸會社の幸不幸も全く委員會に於ける僅々二三票の差にて定まること尠からず。故に賄賂其他敗徳行爲の行はるゝ餘地は、米國々會に於て特に多しと云ふべく、而して米國々會に於けるが如き特殊の委員會制度は、外國の議院制度に於て未だ其例を見ざる

所なり。往時にありては、破廉耻の政治屋連或は政治運動の手先となれる悪徒等が群をなしてワシントン府に於ける國會議員の旅館邸宅は勿論國會議事堂の廊下にすら徘徊し、種々の奸策を弄して賄賂を行ひ以て投票數を左右せんとしたることありき。然れども公平なる批評家等は以前の如き罪惡は最早今日存在せずと言へり。勿論今日とても提案の通過又は廢棄の爲めに運動することを以て職業とする所謂院外運動員なる者のワシントン府にあるは事實なりと雖、往時に於けるが如く直接に賄賂を行ふが如きは決して之れあらざるなり。若し少しにても賄賂の行はれたるが如き疑ひある時は、代議院は直に調査委員を命じ證據蒐集權を委ぬ、而して從來の例によれば斯かる嫌疑は概ね無實なること發見せられたり。

尤も凡ての問題を單に國民全體の安寧幸福てふ立場より考量する議員のみ道徳上正直なりと云ふべくんば米國々會の純潔は大に疑を容るゝの餘地あるべし。されど米國人民中斯くの如き政治道徳の標準を採る者は殆どこれあらざるなり。勿論國家の大問題起る時は、國會は必らず之に相當の態度を示さざるはな

く、例へば米西戦争の際の如く國家の名譽に關する問題に臨んでは、政黨の區別は全く消滅すべし。然れども平常の問題を議する場合には、各議員は全力を盡して己れが選舉區民の利益を保護するの義務あるなり。特に己れが屬する政黨の利害の問題に至りては何事を措いても之が爲めに盡さるべからずして高尚なる見地より見れば、必ず種々の罪惡行はるゝは疑ふべからず。一の政黨が單に反對黨を苦め、行政部を制肘し、以て次回の大統領選舉に臨んで反對黨の氣勢を殺がんが爲めに正當なる提案にすら反對するが如きことは往々にして見る處なり。例へば現今に於ける少數黨即ち民主黨が元老院議員ゴルマン氏 (Gorman) を首領に戴き、斯かる策略を用ひて、以て共和黨員の提出せる最も正當なる提案に對し激烈なる反對をなすこと屢あり。これ斯かる提案が無事に通過するが如きことあらんか。共和黨が益、國民の輿望と尊敬とを受くるに至るべきを熟知するが故に他ならざるなり。

又地方の利害に關係する問題の場合に於ては、政黨の區別は常に必らず打破せらるべく、代議院に於ける投票の區分を見るに二つの異なる地方間の問題た

る如き場合には、屢、政黨間の墻壁撤去せらるるを見るなり。例へば人造牛酪の問題、議事日程に上る時は、農業地方の議員は必らず商工業地方の議員と對立すべし。若し又大規模の灌漑水利計畫の問題が國會に提出せらるゝとせんか、民主黨の政綱より言へば、元來斯かる計畫は州に屬すべく決して聯邦議會の問題とすべきものにあらざるも、而も民主黨議員の全部は全く其政綱を忘却し、之によつて利益を受くべき州より選出せられたる民主黨議員は、直に共和黨と提携するに至るべし。斯くの如く政黨の區別一時無視せらるゝ事あるが故に、一見恰も政黨に對する服従の義務漸次益々薄弱となるが如き觀なきにあらざり。國會議員が、己が政黨の主義綱領を保護するは、これ自黨が次回の選舉に勝利を占めんが爲めにして、又た自己の選舉せられたる地方の利益の爲めに盡力するは、これ次の議員選舉の際に再選せられんが爲めなり。議員の候補者たらん者は必らず其選舉區に住居する者なるを要するの規定なるが故に、其選舉區民の利己的要求に特に注意せざるべからざるに至るは、洵に當然のことと云ふべし。右の如くなるが故に普通の議員は、只だ國家の大事に當りては、凡ての政黨の上に立ち通常の

場合には自己の黨派と共に立ち、苟も撰舉民が睡りかゝれば多少凡ての政黨の下に立つべし。之を要するに、米國の國會は非常なる事業を行ひ且つ他の諸外國の議會よりも一層眞面目に、一層事務的に、一層有効に行動するものと云ふを得べし。即ち米國の國會は談論少なく、且つ政府は全く國會に代表せられざるが故に、争闘も亦甚だ稀なり。議事の方法も、亦概して平靜にして一人の議員が議場に於て名を揚るが如き機會甚だ少なし。而かも國會議場に内閣員の席を設け或は次期の國會より埃太利、佛蘭西、獨逸又は英國の議院制度を採用せんと欲するものゝ如きは米國人中一人としてこれあらざるべし。

第五章 司法制度

國會議事堂の中央の館と元老院との間に大なる一室ありて、人民群集するを常

とす。これ合衆國の高等法院にして、黒色の法服を着けたる九人の判事が希臘式圓柱の間に坐を占むるを見る。大統領、内閣、元老院及び代議院は、米國人民の等しく誇る所なれども、亦幾許の缺點あるを認めざるに非らざるが、獨り高等法院に至つては識者の唯賞讃して措かざる處なり。蓋し合衆國の平和繁榮威嚴の爲めに力あるもの、此高等法院の右に出づるものなし。聯邦政府の組織構成の上より見れば、高等法院は國權の第三區分をなし、立法及び行政の二部と相協同す。國の法制は全體として存するものなるが故に、合衆國全體の司法制度を瞥見したる後にあらざれば、九人の高等法院判事の職任如何を明かにすること能はざるべし。然るに米國の司法制度は、甚だ複雑紛糾せるが故に、歐洲人に取りては甚だ了解し難きものあるべし。尤も英國人には其中に英國法の特徴少からざるを想見せしむべきも、獨逸人には殆ど之が了解に苦むものあらん。斯くの如くなるが故に、茲には唯二三の要點のみを摘記するに止め、後に他の諸問題特に社會問題を論ずる時に至りて更に説く處あるべし。

合衆國の法律制度には其起原三個あり、普通の米國人に、合衆國の法律の何なる

やを問はゞ、恐らく普通法 (Common Law) なりと答ふべし。然れども此曖昧なる答は唯漠然たる觀念を與ふるに過ぎざるなり。但し獨りメイジアナ州に於てはナポレオン法典を採用せるが故に之を例外とす。若し獨逸人が刑法民法の二冊を法典と思ふ考へにて、米國の普通法を見んとを請はゞ、米國人は數百卷の大冊を指して即ち之なりと答ふべし。元來普通法なるものは法律書にあらざ、法典にあらず、唯判決例全體の總稱にして、普通法の制とは訴訟起れば以前の判決例に依つて之を判決することを言ふなり。假令以前の判決が不當にして正義の觀念に反するものありとするも、更に高等なる權威に依つてこれを破棄するにあらざれば正確なる歴史的法律として、將來に於ても判決の標準となるものなり。元來米國法は英國法より來れるものにして、初めて來住せる英國の植民等は母國の司法制度の觀念をも移し來り、而して後に起りし諸州は亦十三州の法律を採用したるなり。今日サンフランシスコ又はボストンの街路に於て、甲某が寶石を拾得したるを乙某が不意に奪ひ取りたる時は、元來其寶石は甲の所有にあらざるも尙甲は乙を窃盜者として訴ふることを得。然る時は、裁判官は原所有者が顯は

る、迄は甲が其寶石を所有する正當の權利を有するものと判決すべし。これ一七二二年倫敦の一煙突掃除人が或高貴の裝飾品を拾得したるに、其後寶玉師が其中にありたる寶石を盗めるを、時の英國裁判官は煙突掃除人を正當とし寶玉師を窃盜罪に問へる前例あるに依てなり。

斯くの如く普通法には、不利益の點あると明かなり、全國民の意志を包括せる一冊の法律書によつて裁判せずして、外國に於ける瑣々たる一裁判官の判決を標準とし、文明を異にし、歴史傳説を異にせる外國の判決を以て絶對的權威となすが故に、判事は常に舊裁判の判決に倣ひ、道徳上自己の正義の觀念に背きて、造も慣習に従はざるべからざるとあるべし。然れども斯かる判決例による裁判制度の裏面には、又深遠なる道徳的動機の伏在せると明かなり。アングロサクソン人民は思へらく、一國民の法典は人爲的に隨意に構成せらるべきものにあらざ、國民の意志を代表する者が實際に起れる論争を十分の注意と責任とを以て裁判なしたるものこれ即ち法典の唯一の起源ならざるべからず。茲に二人相争ひて其論争の決定を必要とする其瞬間迄は正邪の別未だあることなし。而してその

論争の訴訟を決定する判事は、自己の良心の助を以て茲に初めて法律を作るなり。然るに此判事が判決をなし、其判決が他の一層高き權威の爲めに棄却せられざる限りは、其判決の原理は永久の法律となるものなり。人類の意志の間には常に新しき衝突起り、常に新しき判決を必要とするが故に、毎日／＼新しき裁判の法例起れるなり。而も判決せらるゝ瞬間迄は唯二個の互に相反する欲望の存立するのみにて、未だ正邪の區別はあらざるなりと。

斯く以前の判決例を以て成れる法律は、一見直に陳腐に歸して用をなさざるが如く思はれんも、アングロサクソン人民は確信すらく、斯かる法律は理屈より出てたるものにあらずして、實に實際の經驗より生じたるものなるが故に、唯一の生命ある法律なりと云はざるべからずと、彼等は又思へらく、斯かる法制は恰も自然の言語の如く有機的發達を遂げ來れるものなるが故に、假令歴史的矛盾の點なきを得ずとも、かの人爲的に作られたるエスペラントの如きものよりも優れるは明かなり。且つ此制度による時は、裁判は常に甲乙兩者の論争を判決するに止まらず、永久に全國民の正義の觀念を支配するものとなるが故に、裁判官を

して責任の念を一層強く感ぜしむること勿論なり。以前の判決の結合力は、社會公衆の正義の念を強うし、且つ抽象的理論的法典にては決して望むべからざるが如き永續性を與ふるものなりと。

裁判官の判決を、其時其場合にのみ限りて其後は全く之を遺棄するが如きものと、判決其物が直に法律となるものとを比較すれば、一般人民に及ぼす所の影響決して同日の論にあらず。勿論或意味より言へば、獨逸の裁判官も亦法律を作るなり。即ち獨逸の刑法は適用の範圍大に廣し、故に其廣き範圍内に於て、或刑罰を科するなり。斯く或意味に於ては獨逸の判事も亦法律を作ると云ふを得べきも其米國の制度と異なる處は、獨逸にては以前の判決によつて將來の判決が影響を受くるが如き事毫もあらざるなり。換言すれば獨逸の裁判官は既定の法律を有し法律の奴隷なれども、米國の裁判官は自ら之を作りて其主人なるなり。これ即ち裁判の宣告が歴史的價值と永久的意義とを有する所以にして一般人民により裁判上の行爲が斯くも重大視せらるゝは全く之が爲めなり。尙此外にも斯かる結果を生ずる所以の理あり。判事は殆ど前判決例によつて判

決するがゆゑに訴訟の勝敗如何は、甲乙孰れが自己に有利なる判決例を指示し得るやに存すと云ふを得べし。然るに一般人民は之をなすと能はず、之を爲すは辯護士なり。されば此點に於いて米國の辯護士は獨逸のそれに比すれば、大に行動の範圍廣しと云ふべし。即ち米國の辯護士は唯だ訴訟其物に關係するのみならず、過去に於ける裁判の歴史にも關係すべきを以て其職務は歐洲に於ける同業者に比して大に重要なるものあり、且つ辯護士は種々の點に於て判事に優るとあり。何となれば判事は双方の辯護士が指摘、列舉したる判決例に従つて判決せざるべからざるを以てなり。又判事は辯護士中より選拔せらるゝにより、判事は法律は判決例に依つて構成せらるゝものなりとの觀念、及び裁判官の判決が判決例と合致して能く辯護士を信服せしむるに足る場合にのみ限り賞讃の價値ありとの觀念の下に養成せらるゝなり。斯くの如くにして辯護士と判事とは全く一致し、且つ社會の正義の觀念を以て全然其手に委ね、永久に民衆の良心を刺激する源泉となるべし。

自然の傾向は一般人民に法律の觀念を與ふるに適せり。即ち其觀念の發達は個

人主義の思想によると多し。夫れ個人の権利を保護し其身體財産の神聖を全ふするは個人主義の本領たり。個人としても國民としても法律を尊重するの念は米國人民の特徴にして、少しにても法律を破るものある時は米國人は決して之を寛假せざるなり。ポストンの最も繁華なる街路に大資本家の建築せる高壯なる一旅館あり。然るに建築法の規定に従へば、此街路に沿ふ建物は高さ九十呎を超ゆべからざるに、此旅館は其美觀を添ゆるが爲め頂上に欄干を付けたるを以て規定よりも七呎高くなりしかば、斷然法律に抵觸せる廉を以て之を取除かしめたり。此裝飾は美的見地よりすれば何人と雖異存なき所、之を取除くには多くの失費を要するのみならず、其旅館は勿論市街の美觀をも大に損するに至ると雖、而かもポストン市民は斯かる損失を顧るよりも一層法律の規定を尊重するが故に、之を以て社會の良心が勝利を得たるものとして大に満足したり。これ實に米國人民の依つて立つ所の基礎なりとす。

米國の裁判は此くの如く前判決例を基礎とするものにして、これ米國法律三起原の一なるが、其第二は、即ち歐洲諸國に於けると齊く人民の代表者の過半数が

法律を制定するとなり。國會が年々數百の議案を通過することは前に述べたるが如くなるが、其多くは特別案にして一般に適用せらるゝものにあらずと雖、亦其範圍の廣きものも決して鮮少にあらず、而して各州の議會に於ても亦其州内に適用すべき法律を制定することは、毫も國會に異なる所なし。即ち此等の法律を稱して法例(Statute)と云ふ。而して若し此法例に衝突する判決例ある場合は、これを廢却すべき効力を有するものなり。故に州の裁判官は勿論聯邦の裁判官も斯くの如く前判決例が法例によつて變棄せられざる場合にのみ限り、前判決例に倣ふて裁判することを得るなり。

これ即ち米國法の複雑なる所以の主因にして、四十五州の州議會は各其州の法律を制定し、各地方の利害關係、文化の程度等種々なる理由に依て異なる規定をなすが上に、なほ前判決例を基礎とする法律の原則と、法例の原則とこれに加はりて愈々複雑を極むるなり。且つ國會の制定せる法律に於ても、亦州會の制定せる法律に於ても、最初に之を適用する判事は自己の意見を以て之を解釋することを得るが故に、其判事の解釋は將來總ての裁判に有効なるものとなるなり。加之

聯邦の裁判所に於ても亦州の裁判所に於ても順次下等の裁判所より上等の裁判所に上訴する事を得べく、而して最高裁判所の判決は動かすべからざる法律となるなり。故に四十五の差異は單に諸州の法例に於てのみならず、其高等なる裁判所が法例に對して與へたる解釋に於ても亦之あるなり。

法律の第三起原は合衆國憲法にして、これ米國全體に普遍なる唯一の規定なりとす。元來合衆國憲法は國會の作れるものにあらずして國會は憲法によつて作られたるものなり。故に憲法の各規定は國會を通過せる法律よりも一層優等の地位にある法律なること、恰も國會を通過せる法律が如何なる判事の判決よりも一層優等の地位にあると同様なり。國會は憲法の一句と雖變更すること能はず。之をなすには全國民の同意を得ざるべからず。尤も國會は憲法の改訂を提議するの權を有す。斯かる場合には、上下兩院に於て三分の二の多數にて之を可決し、然る後四十五州の州議會に提出し、其四分の三の承認を得て初めて法律となるなり。

之を要するに斯くの如き司法制度は一見其運用の圓滑を欠き、故らに衝突の種

を蒔き、諸種の權力間に絶えず不和衝突を來すが如く見ゆべし。特に(一)聯邦の法律を執行する司法機關と、各州の司法機關とは屢衝突すべく、又(二)百年以前に成れる複雑なる憲法の規定は國會又は各州の進歩的の諸法案を妨ぐる事なしとせず。之が爲め法律の不確實を生ずる源となるべし。然れども之を除けば其他の事例へば各州に於て法律の複雑なるが如き不便なるは勿論なれども別に之が爲めに原則の衝突を惹起するが如きことあらざるなり。

然るに獨逸に於ては右の二點に類するものなし。普魯西の都市に於ては獨逸帝國の裁判所と普魯西の裁判所とまた獨逸帝國の裁判官と地方の裁判官と併立するがごときことあらず。且つ獨逸帝國にては、法典の作成者と憲法の規定を設けたる立法者との間に於ける衝突の如きは、何人も夢想だにせざる所なり。然るに米國にては到る處司法官が二重に存立するは、これ其司法制度の特徴にして、且つ已むを得ざることなりとす。米國の全制度は求心力と遠心力との均衡を保たんとする特質あるが故に、最初より司法權を擧げて聯邦に賦與することも或は全く各州に委任することも共になし。能はざる處にして、明確に裁判管轄の區

分をなすこと必要なりき。故に憲法は下の如き規定をなせり。陸海軍、通商、外交、度量衡貨幣、各州間の通商、郵便制度、特許及び版權、破産法、歸化、河川、港灣、國事犯等に關する裁判權は聯邦の管轄に屬し、又次の如き人々は聯邦裁判所の司法權に服従すべきものなり。第一、外交官及び領事、第二、州と州とに跨れる關係當事者、第三、就中最も重要なものにて、州即ち其物なり。州が關係當事者(被告或は原告)なる時は之を裁判するは高等法院ならざるべからず。尤も憲法に於て聯邦裁判所の管轄たることを明記せざる場合は凡て各州の司法權に屬するものとす。即ち刑法の大部分及び婚姻相續、契約、所有權等に關する事の如き皆然れり。

聯邦の裁判管轄區域として、全國を二十七の地方區(District)に分ち、各地方區に一の地方裁判所を置き、數個の地方區を合せたるものを巡回區(Circuit)となし、之に巡回裁判所を設け、一層重大なる訴訟特に利害關係の大なる民事訴訟を掌らしむ。而して其上に尙一の控訴院あるなり。聯邦裁判所も州の裁判所も其裁判手續きは互に相類似し、特に刑事に於ては憲法によつて其大體を規定せるが故に、孰れの裁判所に於ても殆ど同一なり。又兩方の裁判所ともに、無辜の者を保護す

る爲め、憲法の定めたる規則を遵守せざるべからず。

被告人は先づ豫備陪審官が其罪を告發し、然る後宣誓したる陪審官が之を取調ぶるにあらざれば罪せらるゝとなし、故に第二の陪審官が判決を與ふる前に先づ第一の陪審官が充分に其有罪なるを確信するを要す。又被告人は同一の犯罪に對して二回審問を受ると無く、又誰人も自己の爲めに不利益なる證言をなすべき強迫を受けず。又各人其犯罪地の陪審官に依つて取調べられ、自己に不利益なる凡ての證言を聽き、自己の爲めに辯護人を出し、自己の利益となるべき證人の出廷を求むるの權利あり。故に過酷の刑罰を科せられ、若くは適法の手續きによらずして慢りに個人の自由又は財産を犯さるゝが如き事なかるべし。憲法の規定斯くの如くなるを以て裁判の方法を劃一ならしむ。尤も其他の餘り顯著ならざる點に於ては裁判所によりて多少の相異なきにあらず。例へば聯邦の判事は終身官なれども州の判事は四年乃至七年の任期を以て選舉せらるゝが如きこれなり。

憲法上の法律と立法上の法律との關係は一層複雑せるが如し。此點に於ても亦

同一の地方にして二重の法律制度の下にあるものなり。一定不動の憲法の法文と國會又は州議會に於て多數投票の決議とは互に相對立せり。立法部は決して憲法を動かすべからず。而も裁判所の解釋が此二者の間に矛盾あるを表明するが如きことあれば司法制度の根本主義は此に動搖せざるべからず。然るに吾人若し如何にして此等の衝突を避くることを得られたるか或は此等の衝突の起り得べきに拘はらず如何にして何等の混雜も起らざるか或は又米國の如く重大なる政治上の争闘に依つて蹂躪せられたる國に於て斯くの如く齊一を缺ける法律制度が如何にして常に國民の指南車たりしかと問はゞ凡て之をなしたるものは實に高等法院の力なりと答へざるべからず。高等法院は合衆國の歴史に於て調停融和の大要因にして常に名譽ある記念を残せるものなり。最も著名なる高等法院長はジョン・マーシャル氏 (John Marshall) にして一八〇一年より一八三五年迄其職に在りしが氏は米國の大法律學者にして國民に憲法の精神を深く印象せしめたと氏の如きは未だ曾てあらざるなり。

高等法院は決して獨逸ライプツヒの帝國法院 (Imperial Court) と同一視すべからず。

のにあらず。州の司法権内にある訴訟は、唯其最高裁判所に迄上告するを得るのみなるが故に、ワシントン府の高等法院は聯邦の訴訟事件に限れる最高裁判所たるなり。尙高等法院の判事の職責を輕ふせんが爲めに、聯邦の裁判管轄に屬する民事々件にして其巡回區に在る控訴院以上に上告することを許さざる者あり。高等法院は斯くの如く聯邦の訴訟事件の最高裁判所なれども尙其外に憲法の規定によりて高等法院が直に初審且つ終審の裁判をなすべき事件あり。州又は聯邦其物が訴訟當事者たる場合にして、州と州との間の論争を判決し、又は聯邦若くは州の法律が憲法と衝突せるや否やを裁定するは獨り高等法院のみなりとす。故に此點より言へば高等法院は國會又は大統領以上の權力を有するものと云ふべし。例へば高等法院が、大統領の締結せる條約又は國會を通過せる法律案を以て憲法に抵觸するものと判決する時は、大統領及び國會の行爲は全く無効となるなり。唯高等法院の判決を廢棄することを得べき唯一の方法は全州の四分の三の多數投票、換言すれば憲法の修正によつてのみなり。從來二三の斯かる例なきにあらずと雖、實際高等法院判事九人の判決は米國に於ける最高の法

律なりと云ふを得べし。
 從來の歴史に徴するに、高等法院が憲法違反の理由を以て國會の法案を否認したること二十一回、州の法例を否認したること二百回以上なりき。而して其多くは政治上の重大問題にして、何れも議會に於て長く激烈なる論争となり、大に人心を聳動したるものならざるはなし。時には全國民が法律問題に對する意見に於て岐かれしと尠からず、高等法院の九人の判事すら僅少の多數決にて機に之が判決を與へたとあるも、全國民はなほ高等法院の判決に服従し、之に依て全く其論争は終決を告げたりと思惟せるなり。
 但し高等法院を以て單に抽象的理論的に法律問題を判定し、而して國會又は其他の立法部が憲法の規定に反戻する時は常に之れを否認するものとはなすべからず。元來高等法院は國會と同等の位地にありて優位地にあるにあらず。畢竟高等法院は裁判所にして立法部にはあらざるなり。されば高等法院は具體的に事件の判決を要する場合に至り初めて判決を下すものにして、未だ訴訟の起らざる前に先づ豫め理論的に之が解釋を下すが如きは決して其なざる處なり。

假令實際の訴訟事件に於ても高等法院は法律の無効を宣告するにはあらずして、唯其一事件の判決を爲すに過ぎず。而して其判決は如何なる法律に基きて之をなせるかを宣言するなり。されば二個の法律間に一致せざるものある時は、高等法院の判決は單に實際上其一方を他方よりも重大視すといふに過ぎず。斯くの如く元は唯だ一事件に限れる判決たりと雖、乃ち此に所謂普通法の原則により判決例は法律の効力を有し高等法院を始め其他の裁判所皆之を遵守するに至るが故に、之を以て破毀したる立法部の法律は實際無効となるなり。故に吾人は高等法院に於ても亦司法制度の安固は判決例の牽束力に依る所多きを見るなり。
 高等法院の判決が至大の影響を與へたる例少しとせず。例へば一八九四年國會は新課税法を通過せしが、或其一款に或定額以上の収入には總て課税することとせり。これ即ち富豪に對する課税法なり。勞働に依て得たる所得にはこの課税の有効なるは明白なれども、ニューヨークの辯護士等は證券の利子又は地代にも課税する以上はこれ果して憲法に違反する所なきや否やに就きて議論を生じ

たり何となれば憲法には明瞭に國家に對する直接税は各州之を徵集すべく、且つ其全額は人口に應じて各州にこれを割當つべしと規定しあり。さればニューヨークの富豪等の辯護士はこの憲法の規定を此に適用すべきものなることを主張し、今若し人口に應じて課税すとせば貧窮なる州も亦同様の負擔を爲さざるべからず之を個人に課すれば此新税の大部分は二三州に群集せる大富豪の肩上に落ち來るべしとせり。高等法院はその單に理論として議論せられたる間は何等容喙する所あらざりしが、終に或一部の人民が斯かる課税に應ずることを拒み、愈々法庭に訴ふるに及んで茲に初めて高等法院は審問を開くに至れり。而して米國有名の辯護士等は議論二派に岐かれ、高等法院の判事もまたその説分裂したりしが、遂に同院の判決は過半数によつて本課税法に反對したる人民の勝訴に歸したり。その理由とする處は同税は直接税なるがゆゑに直接税に關する憲法の規定は有効なりと云ふにあり。この一判決により、所得税法は、全く棄却せられたり。

尙一層重要な高等法院の判決はポートルニコ島に關するものにして、これ實に

米國將來の政治問題に大關係を有せるものなり。西班牙との條約により、ポートルニコ島は合衆國の所領となりたるを以て、同島はその法律に従はざるべからざることをなれり。然るに國會は尙同島より合衆國に輸入する或る貨物に關税を課せんとせり。之に就ては二個の見解あり。甲は憲法の規定は聯邦に屬する州と州との間には何等關税を課すべからずとあり。而してポートルニコは聯邦の一部分となれるが故に同島よりの輸入品に關税を課すべからずと。然るに乙は憲法は合衆國の所屬なるも未だ州と同等の權利を得ざる領土の事件は之を國會の權内に委せり。故に彼の憲法の規定は直に以てポートルニコに適用すべきものにあらずと。從來インデアン、テリトリイ、メキシコの割讓地又はアラスカ等の如きは甲の見解によつて處理せられ別に何の問題も起らざりしが、近來帝國主義の勃興と共に形勢の變化を來し茲に本問題を産み出すに至れり。

然るに本問題に對しても、高等法院は全國民が單に議論に熱中しつゝある間は、何等容喙する處なかりしなり。しかるに間もなくニューヨークの商人ダウンス氏 (Downes) は同港税關監督官ビドウェル氏 (Bidwell) を相手取り、愈々訴訟を起したり。